

相模原市駐車場ビジョン

令和5年11月



はじめに

本市では、昭和63年11月に最初の市営自動車駐車場である相模大野立体駐車場の供用を開始し、その後もモータリゼーションの進展とまちの将来的発展を見据え駐車場整備に関する施策を進めてまいりました。

現在、橋本駅、相模原駅、相模大野駅、小田急相模原駅の周辺に6つの市営駐車場を設置しておりますが、近年、カーシェアリングの普及や免許返納者の増加など、人々の意識や生活の変化等によって駐車需要は減少傾向にあります。

一方で、橋本駅南口のリニア中央新幹線の開業を見据えたまちづくりや、相模原駅北口の相模総合補給廠一部返還地におけるまちづくり、相模大野駅北口の既存の都市基盤を生かしたまちづくりなど、新たにまちづくりが進められる中で駐車需要の変化が見込まれる地区もあります。

こうした駐車場をとりまく周辺環境等の変化を捉え、これまでの駐車場整備に関する方針や施策を見直すとともに市営自動車駐車場を計画的かつ合理的に経営するため、このたび「相模原市駐車場ビジョン」を策定いたしました。

今後は本ビジョンに基づき、これまでの量的な目標を立てて充足させる整備から質的な整備に転換することで、多様な駐車需要に応え、環境問題やバリアフリー等にも配慮した整備を目指す駐車場施策を展開してまいります。

結びとなりますが、本ビジョンの策定にあたりお力添えをいただきました相模原市駐車場ビジョン検討委員会委員の皆様、貴重なご意見等をいただきました市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和5年11月 相模原市長 本村 賢太郎

目 次

相模原市駐車場ビジョンの策定に当たって	2
1 駐車場ビジョン策定の目的	3
2 駐車場ビジョンの位置付け及び構成	5
3 駐車場ビジョンの計画期間	5
I 駐車場基本計画	6
1 駐車問題に対するこれまでの取組	7
2 市の駐車場整備に係る社会情勢の変化	9
3 対象地区の需給バランス	21
4 駐車場整備に関する基本方針と方策	31
II 駐車場整備計画	34
1 対象範囲	35
2 各地区の現況	39
3 駐車場整備に関する基本方針	40
4 目標年次	40
5 整備目標量	41
6 駐車場整備に関する役割分担	44
7 駐車場整備に関する施策	45
III 駐車場整備事業経営戦略	58
1 経営戦略について	59
2 事業概要	61
3 将来の事業環境	75
4 経営の基本方針	80
5 投資・財政計画（収支計画）	81
6 公営企業として実施する必要性について	82
7 経営の戦略の事後検証、改定等について	82
巻末資料	83
1 投資・財政計画（収支計画）（別紙1～7）	84
2 各駐車場の収支状況等	91
3 検討体制等	97

相模原市駐車場ビジョンの策定に当たって

1 駐車場ビジョン策定の目的

本市では、自動車駐車場の整備に関する調査等に基づき、都市計画に3か所の駐車場整備地区を定め、昭和63年から平成25年までの約30年間に、同地区及び高度利用地区内に6施設の市営自動車駐車場を設置しました。

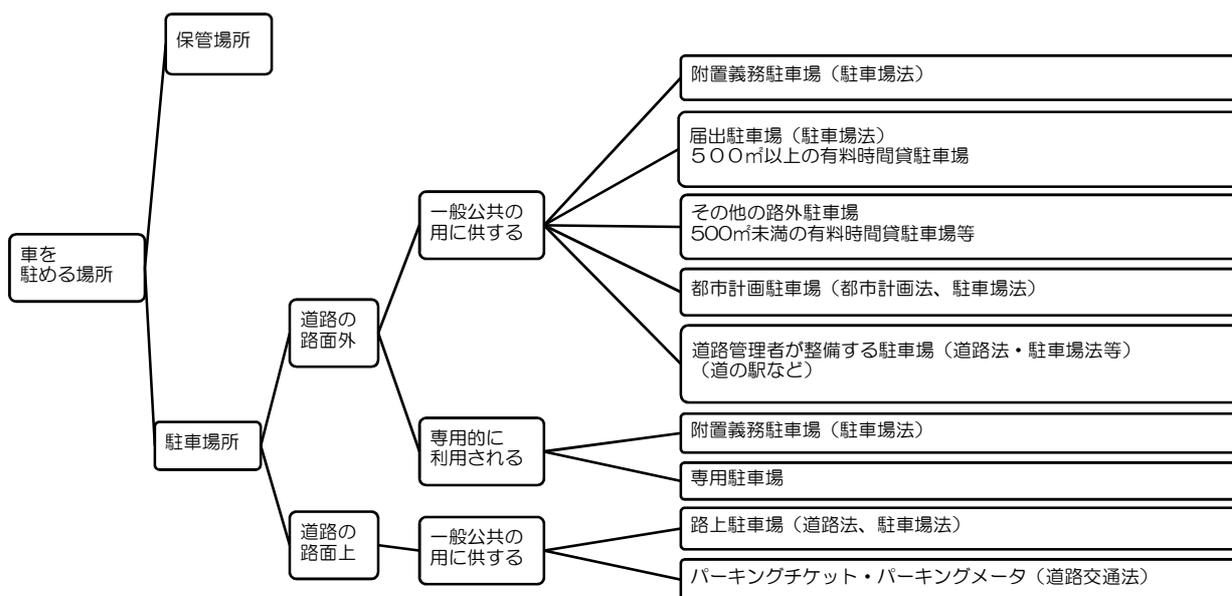
しかし、近年駐車場を取り巻く周辺環境等が大幅に変化しているため、市営自動車駐車場を設置している4地区を対象として、民間駐車場も含めた駐車場整備に関する基本的な方針、施策等を見直します。また、方針、施策等を踏まえ、市営自動車駐車場の中長期的な運営の見通しを示すため、相模原市駐車場ビジョン（以下「駐車場ビジョン」）を策定します。

【過去の駐車場整備に関する調査・計画】

年月	名称	主な内容
昭和58年3月	駐車場整備基本方針等策定調査	駐車場整備に関する基本方針の策定及び駐車場整備を必要とする地区の抽出のための調査
昭和62年3月	駐車場整備計画策定調査	駐車場整備地区の設定、附置義務制度の創設、駐車場供給策の方向付け等整備計画の内容についての総合的な検討のための調査
平成6年3月	駐車場基本計画策定調査	駐車場法等の改正に伴う、公民一体となった駐車施設の整備・確保への取組の見直し並びに市街地整備の動向及び目標を踏まえた駐車施設整備のあり方、基本方針等の再検討のための調査
平成13年3月	相模大野地区駐車場整備計画	再開発に伴い策定した相模大野駐車場整備地区内の整備計画
平成18年1月	相模大野地区駐車場整備計画（改定）	再開発の内容変更に伴い改定した相模大野駐車場整備地区内の整備計画

【駐車場の分類】

一般に駐車場といわれるものを分類すると概ね次のとおりです。



国土交通省 令和4年度第1回まちづくりにおける駐車場政策のあり方検討会（R4.10.5）会議資料3を参考に作成

【市営自動車駐車場を設置している地区】



地区名	都市計画で指定している地区	市営自動車駐車場設置数
①相模大野地区	相模大野駐車場整備地区 高度利用地区（相模大野駅西側地区）	2
②橋本地区	橋本駅周辺駐車場整備地区 高度利用地区（橋本駅北口地区、橋本駅北口C地区）	2
③相模原地区	相模原駐車場整備地区	1
④小田急相模原地区	高度利用地区（小田急相模原駅北口地区、小田急相模原駅北口B地区）	1

■ 駐車場整備地区とは

都市計画法（昭和43年法律第100号）上の商業地域、近隣商業地域等の区域内において自動車交通が著しくふくそうする地区又は当該地区の周辺の地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域として都市計画に定める地区

■ 高度利用地区とは

用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区

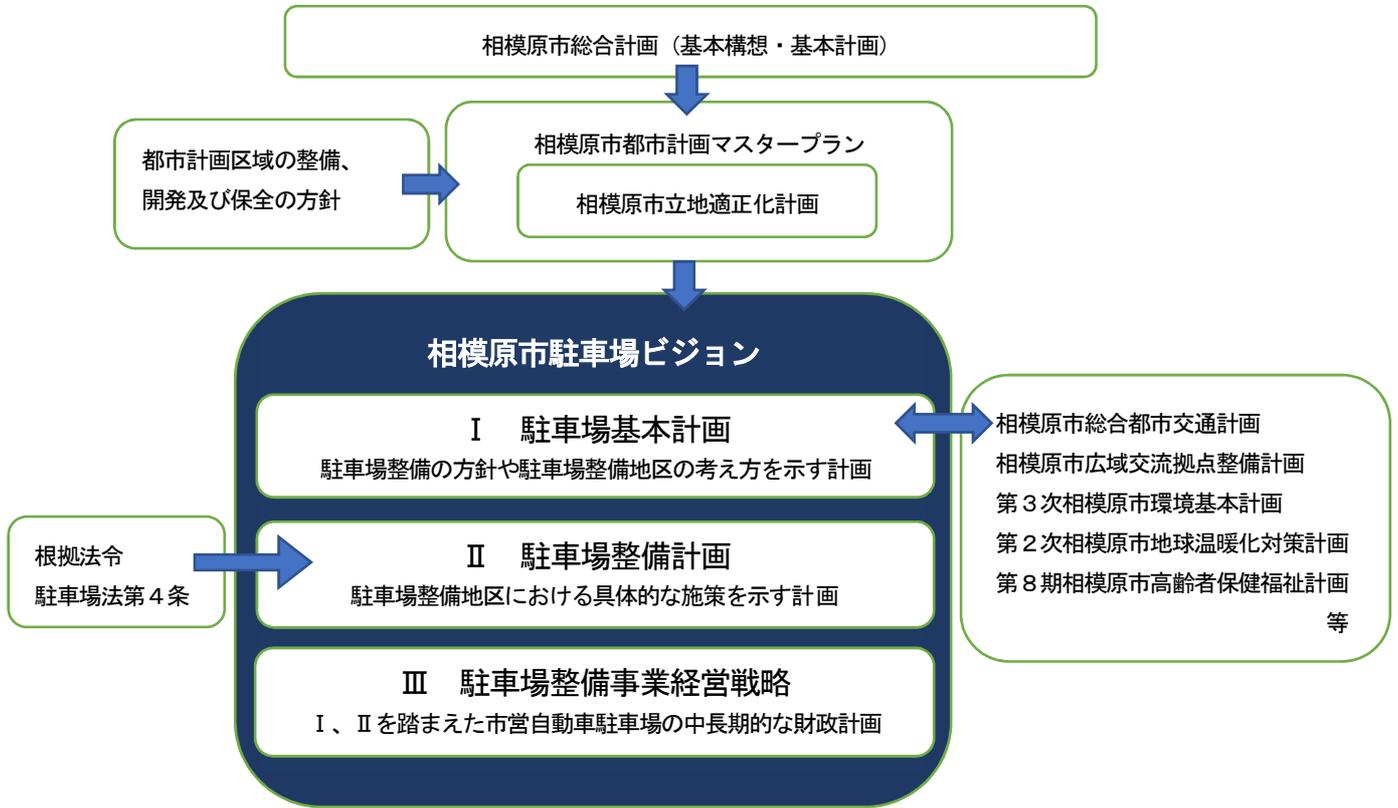
■ 都市計画駐車場

都市計画法第11条で都市計画に定めることができるとされる都市施設の一つ。一般的に駐車場整備地区内に設置し、地区の駐車需要に対応して一般公共の用に供する駐車場。

2 駐車場ビジョンの位置付け及び構成

相模原市総合計画及び相模原市都市計画マスタープランを上位計画とし、相模原市総合都市交通計画等の関連計画と整合を図り、策定するものです。

なお、駐車場ビジョンのうち駐車場整備計画は、駐車場法（昭和32年法律第106号）第4条に基づく駐車場整備計画として定めるものです。



3 駐車場ビジョンの計画期間

駐車場ビジョンは、令和5年11月から令和15年3月までの約10年間を計画期間としますが、相模原市総合計画基本計画（第2次相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略）の計画期間と合わせて令和9年度に見直しを行います。また、各関連計画に変更等が生じた際は、必要に応じて全体を見直します。

R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
相模原市総合計画基本構想／相模原市都市計画マスタープラン／ 相模原市立地適正化計画（令和2年から概ね20年）										
相模原市総合計画基本計画 （令和2～9年度）【10年間】						新しい基本計画				
相模原市駐車場ビジョン（令和5年11月～15年3月）【10年間】										
見直し						見直しを反映させた駐車場ビジョン				

I 駐車場基本計画

1 駐車問題に対するこれまでの取組

本市では昭和62年10月に相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例（昭和62年相模原市条例第9号。以下「附置義務条例」という。）を施行し、昭和63年11月に最初の市営自動車駐車場である相模大野立体駐車場を設置しましたが、当時は時間貸駐車場が少なく、駐車場の整備が課題でした。

平成6年3月の相模原市駐車場基本計画策定調査では、拠点商業地・業務地（市都市計画マスタープランにおける中心市街地）や地区中心商業地（市都市計画マスタープランにおける地域拠点）で、現在都市計画に定めている駐車場整備地区又は高度利用地区では、路上駐車が多く発生しており、道路機能の低下による渋滞の発生や、バスの定時性確保の阻害といった問題がみられました。

これらの駐車問題に対応するため、市営自動車駐車場の整備や、民間自動車駐車場整備促進事業の実施等に取り組んできました。また平成12年6月に施行された大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）、平成18年4月に施行された相模原市開発事業基準条例（平成17年相模原市条例第59号）等により、大型施設に対し駐車場設置を義務付けた結果、地域や時間帯によって路上駐車が発生することはあるものの、かつての駐車問題はほぼ解消され、道路交通の円滑化を図るというこれまでの目的は概ね達成しました。

＜平成6年3月における本市の駐車問題と対応＞

商業・業務地区	大型商業施設周辺 ※古淵駅付近	住宅地
＜駐車問題＞		
<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地で荷さばきや買物を目的とした路上駐車が多く、道路機能が低下し渋滞の発生や、バスの走行性、定時性の阻害の要因になっていた 	<ul style="list-style-type: none"> 特に問題は見られなかった 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地内に路上駐車が発生し緊急車両の通行や歩行者の安全性の妨げになっていた
＜問題の発生要因又は抑制要因＞		
<ul style="list-style-type: none"> 時間貸駐車場の不足 既存の駐車施設が十分に活用されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 十分な駐車場容量の確保 敷地内に入庫待ち滞留スペースの確保 交差点等における右折レーンの延長 	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所以外への駐車等
＜対応の考え方＞		
<ul style="list-style-type: none"> 駐車需要の適切な抑制 計画的な駐車施設の整備促進 適切な取締り 交通マナー向上の意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 大型商業施設立地に対する指導の参考事例とする 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な取締り 交通マナー向上の意識啓発
＜実施施策等＞		
<ul style="list-style-type: none"> 市営駐車場の整備 市営駐車場の空き情報の提供 大規模施設に対する荷さばき場整備の指導 	<ul style="list-style-type: none"> 付加車線、滞留スペース等の確保指導 	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所として利用される駐車スペースの円滑な供給の誘導

◎地域や時間帯にもよるが、路上駐車はほぼ解消→駐車問題に対するこれまでの目的は概ね達成

市の駐車場整備に関連する出来事

年 月	出 来 事
昭和 62 年 3 月	◎相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例制定(S62.10.1 施行)
昭和 62 年 3 月	■相模大野駐車場整備地区都市計画決定(S62.3.31 告示)
	■相模大野立体駐車場都市計画決定(S62.3.31 告示)
昭和 63 年 11 月	○市営相模大野立体駐車場供用開始
平成元年 9 月	◎相模原市特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条例 (平成元年相模原市条例第 3 2 号) (H2.4.1 施行)
平成 2 年 9 月	■相模大野駅北口地下駐車場都市計画決定(※民間の都市計画駐車場)
平成 3 年 2 月	■橋本駅北口地区高度利用地区都市計画決定(H3.2.28 告示)
	■橋本駅周辺駐車場整備地区都市計画決定(H3.2.28 告示)
	■橋本駅北口自動車駐車場都市計画決定(H3.2.28 告示)
平成 6 年 9 月	■相模原駐車場整備地区都市計画決定(H6.9.7 告示)
	■相模原駅自動車駐車場都市計画決定(H6.9.7 告示)
平成 9 年 1 月	■橋本駅北口自動車駐車場都市計画決定変更(H9.1.10 告示)
平成 9 年 4 月	○市営相模原駅自動車駐車場供用開始
平成 10 年 3 月	■橋本駅北口 C 地区高度利用地区都市計画決定(H10.3.6 告示)
	■橋本駅北口第 2 自動車駐車場都市計画決定(H10.3.6 告示)
平成 10 年 6 月	◎大規模小売店舗立地法制定(H12.6.1 施行)
平成 12 年 2 月	○市営橋本駅北口第 1 自動車駐車場供用開始
平成 13 年 4 月	■相模大野駅西側地区高度利用地区都市計画決定(H13.4.27 告示)
	■相模大野駅西側自動車駐車場都市計画決定(H13.4.27 告示)
平成 13 年 9 月	○市営橋本駅北口第 2 自動車駐車場供用開始
平成 14 年 3 月	■小田急相模原駅北口地区高度利用地区都市計画決定(H14.3.15 告示)
平成 17 年 9 月	◎相模原市開発事業基準条例制定(H18.4.1 施行)
平成 18 年 4 月	■相模大野駅西側地区高度利用地区都市計画決定変更(H18.4.18 告示)
	■相模大野駅西側自動車駐車場都市計画決定変更(H18.4.18 告示)
平成 18 年 5 月	◎駐車場法一部改正(H18.11.30 施行)※自動二輪車の定義追加
平成 19 年 12 月	○市営小田急相模原駅自動車駐車場供用開始
	■小田急相模原駅北口 B 地区高度利用地区都市計画決定(H19.12.12 告示)
平成 25 年 3 月	○市営相模大野駅西側自動車駐車場供用開始

◎駐車需要を充足させるための規定がある法律・条例 ○市営自動車駐車場の供用開始月 ■都市計画決定

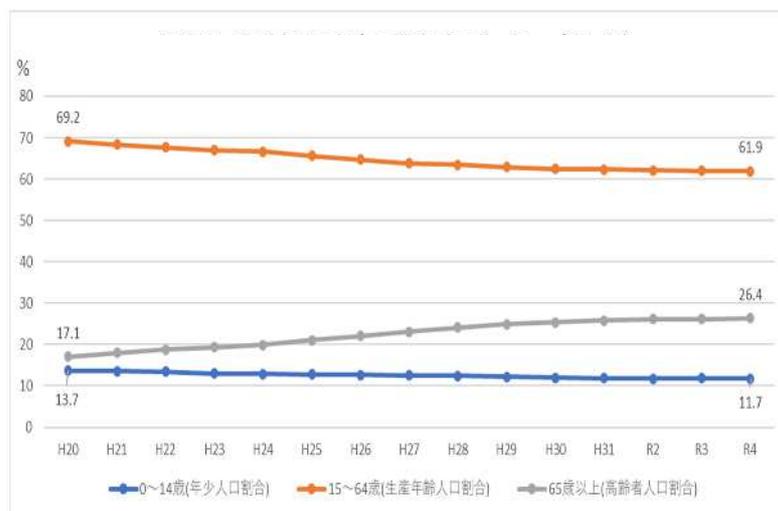
2 市の駐車場整備に係る社会情勢の変化

全国的な人口減少や超高齢社会の継続、交通手段や駐車場の供給台数の変化、駐車場を完備した大型店舗の出店や新たなまちづくり等、市営自動車駐車場を整備した当時と現在は社会情勢が変化しています。

2-1 人口動向

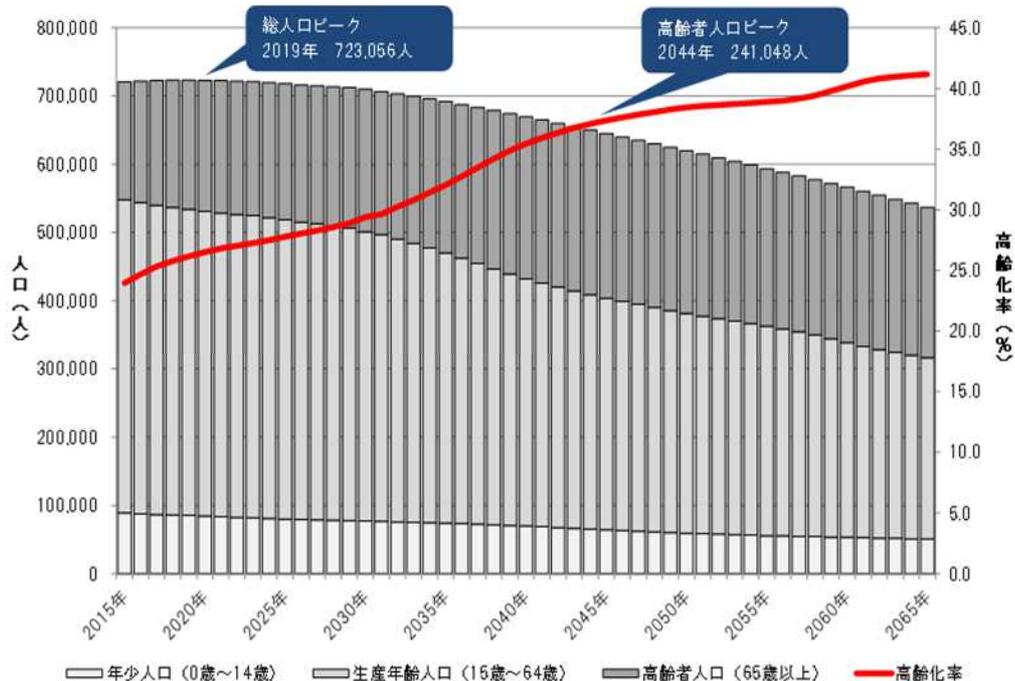
年齢3区分（年少人口、生産年齢人口、高齢者人口）別に人口割合の推移を見ると、年少人口と生産年齢人口が減少する一方で、高齢者人口は増加しており、令和4年には全体の4分の1を超えています。また、「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」において、今後の総人口や生産年齢人口は減少すると推計しており、自動車利用者数も減少することが見込まれます。

資料1 年齢3区分別人口割合の推移（相模原市「人口と世帯数・年齢別人口（推計人口）」より作成）



注) 国勢調査に基づく推計人口による各年1月1日現在の人口。年齢不詳は含めない。

資料2 相模原市の将来人口推計(出典：2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計)



【参考】令和4年度相模原市将来人口推計業務委託報告書の推計結果を抜粋して掲載します。

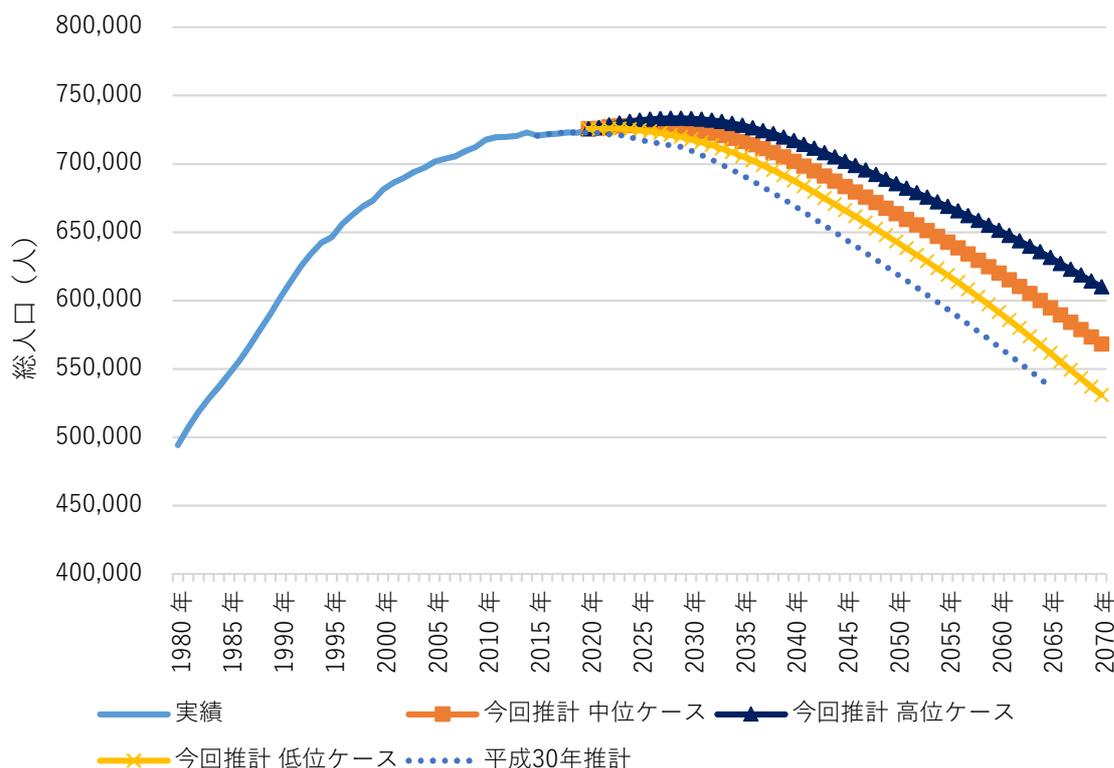
2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計と異なるピーク予測となりましたが、今後の総人口や生産年齢人口は減少する見込みは変わりありません。

参考資料1 総人口(出典：令和4年度相模原市将来人口推計業務委託報告書)

相模原市の総人口は、中位ケースの場合は2020年の725,493人から増加し、2025年に728,042人でピークを迎える。その後は減少を続け、2040年には701,773人、2070年には568,161人になると予測される。

以下に各推計ケースによる総人口の推移と、前回(平成30年)の推計結果との比較を示す。前回推計では、総人口が2019年に723,056人でピークを迎えるという予測であったのに比べて、今回推計では以下のように予測される。

- 中位ケース： 2025年、728,042人
- 高位ケース： 2029年、733,348人
- 低位ケース： 2022年、725,817人



※実績値は各年の国勢調査人口による。

図 総人口の推移および前回推計との比較

中位ケースの場合、0～14歳人口は2020年の82,547人から減少を続け、2070年には53,108人になると予測される。15～64歳人口についても同様に2020年の453,230人から減少を続け、2070年には286,584人になると予測される。65歳以上人口は2020年の189,716人から増加し、2046年に251,463人でピークを迎える。その後は減少し、2070年に228,469人になると予測される。

人口構成比は、0～14歳は2020年の11.4%から減少を続け、2070年に9.3%になると予測される。15～64歳は2020年の62.5%から大幅に減少し、2070年には50.4%になると予測される。65歳以上は2020年の26.1%から大幅に増加し、2037年には33.3%（市民の3人に1人が高齢者）、2070年には40.2%になると予測される。

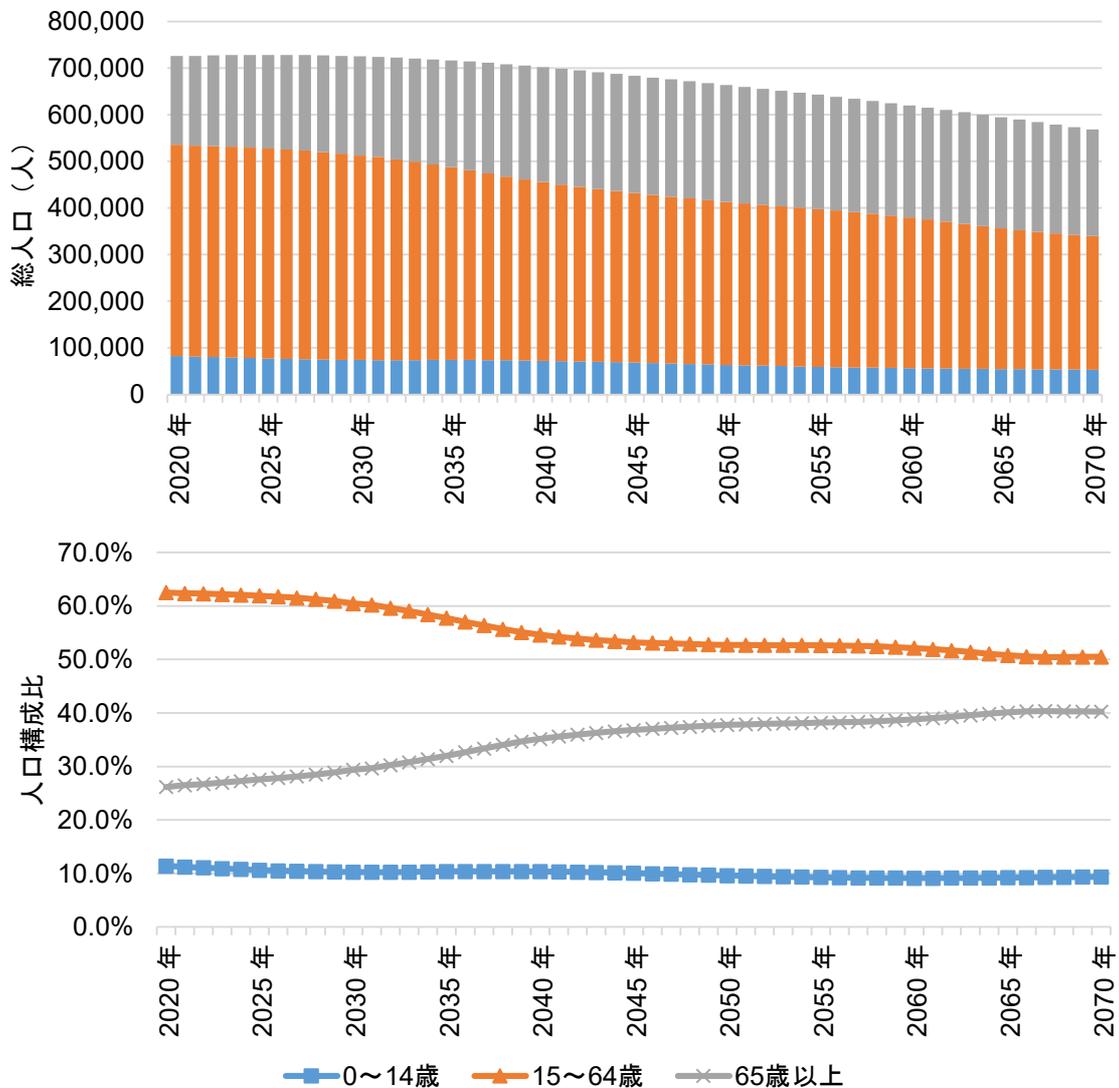
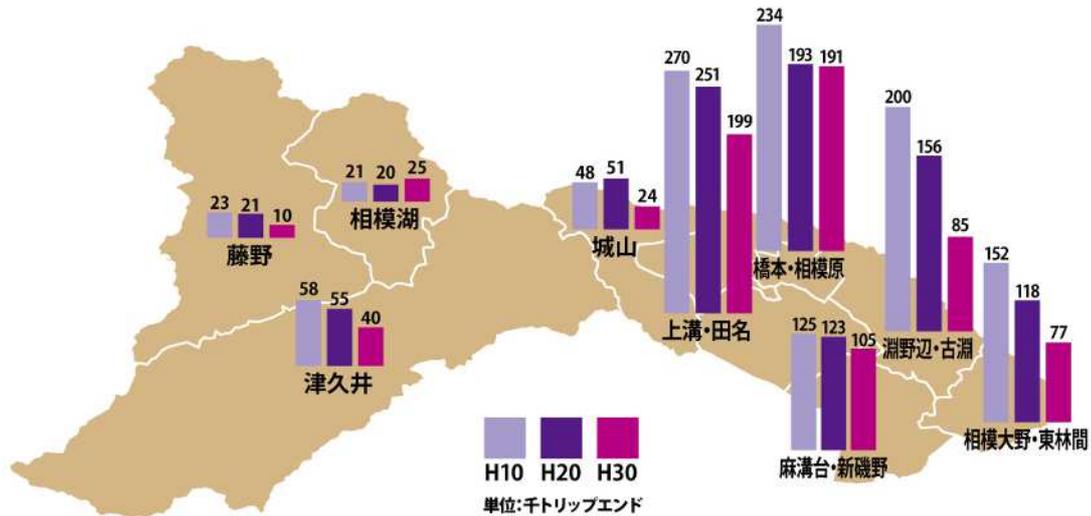


図 年齢3区分別人口および構成比の推移（中位ケース）

2-2 自動車交通量の状況

平成10年、平成20年、平成30年の各東京都市圏パーソントリップ調査における市の自動車の発生集中量は、相模湖地区を除き減少しています。

資料3 市内の自動車交通量（相模原市の人の動き（H20及びH30パーソントリップ調査データから）より作成）



■パーソントリップ（PT）調査とは

どのような人がいつ、何の目的で、どこからどこへ、どのような交通手段で移動したかについて調査し、1日のすべての移動を捉えるもの。

（第6回東京都市圏パーソントリップ調査（平成30年実施） 巻末用語集より）

■発生集中量とは

発生量（あるゾーンを起点とするトリップの合計量）と集中量（あるゾーンを終点とするトリップの合計量）の総和。

（東京都市圏交通計画協議会ホームページより）

■トリップエンドとは

1つのトリップにおける出発地と到着地。1トリップには出発地と到着地の2つのトリップエンドがある。

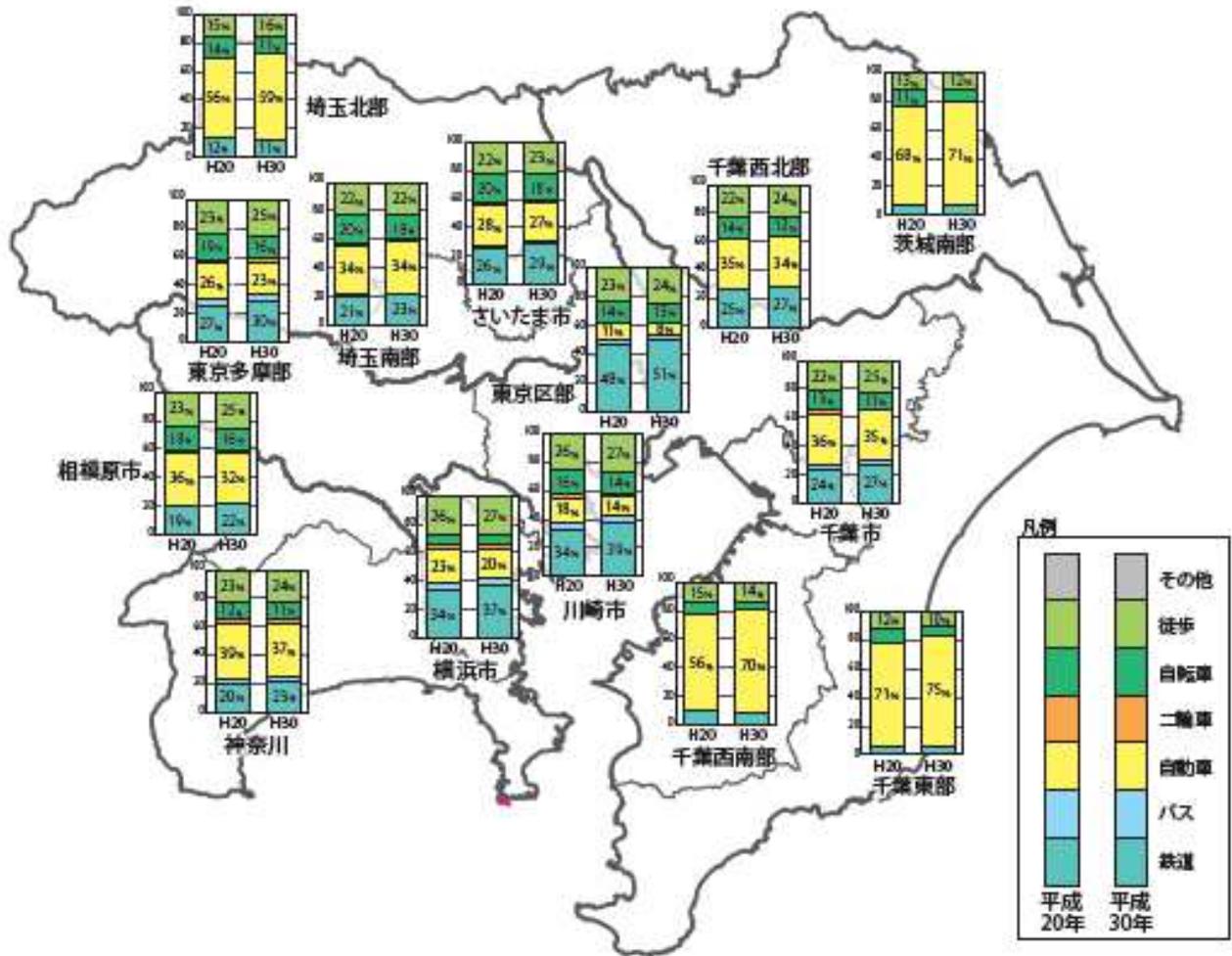
（第6回東京都市圏パーソントリップ調査（平成30年実施） 巻末用語集より）

2-3 代表交通手段分担率の状況

平成30年の市の自動車分担率は32%となっており、平成20年の分担率36%と比べ分担率は減少しています。

資料4 地域別の代表交通手段分担率の変化

(出典：第6回第6回(H30)東京都市圏パーソントリップ調査の集計結果概要 図15)



■代表交通手段分担率とは

1つのトリップでいくつかの交通手段を乗り換えた場合、その中の主な交通手段のことを『代表交通手段』と呼び、ある交通手段のトリップ数の全交通手段のトリップ数に占める割合を交通手段分担率という。

(第6回東京都市圏パーソントリップ調査 巻末用語集より抜粋)

2-4 市内鉄道駅まで（から）の移動手段

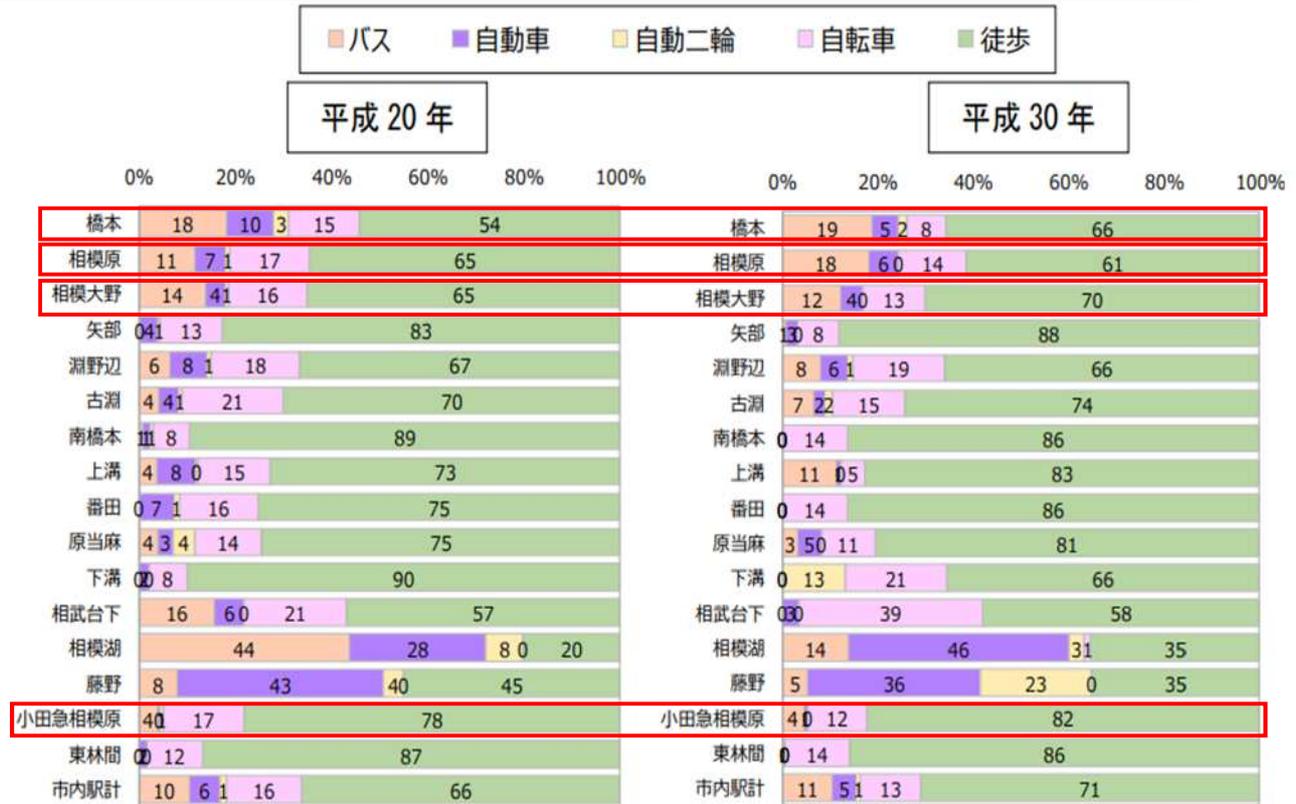
市内の各駅における駅まで、または駅からの交通手段の利用率は、平成30年で徒歩が約71%と平成20年から5%増加しています。

橋本駅、相模原駅ではバス利用も増加しています。

自動車の利用については対象地区各駅とも、減少傾向にあるところが多くなっています。

資料5 市内鉄道駅まで（から）の移動手段

(出典：相模原市の人の動き～(第6回(H30)東京都市圏パーソントリップ調査から～図2-5)



※パーソントリップ調査はサンプル調査であり、全ての人の動き(トリップ)を把握しているわけではないため、数値がゼロとなる場合がある。構成比の数値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

出典：第5回及び第6回東京都市圏パーソントリップ調査

本計画の対象地区

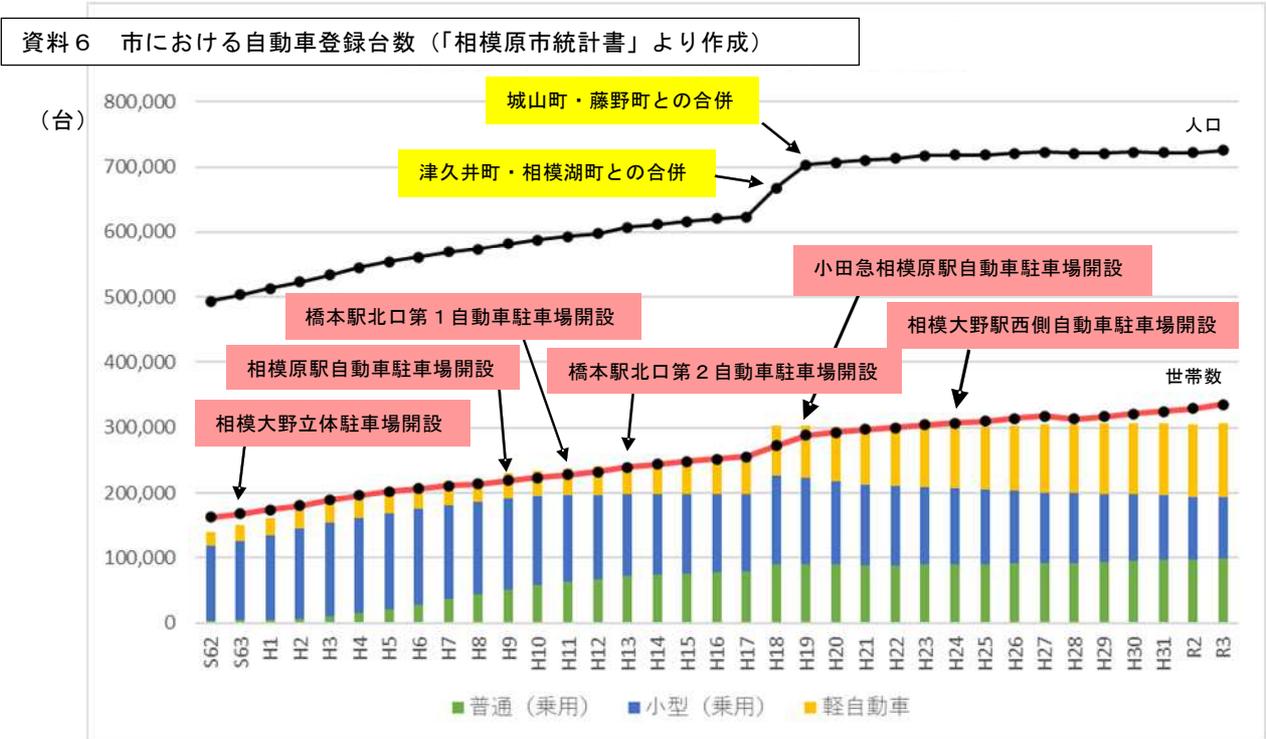
■対象地区の駅まで（から）の自動車利用の占める割合（H20⇒H30）

- ・橋本駅 H20：10% ⇒ H30：5%
- ・相模原駅 H20：7% ⇒ H30：6%
- ・相模大野駅 H20：4% ⇒ H30：4%
- ・小田急相模原駅 H20：0% ⇒ H30：0%

2-5 自動車保有状況の変化

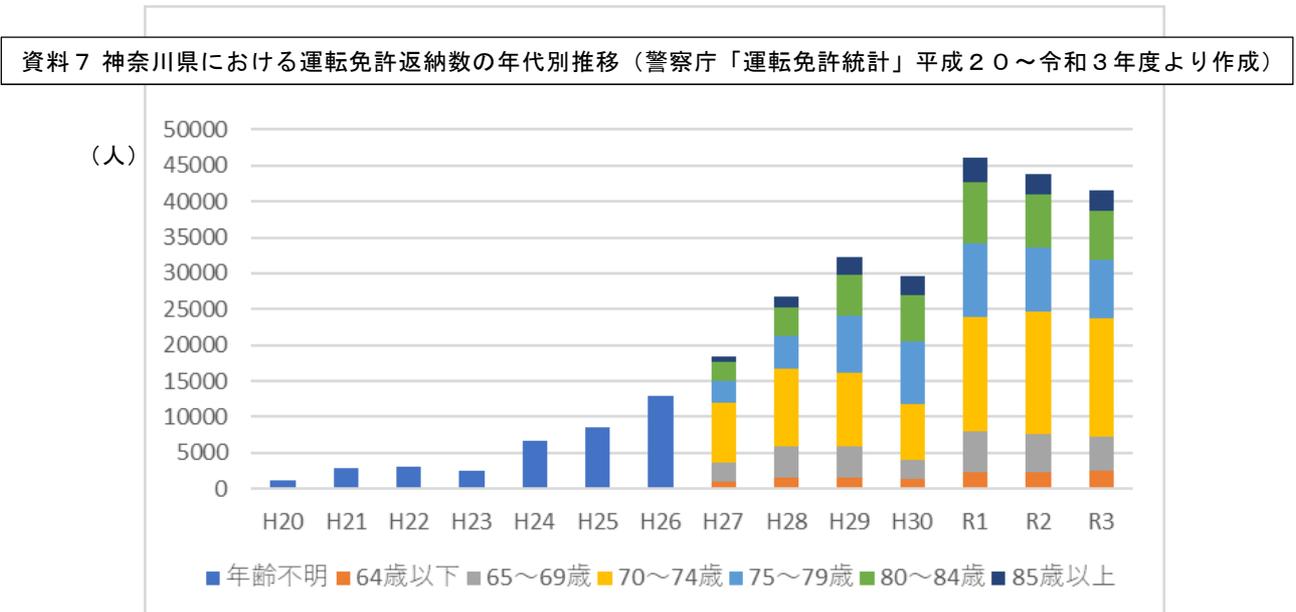
市の登録自動車台数のうち乗用自動車数は、世帯数と近い数値であり、一時は世帯数を超えていましたが、平成23年頃から世帯数を下回るようになりました。

また、軽自動車と普通（乗用）の登録台数が年々増加し、現在は小型（乗用）とほぼ同じ割合になっています。



2-6 運転免許返納の状況

神奈川県における運転免許返納数は、平成24年頃から増加しています。70歳から74歳までの年齢の方で返納する方が最も多く、令和3年の免許返納人数は約4万人となっています。

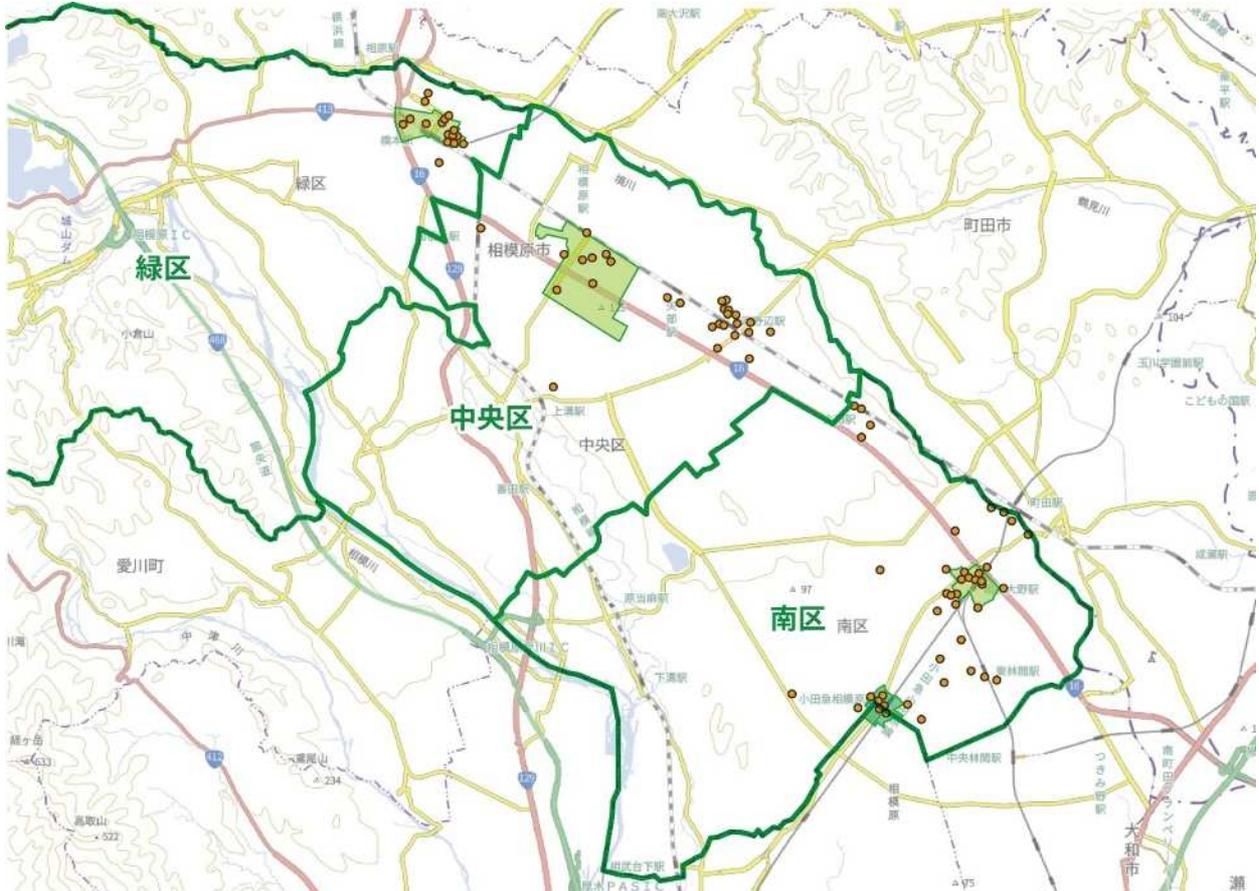


2-7 カーシェアリングの普及状況

市内全域におけるカーシェアリング会社主要5社のステーションは、令和4年9月1日現在86箇所が整備されています。

検討対象地区においては、下表に示すように32箇所90台が配置されています。

資料8 市内におけるカーシェアリング・ステーション位置図
(カーシェアリング会社主要5社のホームページ(令和4年9月1日現在)より作成)



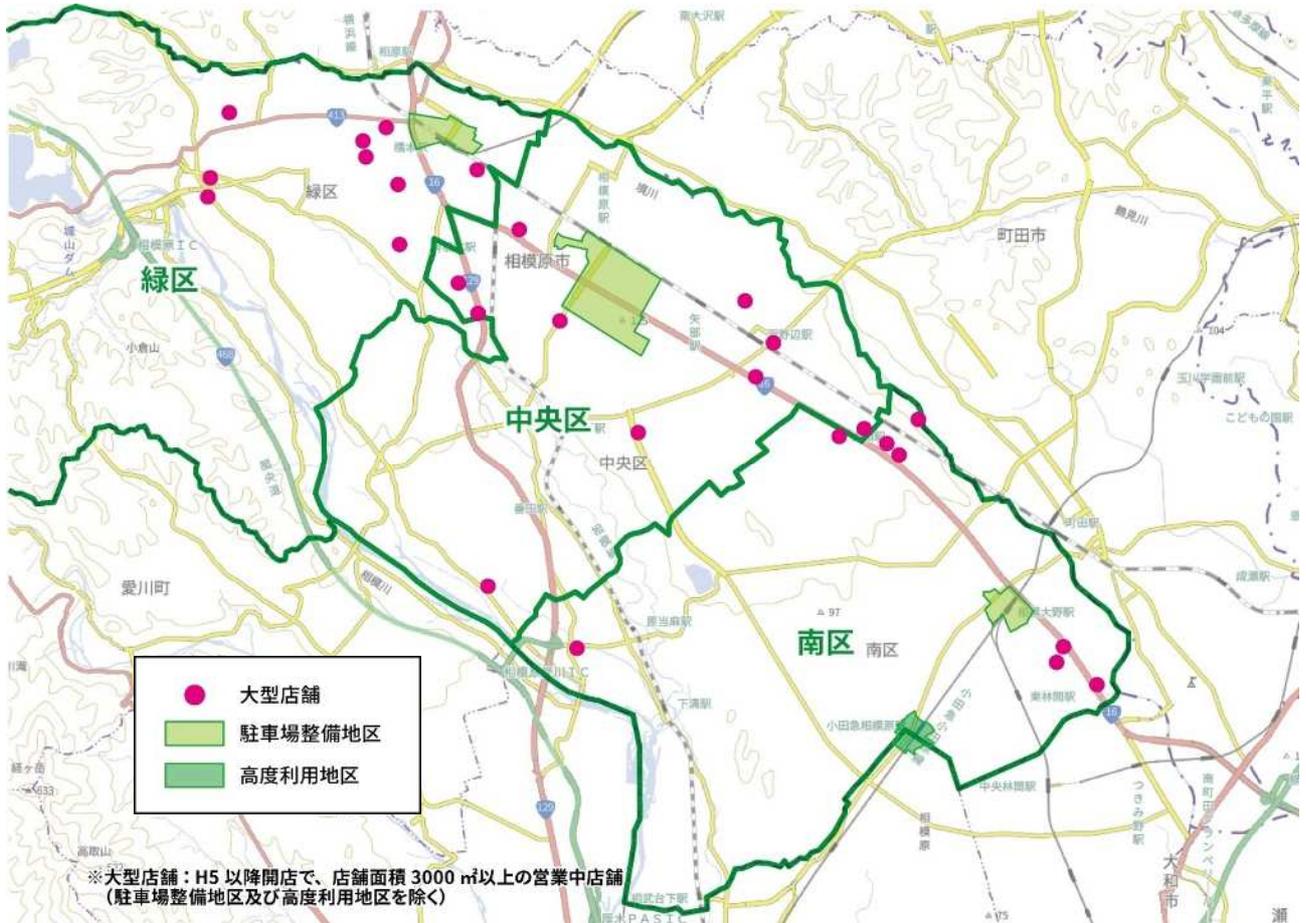
地区	ステーション数	合計車両台数
橋本地区	11箇所	計34台
相模原地区	7箇所	計15台
相模大野地区	8箇所	計31台
小田急相模原地区	6箇所	計10台

2-8 大型店舗の立地動向

前回の駐車場基本計画策定調査（平成6年3月）以降、無料の大型駐車場を備えた大型店舗が様々な地域に立地しています。

駐車場整備地区及び高度利用地区を除く区域に立地している、店舗面積3,000㎡以上の営業中店舗の駐車場は約1万5,000台整備されています。

資料9 市内における大型店舗の立地（相模原市ホームページ「行政区別大規模小売店舗一覧表」より作成）



	店舗数	駐車場台数
緑区	9店舗	6,139台
中央区	10店舗	3,081台
南区	8店舗	5,676台

開店年	店舗数	駐車場台数
H5～H12	9店舗	4,798台
H13～H22	11店舗	7,607台
H23～	7店舗	2,491台



※店舗数は大規模小売店舗立地法等による届出に基づきますが、現在営業していない店舗で、廃止の届出がない店舗を含むため実態と異なります。

2-9 市営自動車駐車場周辺の時間貸駐車場

各地区とも多くの時間貸駐車場が整備されています。一般に時間貸駐車場は暫定的な土地利用とされており、高度利用を図るべき地区内に平面駐車場が多数存在することは、土地利用の面で必ずしも望ましい状態とはいえませんが、時間貸駐車場の中には、立体駐車場等の規模が大きく、今後も駐車場として継続利用することが見込まれるものも一定数存在しています。

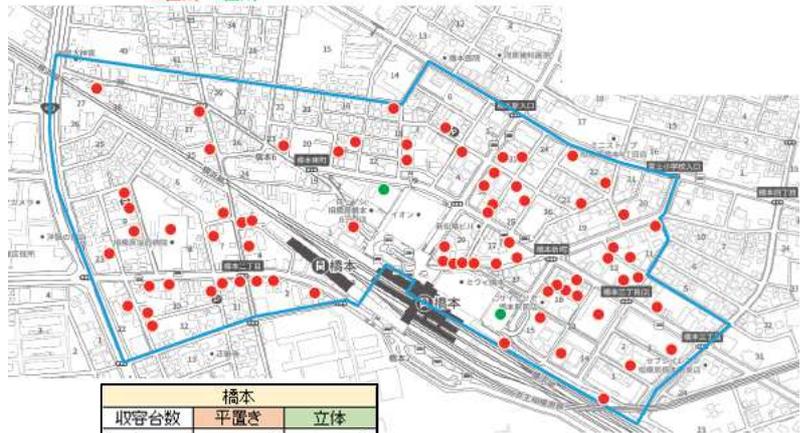
資料 10 市営自動車駐車場周辺の時間貸駐車場（令和2年度 駐車場需要調査結果に基づき作成）

相模大野地区 40箇所 4箇所



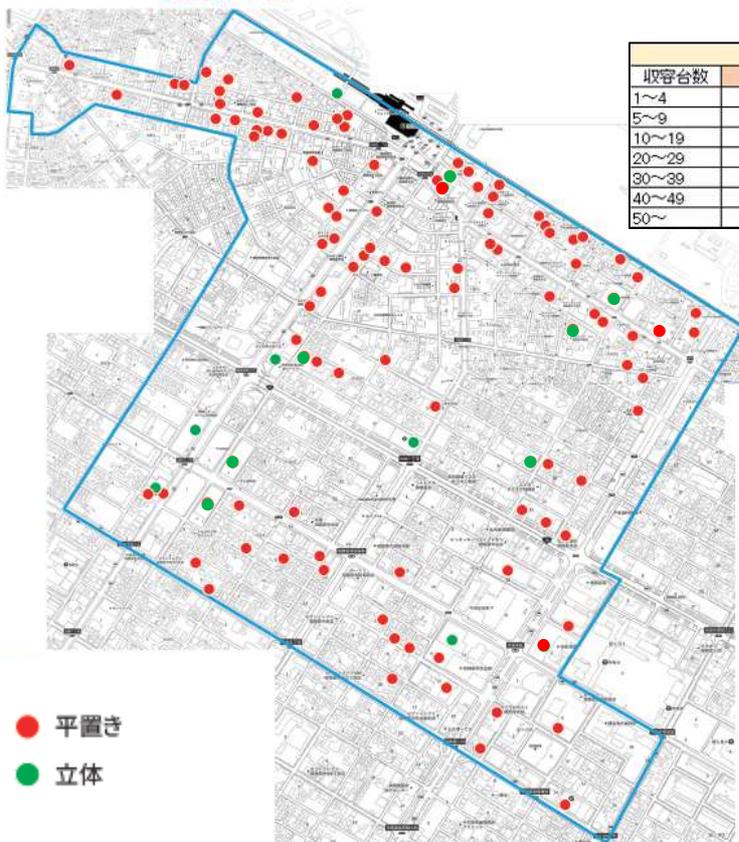
相模大野		
収容台数	平置き	立体
1~4	5	0
5~9	12	0
10~19	10	0
20~29	6	0
30~39	4	0
40~49	0	0
50~	0	7

橋本地区 72箇所 2箇所



橋本		
収容台数	平置き	立体
1~4	9	0
5~9	30	0
10~19	20	2
20~29	2	0
30~39	2	0
40~49	3	0
50~	2	5

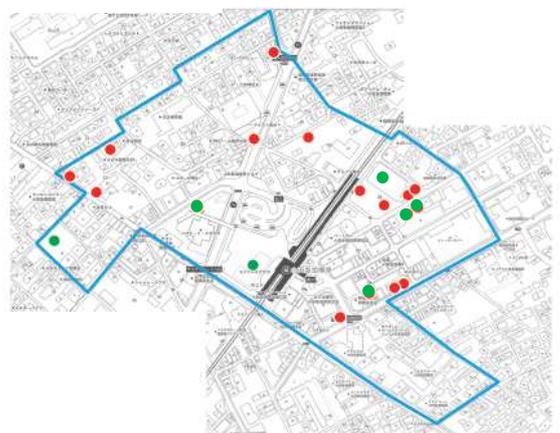
相模原地区 103箇所 8箇所



相模原		
収容台数	平置き	立体
1~4	9	0
5~9	28	0
10~19	35	0
20~29	10	0
30~39	4	0
40~49	2	0
50~	5	13

小田急相模原		
収容台数	平置き	立体
1~4	4	1
5~9	6	2
10~19	0	0
20~29	1	1
30~39	1	1
40~49	0	0
50~	1	2

小田急相模原地区 3箇所 7箇所



● 平置き
● 立体

2-10 市営自動車駐車場の現状

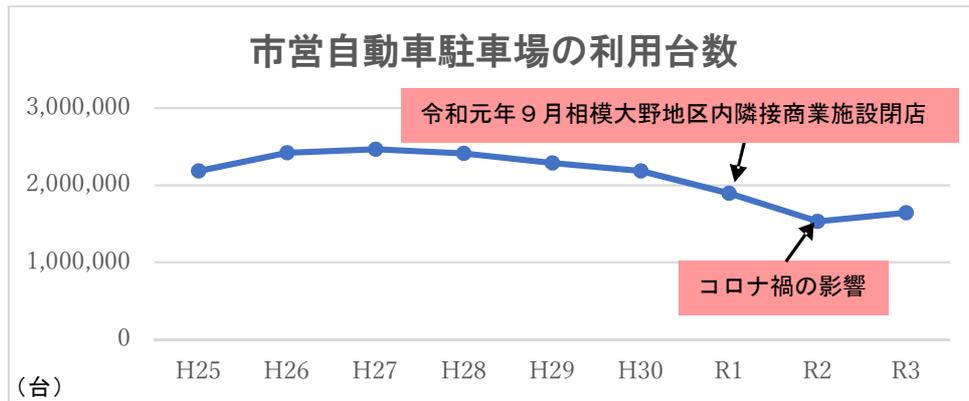
2-10-1 市営自動車駐車場の利用状況

市営自動車駐車場6施設が整備された後の利用状況について、平成27年度以降減少傾向にあります。

6施設全体の利用台数（二輪自動車は除く。）

(台)

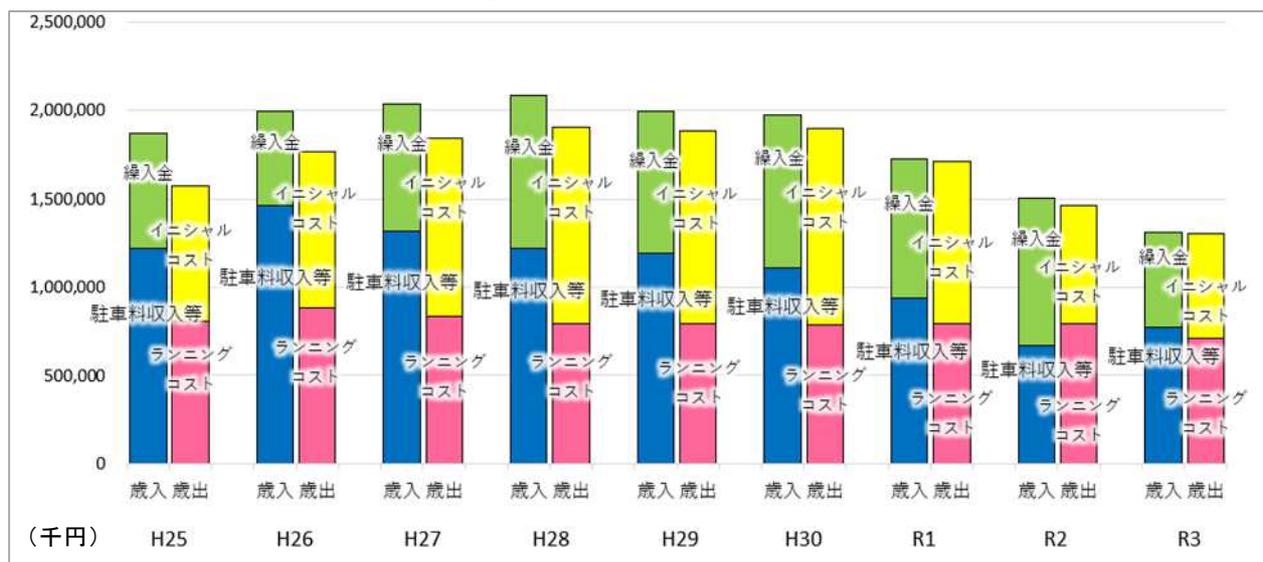
H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
2,184,610	2,419,567	2,465,212	2,412,224	2,288,447	2,185,415	1,894,183	1,531,907	1,642,492



2-10-2 市営自動車駐車場の収支状況

市営自動車駐車場は、駐車料収入等を管理運営費に充てていますが、主に建設費を償還するため一般会計から繰り入れも行っていきます。

イニシャルコストは年々減少していきませんが、今後、施設の老朽化等で大規模修繕等を行うことにより、増加することが予想されます。



※イニシャルコスト：市営自動車駐車場建設費の公債元金

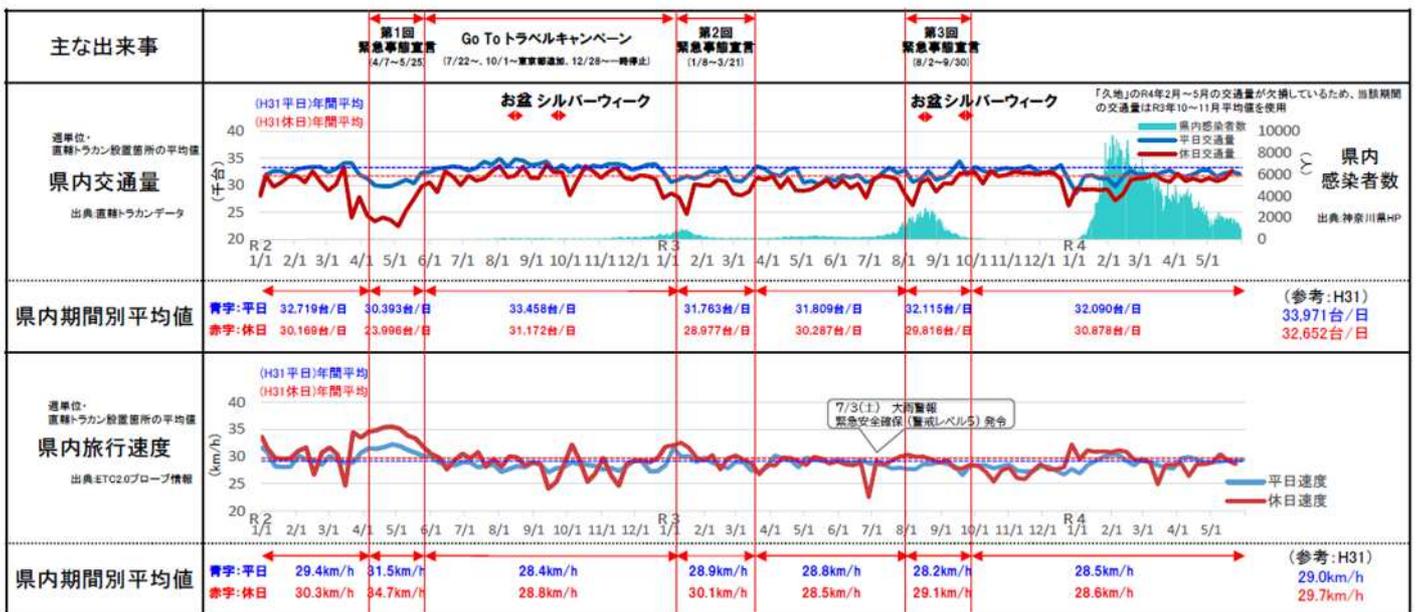
ランニングコスト：市営自動車駐車場の管理運営・維持補修・公債利子

2-10-3 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う影響

新型コロナウイルス感染症の流行による交通状況への影響を把握するため、神奈川県移動性（モビリティ）向上委員会が県内の交通状況を分析した結果、現在の交通状況はほぼ緊急事態宣言前に戻りつつあると報告されており、今後の駐車需要推計に大きな影響は出ないものと考えられます。

資料 11 新型コロナウイルス状況下の交通状況分析
（第 26 回神奈川県移動性（モビリティ）向上委員会資料より抜粋）

- 新型コロナウイルス情勢下における交通状況に大きな変化がないかを把握するために県内の交通量・旅行速度を継続して確認した。
- R2年の第1回緊急事態宣言下はゴールデンウィーク期間などの休日を中心に交通量が減少し、旅行速度が向上。以降、徐々に交通量・旅行速度ともに宣言前と同程度に変化している。
- R3年の第2回・第3回宣言時には特に休日の交通量が減少し、旅行速度が向上しているものの、変化幅は第1回宣言時よりも小さく、平均で見るとR3年以降は第1回宣言前と同程度の交通量・旅行速度である。



3 対象地区の需給バランス

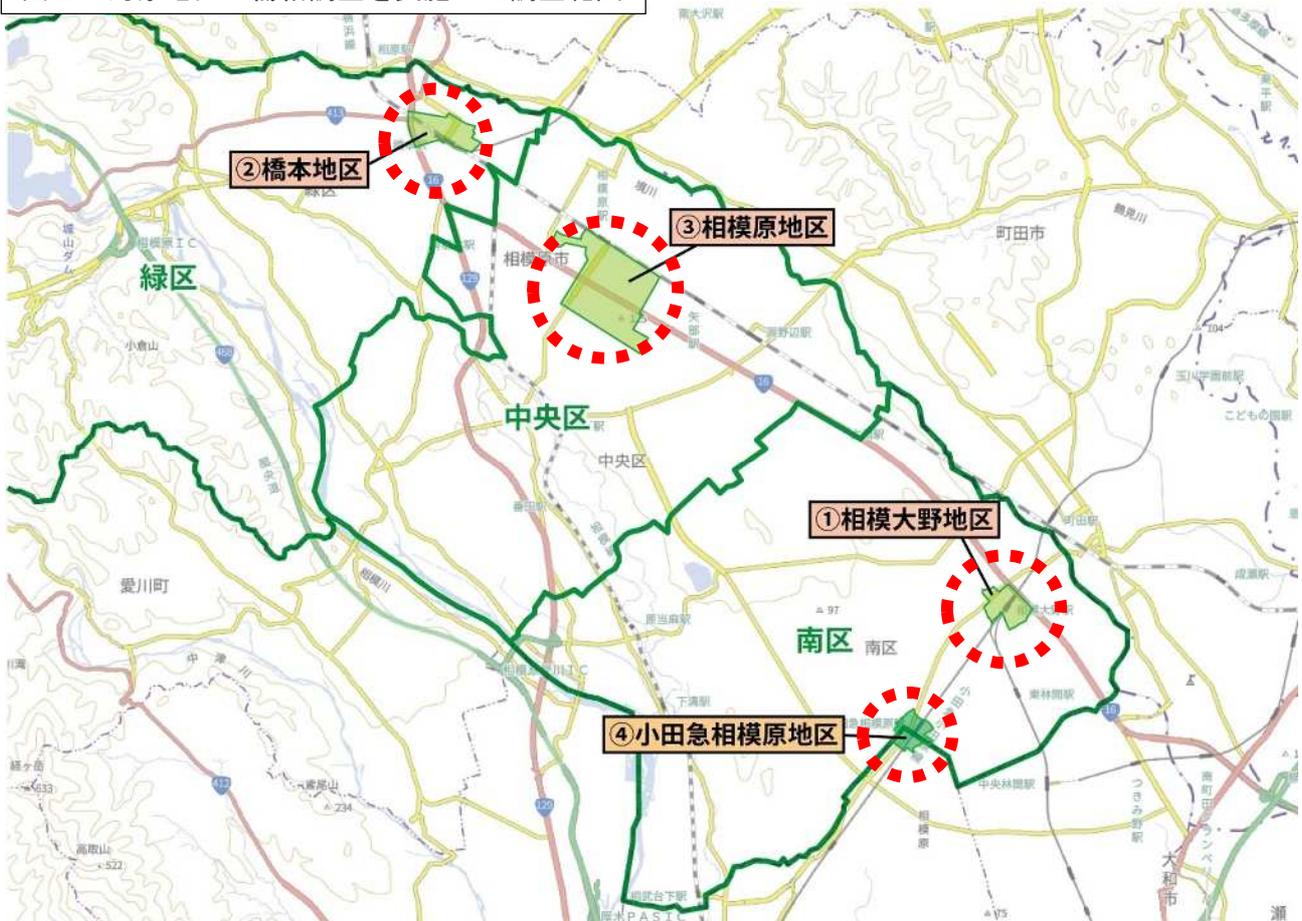
3-1 対象地区

駐車場ビジョンでは、過去の調査結果等を踏まえ、現在市営自動車駐車場を設置している地区を検討の対象とします。

検討に当たり、地区内の駐車場整備地区（小田急相模原地区にあっては、高度利用地区周辺）における駐車場の需給調査を令和2年度に実施しました。

地区名	都市計画で指定している地区	市営自動車駐車場設置数
①相模大野地区	相模大野駐車場整備地区 高度利用地区（相模大野駅西側地区）	2
②橋本地区	橋本駅周辺駐車場整備地区 高度利用地区（橋本駅北口地区、橋本駅北口C地区）	2
③相模原地区	相模原駐車場整備地区	1
④小田急相模原地区	高度利用地区（小田急相模原駅北口地区、小田急相模原駅北口B地区）	1

図2 対象地区と需給調査を実施した調査範囲



3-2 需給バランス

駐車場の現況需給バランスから将来需給バランスを推計します。

3-2-1 現況需給バランス

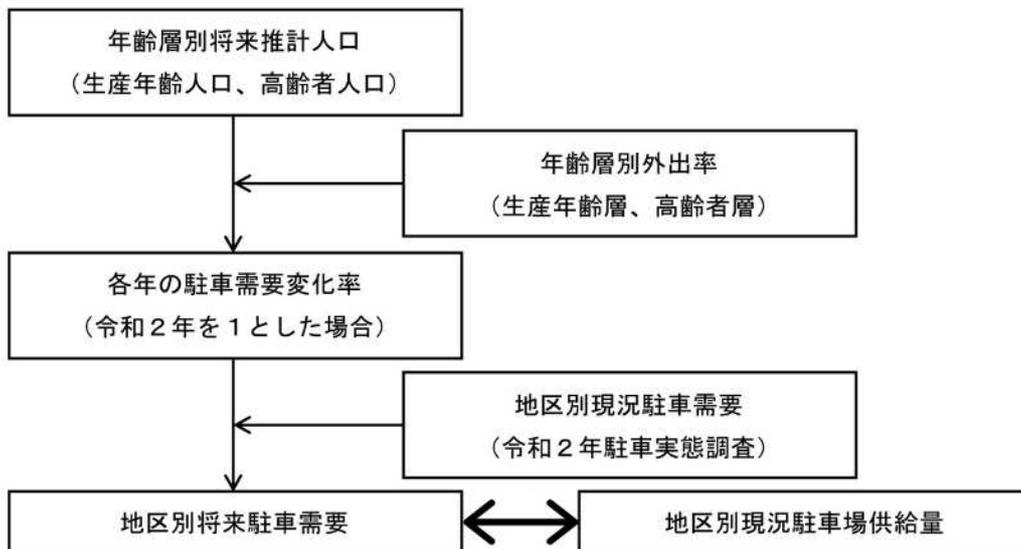
現況需給バランスの「整備台数」は、市営自動車駐車場を含む主要な時間貸駐車場の台数です。

また「駐車台数」は、平日・休日の時間帯ごとの駐車台数を調査したものです。主要な時間貸駐車場は、立体駐車場等の規模が大きく今後も駐車場として継続することが見込まれる駐車場を選出しています。

3-2-2 将来需給バランス

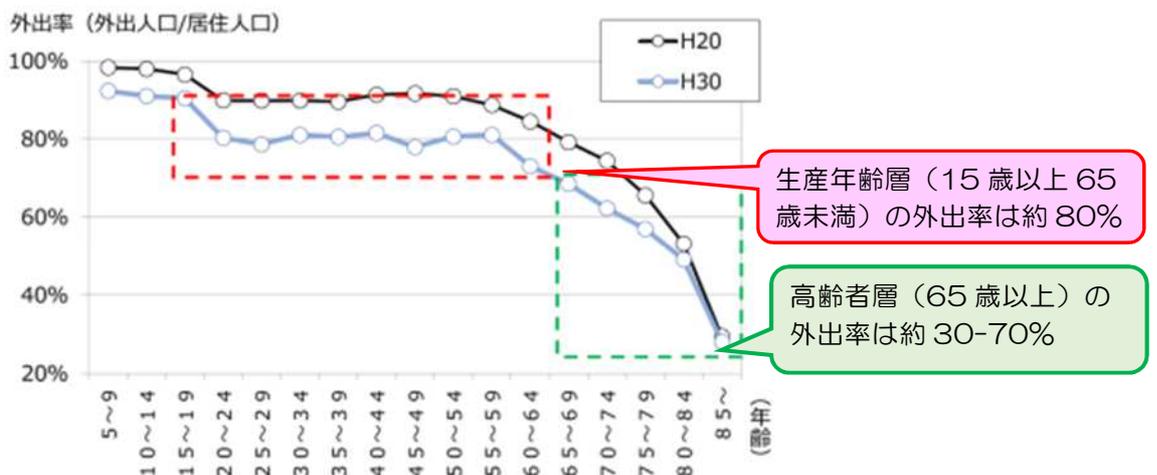
将来需給バランスは次のフロー図に基づき推計します。将来的に、年齢層別の将来推計人口及び外出率※を基に推計した将来駐車需要量は徐々に減少します。本計画期間の最終年度である令和14年度は令和2年度の約97%、令和22年度は約90%に減少することが見込まれます。

＜駐車需要の将来推計フロー＞



※外出率：調査対象日に外出した人の割合（各年齢層の外出率はH30年時点から概ね変化しないと仮定）

＜外出率の変化＞



出典：第5回及び第6回東京都市圏パーソントリップ調査

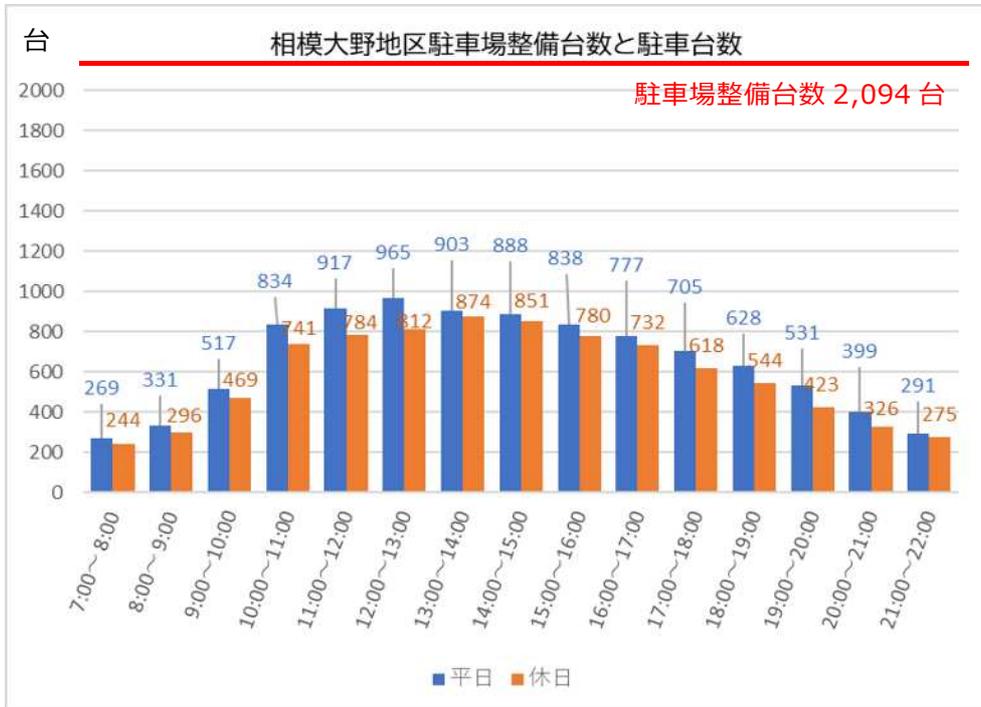
3-2-3 各地区の需給バランス

[相模大野地区]

駐車場整備地区内の現況需給バランス及び将来需給バランスは次のとおりです。



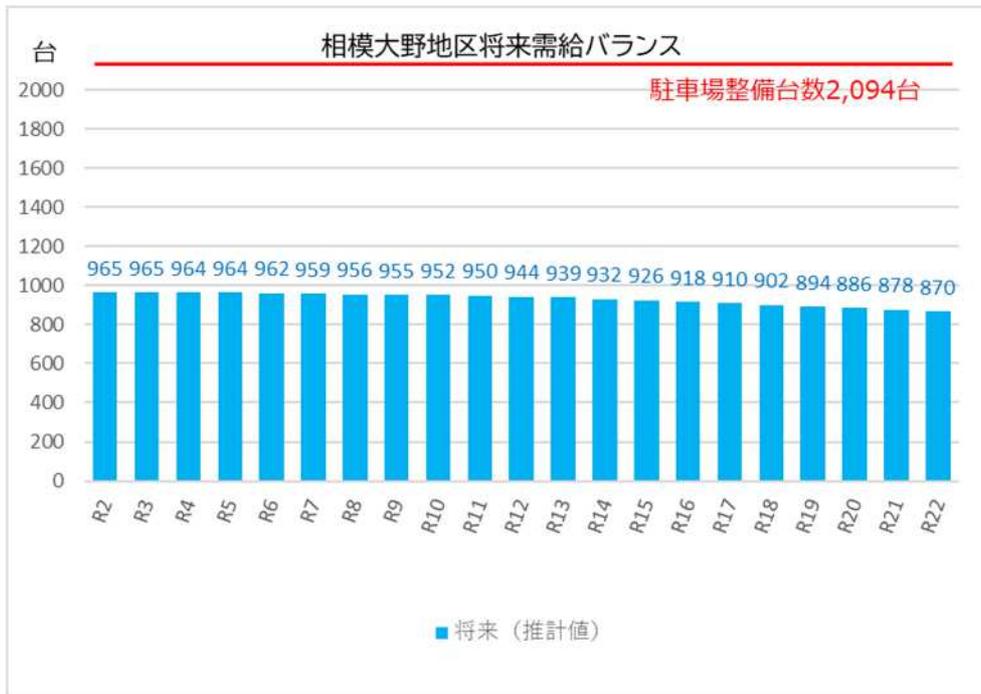
<相模大野駐車場整備地区内の現況需給バランス>



調査日：令和2年11月13日（金）、11月15日（日）
 ※調査データをR2→R4市営自動車駐車場の利用台数の推移で補正

※駐車場整備台数は、市営自動車駐車場（2か所1,492台）及び主要な時間貸駐車場の合計台数

<相模大野駐車場整備地区内の将来需給バランス>

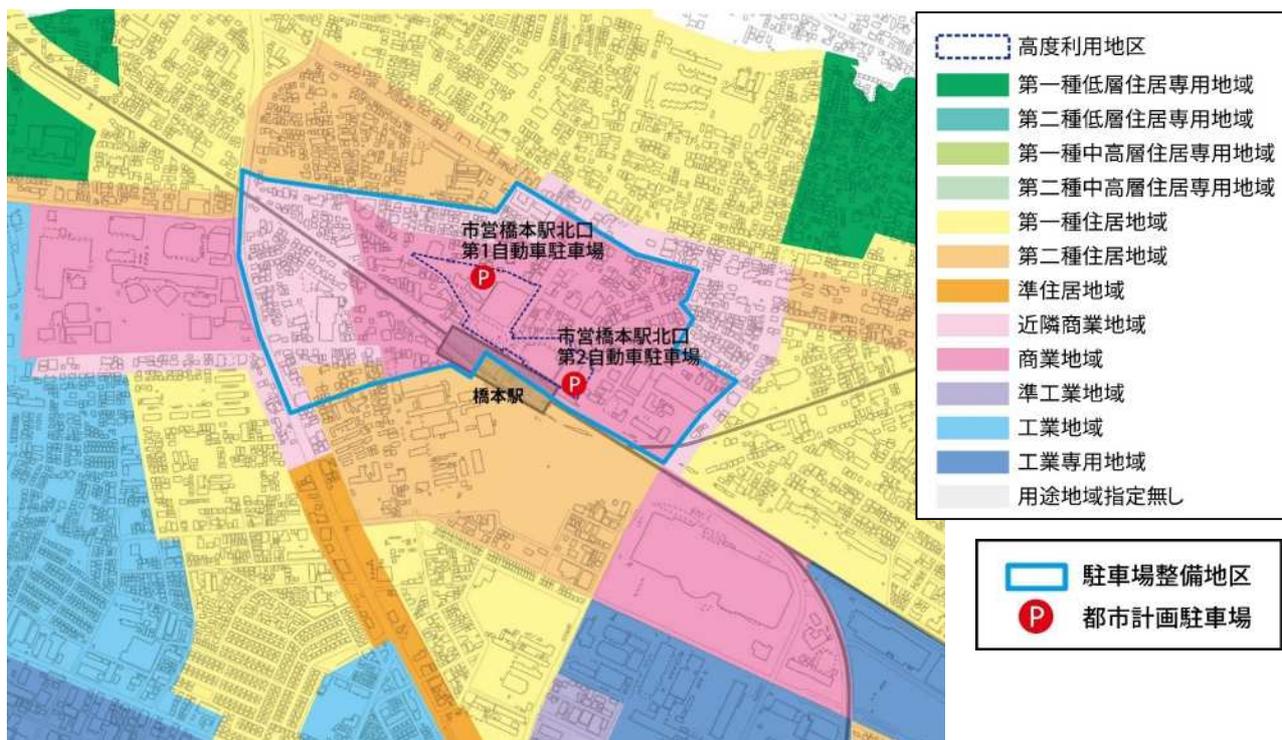


<相模大野地区のまちづくりに関する特記事項>

- ・令和元年9月の大規模商業施設の閉店等により、まちのにぎわい等に影響が出ているため、地域と協働したソフト事業を中心とする新たなまちづくりに向けた取組を進めています。
- ・大規模商業施設の跡地は、マンションを主体とした民間開発が進められており、商業施設部分には附置義務駐車場が整備される予定です。

[橋本地区]

駐車場整備地区内の現況需給バランス及び将来需給バランスは次のとおりです。



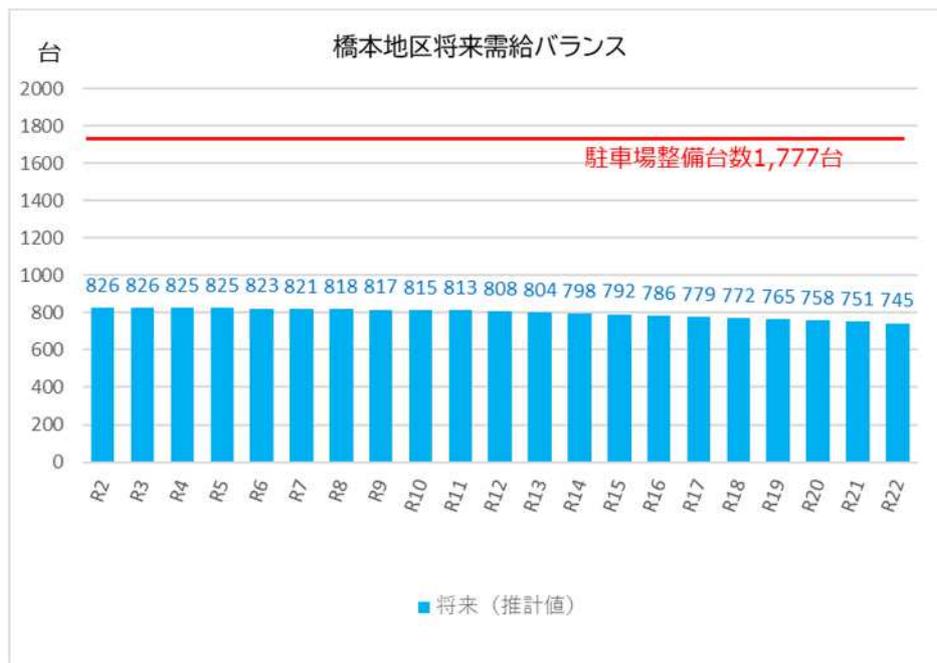
<橋本駅周辺駐車場整備地区内の現況需給バランス>



調査日：令和2年11月13日（金）、11月15日（日）
 ※調査データをR2→R4市営自動車駐車場の利用台数の推移で補正

※駐車場整備台数は、市営自動車駐車場（2か所1,148台）及び主要な時間貸駐車場の合計台数

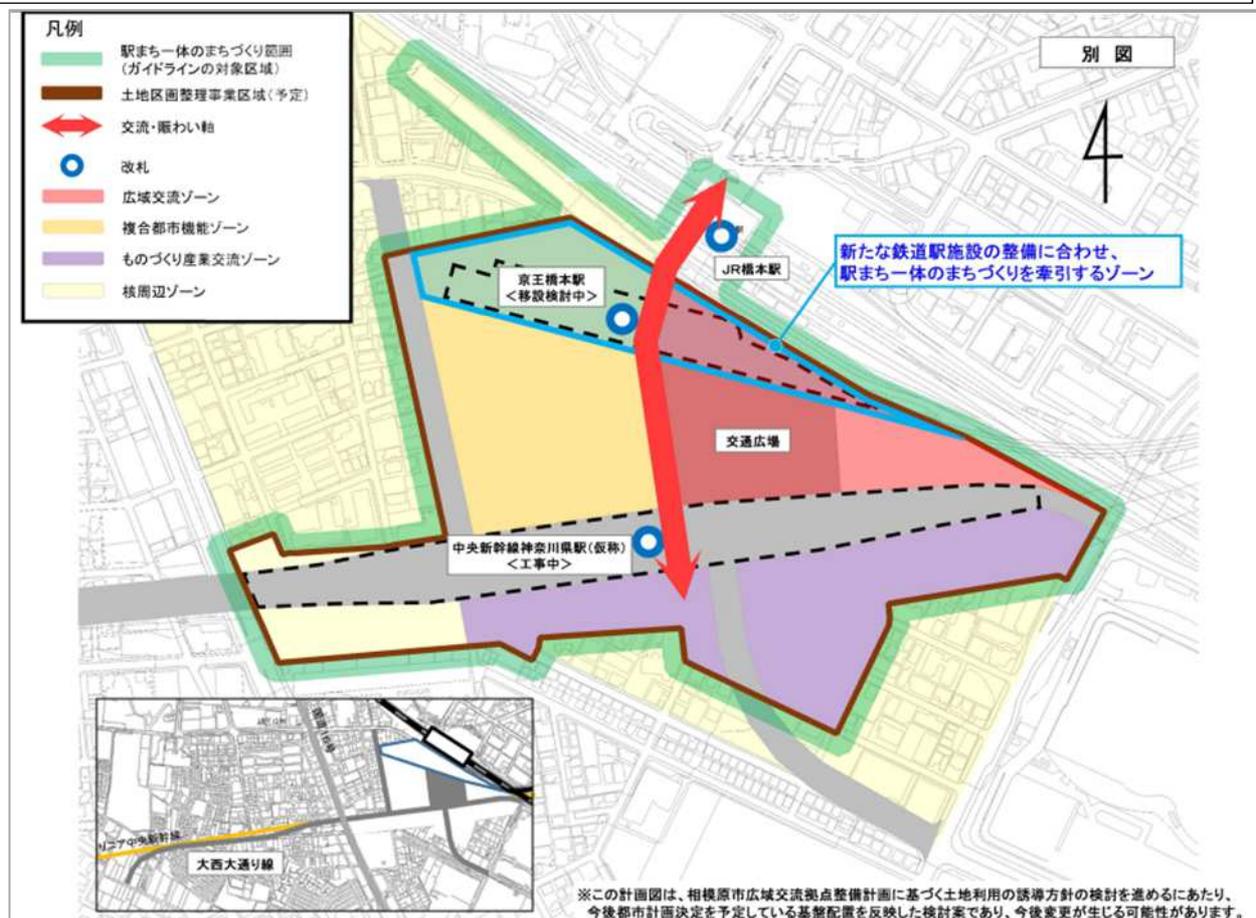
<橋本駅周辺駐車場整備地区内の将来需給バランス>



<橋本地区のまちづくりに関する特記事項>

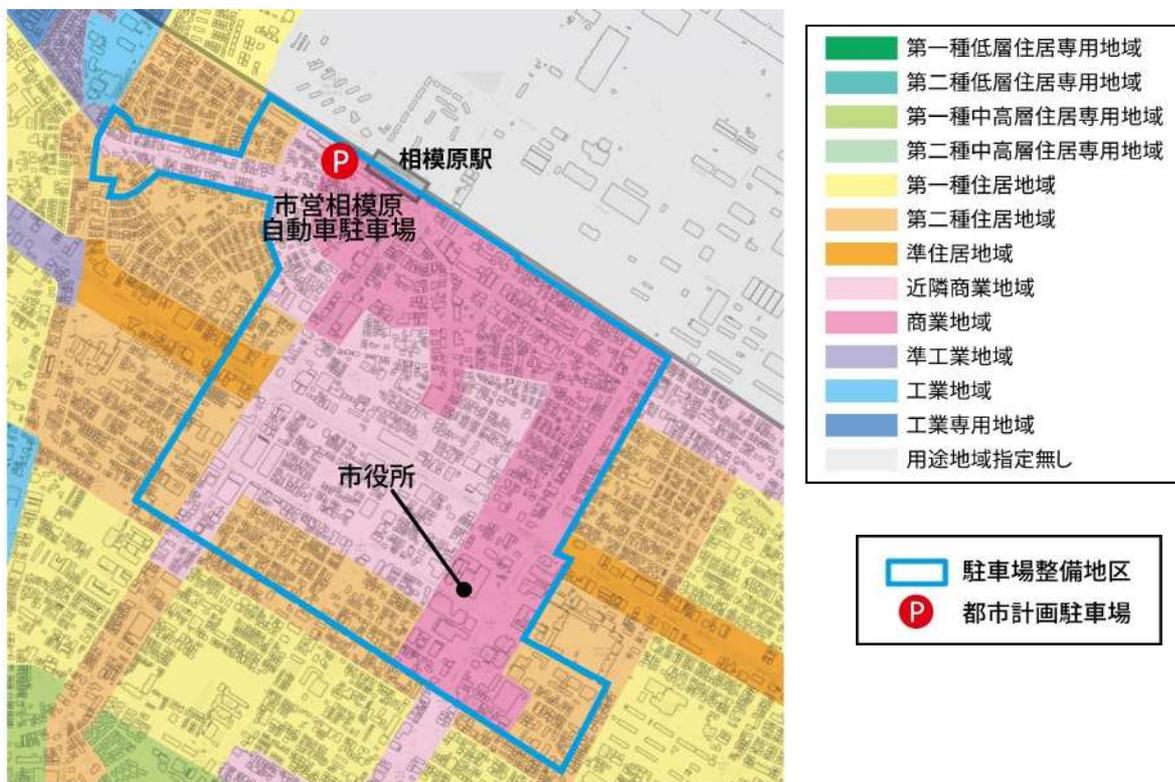
- 橋本駅南口では、リニア中央新幹線の開業を見据えたまちづくりが進められています。駅周辺のまちづくりに当たっては、交通の要衝としての利便性を生かし、人・もの・情報が行き交う広域的な交流によるにぎわいのある都市づくりを進めるとしています。

資料 12 橋本駅周辺整備推進事業に係る対応方針別図 (令和4年7月27日相模原市発表資料)



[相模原地区]

駐車場整備地区内の現況需給バランス及び将来需給バランスは次のとおりです。



＜相模原駐車場整備地区内の現況需給バランス＞



調査日：令和2年11月13日（金）、11月15日（日）
 ※調査データをR2→R4市営自動車駐車場の利用台数の推移で補正

※駐車場整備台数は、市営自動車駐車場（1か所236台）及び主要な時間貸駐車場の合計台数

<相模原駐車場整備地区内の将来需給バランス>



<相模原地区のまちづくりに関する特記事項>

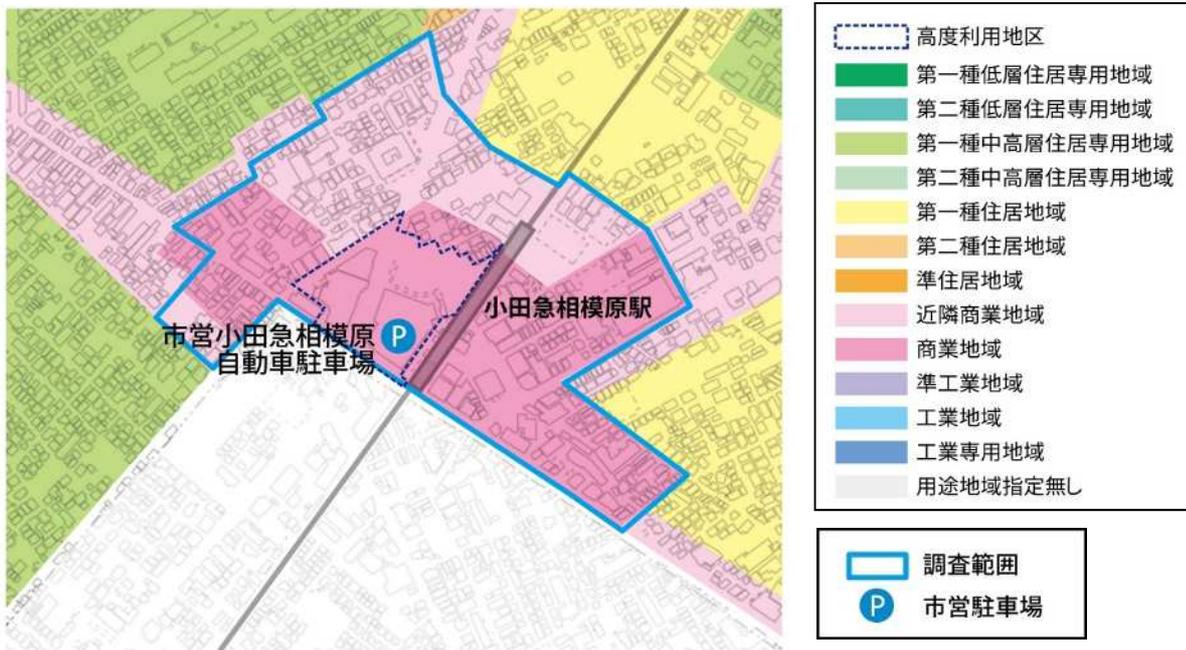
- 相模総合補給廠一部返還地において、まちづくりの取組が進められています。
令和4年5月に策定した相模原駅北口地区土地利用方針では、導入機能として、居住生活機能、商業機能、業務開発共創機能、交流にぎわい機能、交流ハブ機能が位置付けられています。

資料 13 相模原駅北口地区の現況 (出典：相模原駅北口地区土地利用方針)



[小田急相模原地区]

調査範囲内の現況需給バランス及び将来需給バランスは次のとおりです。



<小田急相模原地区調査範囲内の現況需給バランス>



調査日：令和2年11月13日（金）、11月15日（日）

※調査データをR2→R4市営自動車駐車場の利用台数の推移で補正

※駐車場整備台数は、市営自動車駐車場（1か所136台）及び主要な時間貸駐車場の合計台数

<小田急相模原地区調査範囲内の将来需給バランス>



<小田急相模原地区のまちづくりに関する特記事項>

- 座間市と隣接している地域のため、座間市のまちづくりにも留意する必要があります。

3-2-4 各地区の需給率

現況需給バランスから算出した駐車場の需給率は次のとおりで、全ての地区で時間貸駐車場は供給台数が需要を上回っており、将来的には需給率の更なる低下が見込まれています。

地区名	ピーク時利用台数	駐車場整備台数	需給率（需要/供給）
相模大野地区	平日：965台 休日：874台	2,094台 (公1,492台 民602台)	平日：46.1% 休日：41.7%
橋本地区	平日：779台 休日：826台	1,777台 (公1,148台 民629台)	平日：43.8% 休日：46.5%
相模原地区	平日：403台 休日：306台	668台 (公236台 民432台)	平日：60.3% 休日：45.8%
小田急相模原地区	平日：308台 休日：289台	680台 (公136台 民544台)	平日：45.3% 休日：42.5%

駐車場の需給率が低く、今後も低下が見込まれることから、量的な目標を立てて整備を進めてきたこれまでの方針を見直し、需給バランスを改善していく必要がある。

【見直しの視点】

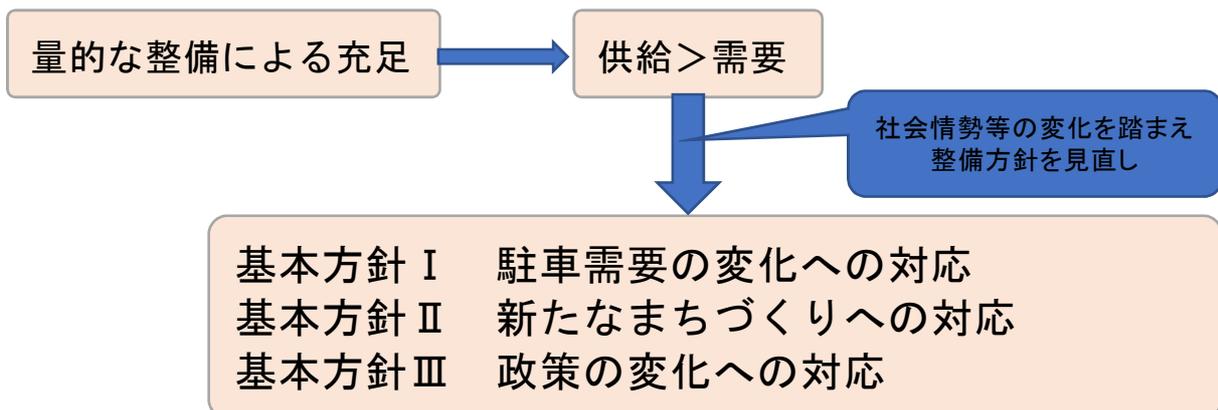
- ・ 駐車場需要の変化からの見直し：自動車を使う目的や利用時間、自動車の変化等に対応
- ・ 新たなまちづくりからの見直し：まちの機能や目指す姿等に対応
- ・ 政策の変化からの見直し：公共交通の活用やバリアフリー施策等に対応

4 駐車場整備に関する基本方針と方策

本市では、民間と公共が役割分担をしながら駐車場整備を進めてきましたが、駐車場の利用者は減少傾向にあり、現在は供給が需要を上回っています。

公共での駐車場整備としては、駅周辺などにおいて、用地や採算性の点で民間による整備が困難な駐車場の整備に取り組み、市営自動車駐車場6施設を設置し、これらには指定管理者制度を導入して運営していますが、民間活力を更に活用できる貸付等による運営も視野に入れて、まち全体に必要な駐車場を確保します。

また、今後は量的な整備から、多様な駐車需要に応えるとともに、過剰な駐車場整備を抑制し、環境問題やバリアフリー等にも配慮する質的な整備を目指して、次の3つを駐車場整備に関する基本方針とします。



○民間と公共の役割分担の考え方

- ・ 駐車場は開発者（商業施設等）が整備することを原則とする
- ・ 公共はまち全体の駐車需要を受け持つ
- ・ 公共は附置義務条例の改正等、駐車場施策等の仕組みづくりを行う

[需要の開発者(商業施設等)が駐車場を整備(原則)]



[公共がまち全体の需要を受け入れる駐車場を整備]



〈基本方針Ⅰ〉 駐車需要の変化への対応



背景

- ・人口減少、高齢化等による自動車保有者の減少の見通し
- ・自動車利用そのものの減少傾向や所有形態の変化（シェアカーの普及等）
- ・無料駐車場を備えたショッピングモールの出店
→ 検討対象地区における駐車需要は、今後も減少傾向の可能性が大きい
- ・新たなモビリティや自動運転技術への対応 等
→ 車両サイズや規格等、現時点では不確定な要素が大きい

方策Ⅰ：駐車場の需給バランスを適正化する

＜施策1＞既存駐車場の効率的な活用

- ・まちの需要に合わせた定期利用や自動二輪車の受入れ
- ・時間貸駐車場の満空情報の提供、荷さばき駐車場としての利用 等

＜施策2＞将来の変化に対応する空間としての有効活用

- ・適切な維持修繕による駐車場の長寿命化
- ・新たなモビリティの駐車スペース、駐車場の柔軟な利用方法の検討 等

〈基本方針Ⅱ〉 新たなまちづくりへの対応



背景

- ・リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）の整備（橋本地区）
- ・相模総合補給廠一部返還地のまちづくり（相模原地区）
- ・既存の都市基盤を生かしながら、地域と協働したソフト事業中心の新たなまちづくり（相模大野地区）

方策Ⅱ：新たなまちづくりと連携し、まちの特色を捉えて駐車場を配置する

＜施策3＞駐車需要を踏まえたまちづくり

- ・駐車場整備地区の指定と都市計画駐車場の見直し
- ・土地の高度利用を図るべき地区における平面駐車場の拡大を抑制 等

＜施策4＞まちの特色を捉えた駐車場整備

- ・適切な台数の駐車場を整備できる仕組みの検討 等

〈基本方針Ⅲ〉 政策の変化への対応



背景

- ・次世代エネルギーの活用、環境にやさしい移動及び公共交通の利用促進
- ・拠点の賑わいや地域活性化に資する取組（相模原市総合都市交通計画）
- ・バリアフリー施策の推進（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号））
- ・SDGsを踏まえた行政計画の策定（2020年度SDGs未来都市に選定）
→ 自動車利用に対する方向性や、社会情勢に合わせた視点の変化が必要

方策Ⅲ：SDGsを踏まえた施策を推進する

＜施策5＞脱炭素社会に向けた施策の推進

- ・再生可能エネルギーの使用や公共交通の利用促進 等

＜施策6＞バリアフリー施策の推進

- ・だれもが快適で安全に利用できる駐車場への転換 等

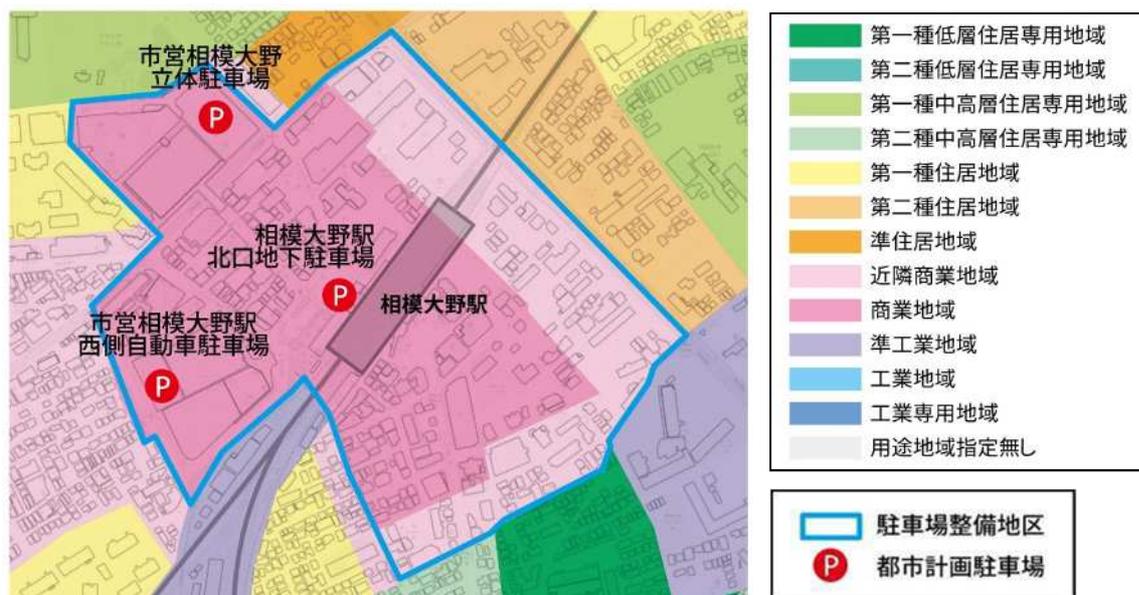
Ⅱ 駐車場整備計画

1 対象範囲

駐車場整備計画は、駐車場法第4条に規定する都市計画で定めた駐車場整備地区について定める計画であることから、対象範囲は、相模大野地区、橋本地区、相模原地区の3地区において、駐車場整備地区として都市計画決定をしている次の地区とします。なお、橋本地区については駐車場整備地区の拡大を検討する範囲も含めることとします。また、小田急相模原地区に駐車場整備地区はありませんが、他の地区と合わせて駐車場施策等を検討します。

[相模大野地区]

名称	相模大野駐車場整備地区
告示年月日	昭和62年3月31日
告示番号	相模原市告示 第44号
面積	約30.5ha
備考	相模大野三丁目、相模大野四丁目、相模大野七丁目及び相模大野八丁目地内



【駐車場整備地区内にある都市計画駐車場】

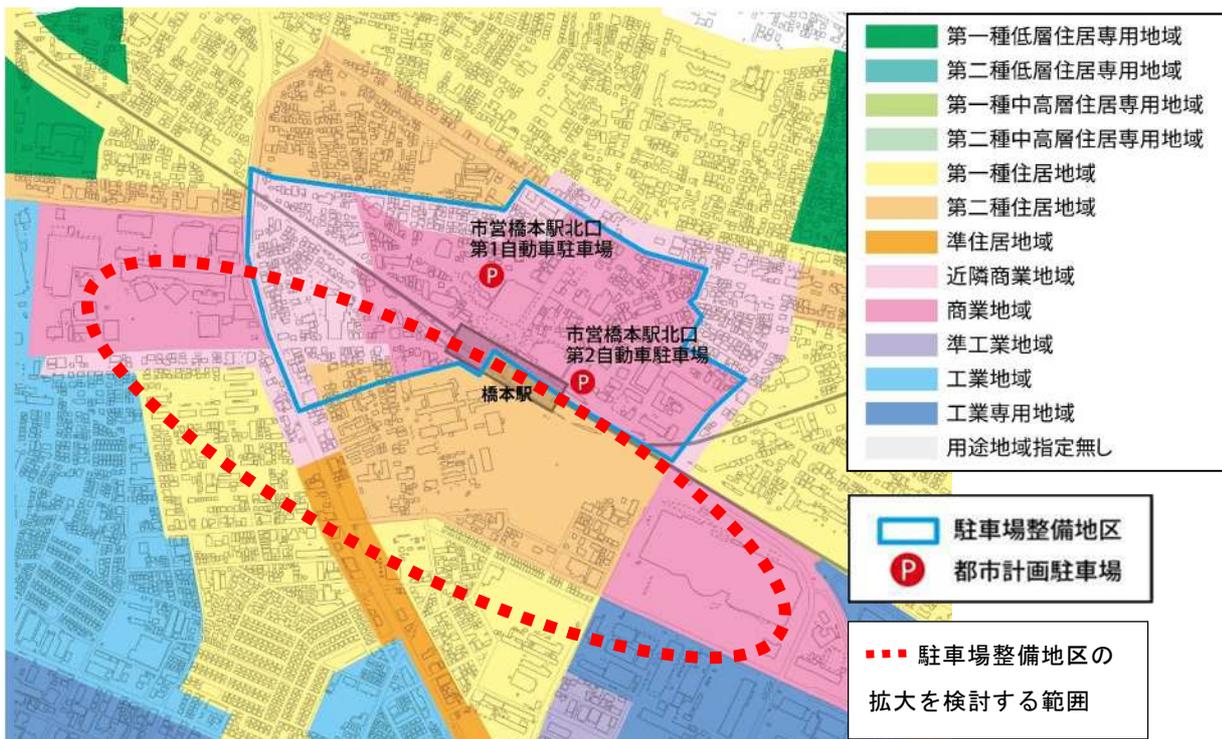
名称	面積 (約㎡)	構造	収容台数
相模大野立体駐車場 (市営)	7,000	地下1層、地上5階	830
相模大野駅北口地下駐車場 (民営)	4,100	地下3層	212
相模大野駅西側自動車駐車場 (市営)	3,000	地上9層	500

※収容台数は都市計画に掲載されている台数。バリアフリー化による駐車マスの変更や二輪自動車の受入れ等により現在の普通自動車の収容台数とは差異がある。

また、相模大野駅北口地下駐車場は民営の駐車場であり、相模大野駅西側自動車駐車場は隣接商業施設の附置義務駐車場部分等も含めて管理しているため、市営駐車場の台数と都市計画駐車場の台数は異なる。

[橋本地区]

名称	橋本駅周辺駐車場整備地区
告示年月日	平成3年2月28日
告示番号	相模原市告示 第24号
面積	約37.5ha
備考	橋本二丁目、橋本三丁目、橋本六丁目地内 (拡大案 橋本一丁目、二丁目地内)



【駐車場整備地区内にある都市計画駐車場】

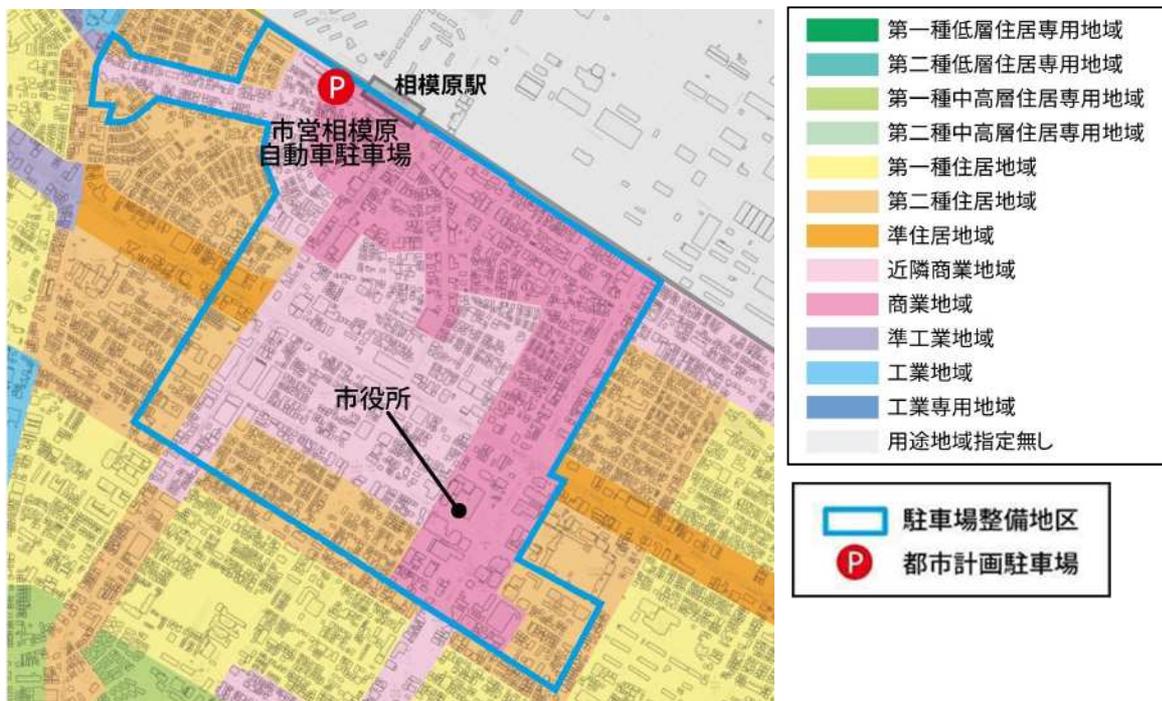
名称	面積 (約㎡)	構造	収容台数
橋本駅北口第1自動車駐車場 (市営)	7,000	地上11層	650
橋本駅北口第2自動車駐車場 (市営)	3,300	地上5層	370

※収容台数は都市計画に掲載されている台数。バリアフリー化による駐車マスの変更や二輪自動車の受入れ等により現在の普通自動車の収容台数とは差異がある。

また、橋本駅北口第1自動車駐車場及び橋本駅北口第2自動車駐車場は隣接商業施設の附置義務駐車場部分等も含めて管理しているため、市営駐車場の台数と都市計画駐車場の台数は異なる。

[相模原地区]

名称	相模原駐車場整備地区
告示年月日	平成6年9月7日
告示番号	相模原市告示 第150号
面積	約139ha
備考	相模原一丁目、相模原二丁目、相模原三丁目、相模原四丁目、相模原五丁目、相模原六丁目、相模原七丁目、相模原八丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、富士見一丁目、富士見六丁目、矢部一丁目、清新三丁目、清新七丁目地内



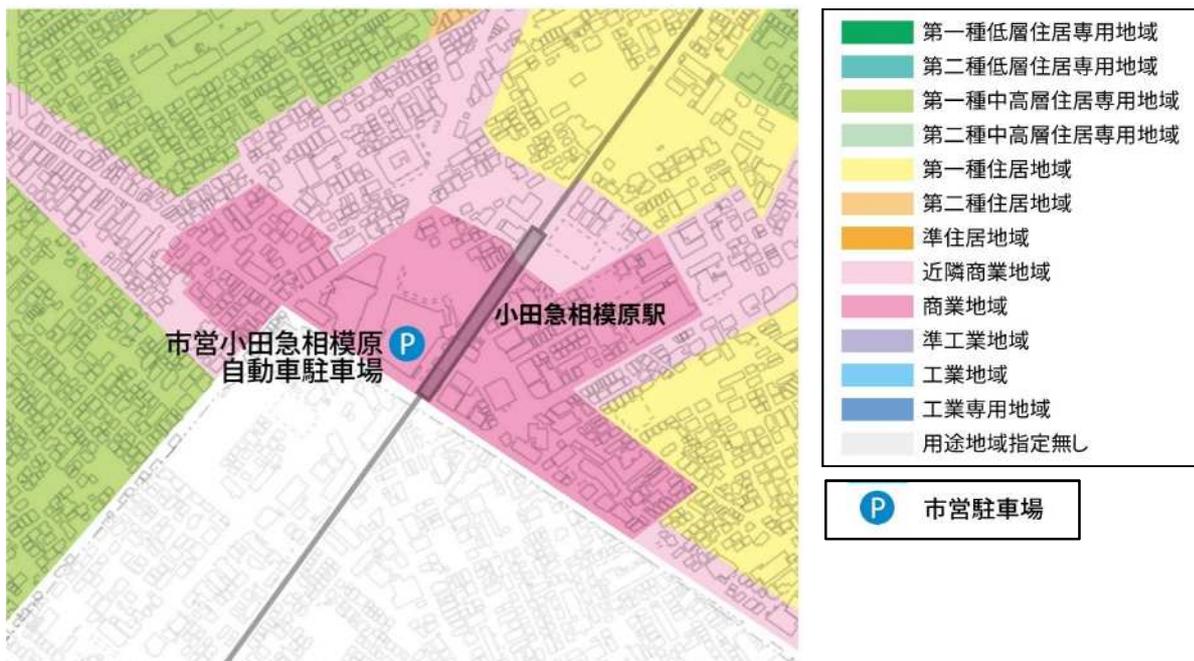
【駐車場整備地区内にある都市計画駐車場】

名称	面積 (約㎡)	構造	収容台数
相模原駅自動車駐車場 (市営)	2,400	地上5層	200

※収容台数は都市計画に掲載されている台数。バリアフリー化による駐車マスの変更や二輪自動車の受け入れ等により現在の普通自動車の収容台数とは差異がある。

また、相模原駅自動車駐車場は隣接商業施設の附置義務駐車場部分等も含めて管理しているため、市営駐車場の台数と都市計画駐車場の台数は異なる。

【小田急相模原地区】（駐車場整備地区なし）



【地区内にある市営自動車駐車場】

名称	面積 (約㎡)	構造	収容台数
小田急相模原駅自動車駐車場 (市営)	—	地下3層	136

※小田急相模原駅自動車駐車場の収容台数は、市営駐車場の台数と同じ。

2 各地区の現況

2-1 駐車場総台数

本市で昭和61年度にまとめた駐車場整備計画策定調査において予測した駐車場の将来需要台数と、令和2年度の調査による駐車場整備地区内の駐車場総台数（時間貸駐車場のほか、月極・定期、専用駐車場等を含む。）は次のとおりです。また、相模大野駐車場整備地区については、再開発計画を考慮して平成12年度及び平成17年度に将来需要台数を修正しています。

地区名	昭和61年度の将来需要台数 (目標年次昭和75(平成12)年)	令和2年度の駐車場総台数
相模大野駐車場整備地区	4,220台 <参考> 平成12年度の将来需要台数 5,360台(目標年次平成22年) 平成17年度の将来需要台数 4,720台(目標年次平成32年)	4,398台
橋本駅周辺駐車場整備地区	3,950台	4,163台
相模原駐車場整備地区	6,310台	12,800台

※小田急相模原地区は、駐車場整備計画を策定していない

令和2年度の駐車場総台数の用途別内訳(台)

地区名	総台数	時間貸	月極・定期	専用	荷さばき等
相模大野駐車場整備地区	4,398	3,146	916	326	10
橋本駅周辺駐車場整備地区	4,163	2,561	1,189	377	36
相模原駐車場整備地区	12,800	3,902	5,428	3,326	144
小田急相模原地区	1,876	832	973	66	5

2-2 時間貸駐車場の需給率

現況需給バランス（22～30ページ参照）に基づく駐車場需給率は、次のとおりです。

地区名	ピーク時 利用台数	※駐車場整備台数	需給率 (需要/供給)
相模大野駐車場整備地区	平日：965台 休日：874台	2,094台 (公1,492台 民602台)	平日：46.1% 休日：41.7%
橋本駅周辺駐車場整備地区	平日：779台 休日：826台	1,777台 (公1,148台 民629台)	平日：43.8% 休日：46.5%
相模原駐車場整備地区	平日：403台 休日：306台	668台 (公236台 民432台)	平日：60.3% 休日：45.8%
小田急相模原地区	平日：308台 休日：289台	680台 (公136台 民544台)	平日：45.3% 休日：42.5%

全ての地区で時間貸駐車場は供給量が需要を上回っている

※この表における駐車場整備台数は、市営自動車駐車場を含む主要な時間貸駐車場で今後も継続が見込まれるものであり、地区内の全ての駐車場の台数とは異なる。

2-3 専用駐車場等の需給状況

時間貸駐車場以外の駐車場については、各地区とも現況で駐車場に起因する問題点などは発生しておらず、需給のバランスが取れています。

3 駐車場整備に関する基本方針

駐車場基本計画で定める「基本方針Ⅰ駐車需要の変化への対応」、「基本方針Ⅱ新たなまちづくりへの対応」、「基本方針Ⅲ政策の変化への対応」の3つを基本方針とします（31ページ参照）。

4 目標年次

目標年次は、駐車場ビジョンの計画期間である令和14年とします。

5 整備目標量

整備目標量は、将来の土地利用の動向や開発計画、駐車需要の見通しと現況駐車場の有効活用の方角性を踏まえて設定する必要があります。ここでは、次の方法で将来の駐車需要を推計しました。

【駐車需要の推計方法】

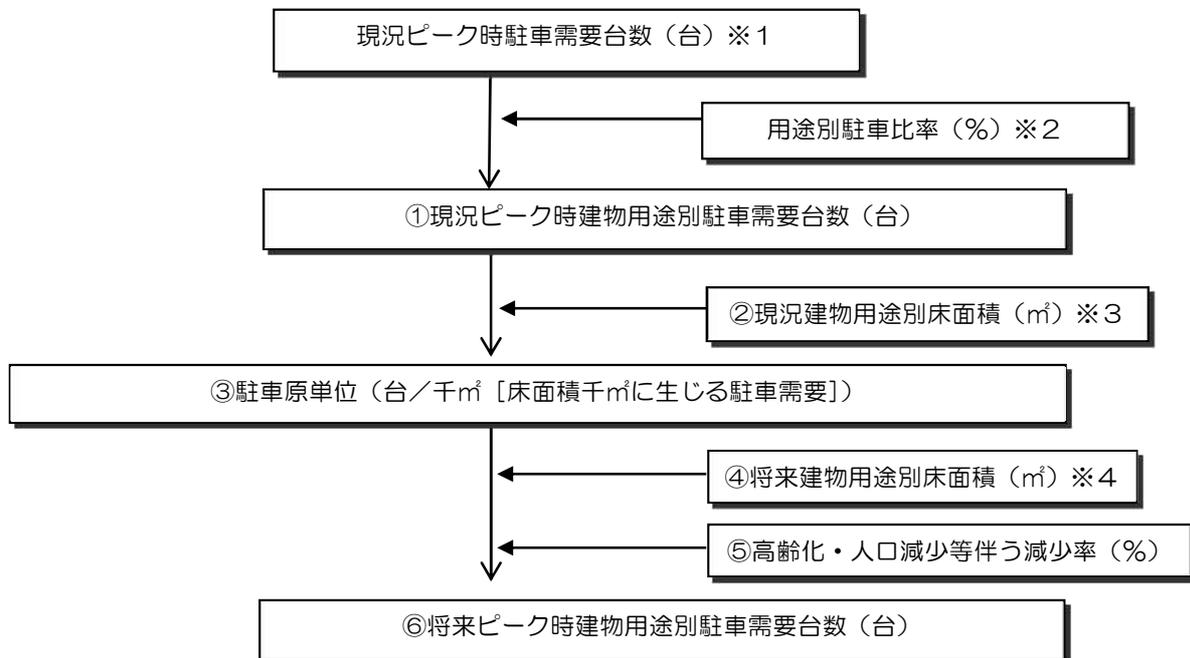
駐車需要を予測する方法は、一般的に次の予測方法が知られています。

- ① 駐車原単位による推計
- ② パーソントリップ調査による推計
- ③ トレンドによる推計予測

また、近年では駐車需要を抑制し公共交通機関や歩行者を中心としたまちづくりを進めるなど、まちづくりの方針と整合した駐車需要管理などを想定し、従来の高い将来需要を予測し、それに対応する整備目標量を設定する需要追従型の計画ではなく、政策誘導型の駐車場整備計画の導入する都市もみられます。

本市の現状では、駐車場整備地区がある各地区とも供給が需要を上回る状況にあり、当面、開発事業が想定されない地区においては、現行の駐車施設の有効活用を行っていく必要があるため、現況の建物用途ごとの単位面積当たりの自動車集中台数（駐車原単位）を求め、目標年次の用途別床面積を駐車原単位に乗じる方法で駐車需要を推計しました。

昨今の社会情勢等から今後は駐車需要の伸びは見込まれないことから、目標年次の用途別床面積を現況のまま据え置くことで、将来駐車需要に見合った駐車場目標量を設定する考え方を導入しました。



※1：令和2年度駐車実態調査（サンプル調査駐車場台数を現況整備台数比で拡大）

※2：令和2年度駐車場利用者ヒアリングより設定

※3：平成27年度都市計画基礎調査の建物現況データ及び現地調査等から把握

※4：相模大野地区、橋本地区は今後の開発と区画整理等による床面積の増加を見込んでいる。

<橋本地区の供給推計>

リニア中央新幹線の開業を見据えたまちづくりが進められている橋本地区については、現在の開発計画に基づき将来の駐車需要を予測するため、開発に伴い増加する供給については、現在土地区画整理事業が予定されている①～④の範囲における土地利用と建物規模を想定して、次のとおり推計しました。



○開発に伴い増加する商業系、業務系用途施設の想定床面積（建蔽率、容積率等から想定）

橋本駅南口開発に伴い増加する想定床面積	m ²		
	商業系	業務系	合計
	92,435	119,035	211,470

○附置義務として新たに整備される駐車場の予測台数

（①から④を駐車場整備地区として予測した暫定数値）

新たに整備される駐車場の予測台数	台		
	商業系	業務系	合計
	310	341	651

※今後、リニア中央新幹線の開業に伴い駐車需要に変化が生じた場合は、新たに整備される駐車場の予測台数も変わります。

【将来の需給予測】

地区名	現況整備台数1 (※1)	将来整備台数 (※2)	将来駐車需要 (※3)
相模大野 駐車場整備地区	3, 146台	3, 173台	1, 454台
橋本駅周辺 駐車場整備地区	2, 561台	3, 212台	2, 200台
相模原 駐車場整備地区	3, 902台	3, 902台	2, 274台
小田急相模原地区 (整備地区外)	832台	832台	364台

※1 駐車場総台数のうち、時間貸駐車場の台数

※2 相模大野地区及び橋本地区は、今後の開発と土地区画整理事業等に伴い新たに整備される台数を見込んでいる。

※3 将来床面積×駐車原単位（現況床面積／ピーク時駐車需要）×目標年次までの減少率

【将来の需給率】

地区名	将来整備台数 (A)	将来駐車需要 (B)	余剰台数 (A－B)	需給率 B/A
相模大野 駐車場整備地区	3, 173台	1, 454台	1, 719台	46%
橋本駅周辺 駐車場整備地区	3, 212台	2, 200台	1, 012台	68%
相模原 駐車場整備地区	3, 902台	2, 274台	1, 628台	58%
小田急相模原地区	832台	364台	468台	44%

【整備目標量】

各地区とも、現況整備台数が将来駐車需要を既に上回っていることから、新たな整備目標量は定めず、各施策を推進しながら、将来の駐車需要に整備台数を近づけていくことを目指します。

ただし、駐車需要に大きな変動が生じる見込みが発生した場合は、適正な量を確保するため、整備目標量の設定の考え方を見直します。

6 駐車場整備に関する役割分担

駐車場の整備については、民間と公共が役割分担をしながら連携・協力し、地域の実情に合うよう進めていくことが必要です。

○民間と公共の役割分担の考え方（再掲）

- ・ 駐車場は開発者（商業施設等）が整備することを原則とする
- ・ 公共はまち全体の駐車需要を受け持つ
- ・ 公共は附置義務条例の改正等、駐車場施策等の仕組みづくりを行う

民間を中心とした役割

<附置義務条例等による整備>

附置義務条例や大規模小売店舗立地法等に基づき、必要な台数を整備します。

公共を中心とした役割

<駐車場施策の仕組みづくり>

公共はまち全体に必要な駐車場のうち、民間が整備する駐車場では不足する部分を整備します。

また、駐車場整備地区の指定、都市計画駐車場の決定、附置義務条例の制定等駐車場施策に関わる仕組みづくりを行います。

7 駐車場整備に関する施策

基本方針及び方策に基づき、次の施策を推進します。



〈基本方針 I〉 駐車需要の変化への対応

方策 I : 駐車場の需給バランスを適正化する

〈施策 1〉 既存駐車場の効率的な活用

① 周辺住民が利用できる駐車場としての活用

一般に駐車場は、都市計画駐車場など一般公共の用に供する駐車場と、月極駐車場など専用的に利用される駐車場に分類できます。一般公共の用に供する駐車場について、店舗や住宅の開発等の周辺環境の変化に伴う駐車需要の変化に応じて、月極駐車場としても利用できる駐車場としての活用を検討します。

■ 来街者のための駐車場であると同時に
周辺企業や住民のための駐車場としても活用



② 自動二輪車の受け入れ

既存駐車場の普通自動車一台分のスペースを自動二輪車二台分の駐車スペースに変更するなど、スペースの有効活用を図ります。

※市営自動車駐車場は、6 施設中 4 施設で 1 2 5 cc を超える自動二輪車を受け入れています。

③ 駐車場情報の積極的な提供

近年、スマートフォン等で駐車場の空き情報を検索する利用者が増加しています。地区内の広域的な駐車場の情報を提供し、駐車場の利用状況の格差を解消できるシステムを積極的に導入していきます。

(東京都道路整備保全公社:S-park)
→ 時間貸駐車場の満空情報等を網羅的に提供

Legend:
P 空車
P 混雑
P 満車
P 満空情報なし

④荷さばき駐車場としての活用

荷さばきによる路上駐車を防止するため、駐車場の一部を共同荷さばき場として利用する仕組みの構築について研究します。

■駐車場の一部を共同荷さばき場として活用することにより
荷さばきによる路上駐車も防止



<施策2> 将来の変化に対応する空間としての有効活用

①適切な維持修繕による駐車場の長寿命化

建築基準法（昭和25年法律第201号）や消防法（昭和23年法律第186号）に基づき建設された立体駐車場や地下駐車場は、各法令に基づく点検を行い、安全に利用できるように維持する必要があります。建物の老朽化等に対応した適切な修繕を行うことで、建物の長寿命化を図り、将来にわたって必要な駐車場を確保します。

②新たなモビリティの駐車スペース

新たなパーソナルモビリティの出現や自動運転技術の発達等による必要な駐車スペースの変容等に対応していきます。

■自動車のサイズの多様化や自動運転技術の発達による
必要なスペースの変容に対応



③駐車場の柔軟な利用方法の検討

利便性を高める設備の設置や交通安全に係るイベントの実施、災害時の協力など、駐車場を柔軟に利用できる方法を検討していきます。



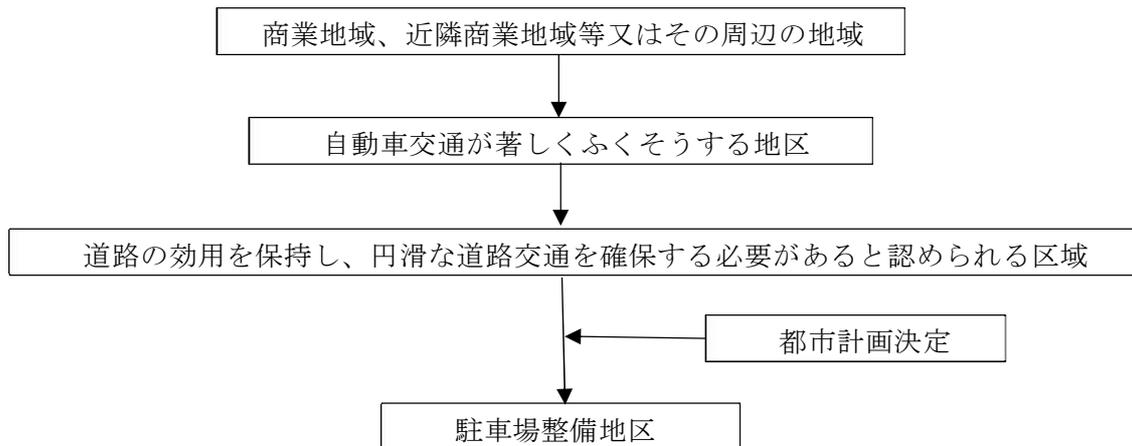
方策Ⅱ：新たなまちづくりと連携し、まちの特色を捉えて駐車場を配置する

〈施策3〉駐車需要を踏まえたまちづくり

①駐車場整備地区の指定

開発等により、都市計画法上の商業地域等に区域変更を行う等、新たなまちづくりが行われる場合は、駐車場整備地区として指定する必要性を検討します。

駐車場整備地区指定の手順



【駐車場整備地区として指定することの効果】

- ・相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例が適用され（※）、建物の規模と用途に応じた駐車場の整備が進められる。
- ・小規模な店舗等には適用されないため、駐車場の乱立を防ぐこともできる。

※特定用途（店舗・ホテル・事務所等）の延べ面積が1,500㎡を超える建物を新築する場合に適用

②駐車場の位置付けの見直し

都市計画や都市交通の観点から、交通の円滑化、交通安全の確保、都市機能・都市環境の維持・向上等、都市交通施設として整備の必要性が高く、広く一般公共の用に供する基幹的かつ恒久的な駐車場については、都市計画駐車場として位置付け、路上駐車や道路渋滞の解消など、良好な交通環境の確保に大きく寄与してきました。

しかし、社会情勢の変化等により、都市機能等が大きく変化した場合などは、都市計画駐車場としての位置付けを見直し、効率的な活用が図れるようにします。

③適切な土地利用の誘導

小規模な建物や施設が多い市街地で、それぞれの施設の敷地に必要とされる駐車場を設置し駐車場が乱立することや、土地の高度利用を図るべき地区で平面駐車場が拡大することは、まちづくりにおいて望ましくありません。適切な土地利用の誘導を図れるよう、駐車場の出入口制限や集約化等の仕組みについて研究します。

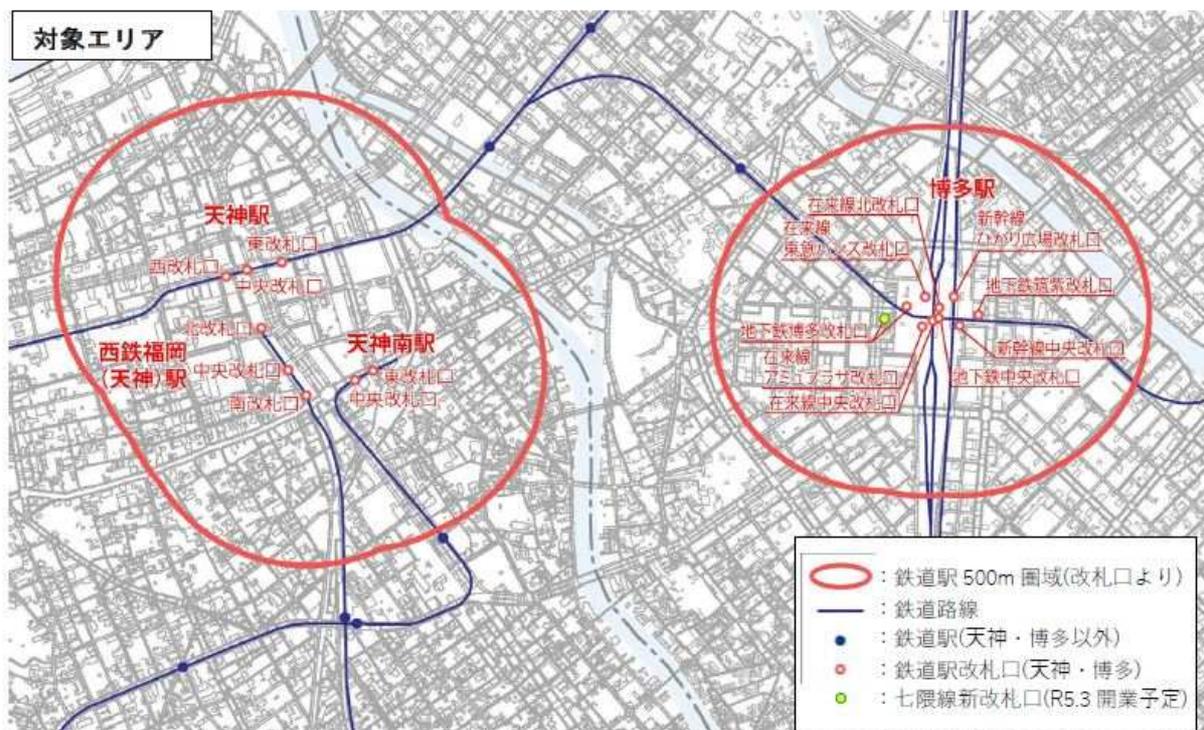
＜施策4＞まちの特色を捉えた駐車場整備

①適切な台数の駐車場を整備できる仕組みの検討

公共交通の利用促進や、歩行者空間の創出等、まちづくりの方向性を捉え、過度な駐車場整備が義務付けられないよう、公共交通利用促進措置による附置義務台数の低減や、建築物の敷地以外に駐車施設を附置する場合（隔地駐車場）の距離要件等の緩和など、附置義務条例の見直しについて検討します。

〔公共交通利用促進措置による附置義務台数低減事例(福岡市)〕

- 都心部（天神・博多）において、鉄道駅の改札口から500メートルの範囲にある建築物は、公共交通利用促進措置が実施される場合、附置義務台数を低減します。低減できる台数は、附置義務台数の40%を上限とします。なお、車いすの附置義務台数は、低減前の義務台数に基づき算出を行います。



〔公共交通利用促進措置等ごとの附置義務台数の低減率〕

公共交通利用促進措置等	低減率
a. 従業員のマイカー通勤の規制	5%
b. 公共交通の時刻表の表示・冊子配布（啓発を含む）	5%
c. 公共交通利用者への商品の割引サービスや特典の付与	10%
d. 公共交通利用者への運賃の補助	10%
e. 公共交通利用者への商品配送サービス	10%
f. 鉄道駅やバス停からの送迎バスの実施	10%
g. 鉄道駅への地下通路等の接続	20%

※その他の公共交通利用促進措置等で、減少台数の根拠が明確に示される場合は、低減率を別途定めます。

※小数点以下は切り捨てます。

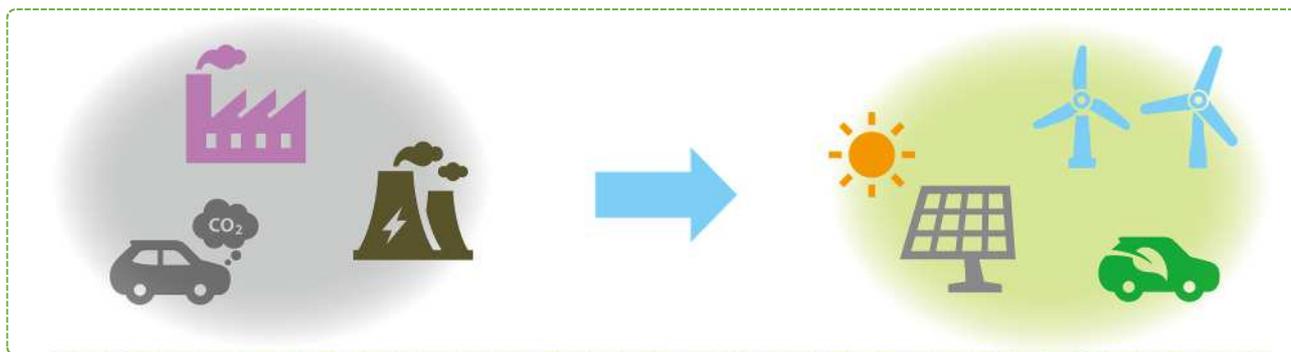
「福岡市建築物における駐車施設の附置に関する条例」の取扱について（手引書）令和3年9月1日より抜粋

方策Ⅲ：SDGsを踏まえた施策を推進する

〈施策5〉脱炭素社会に向けた施策の推進

①脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

市営駐車場に電気自動車（EV）充電器を設置し、普及を促進するほか、再生可能エネルギーの使用や太陽光発電設備の導入等による脱炭素社会の実現に向けた取組を推進します。



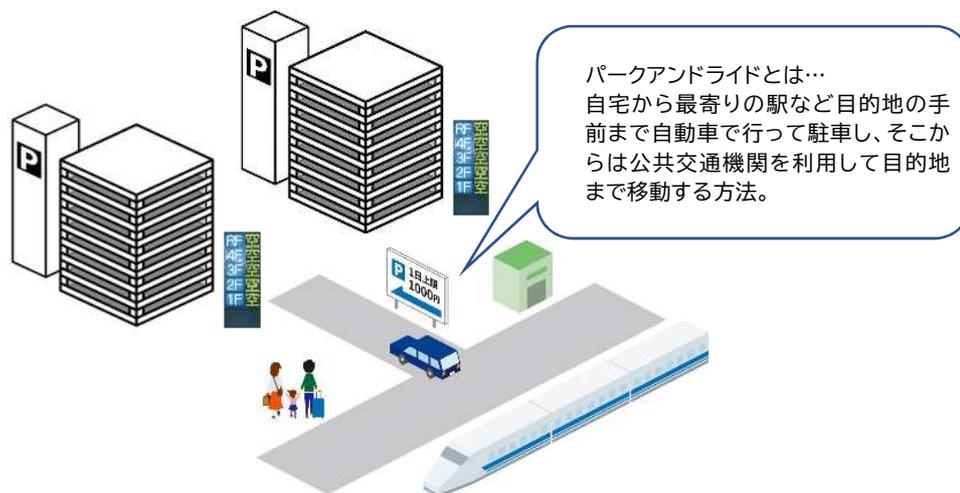
②公共交通の利用促進

駐車場が過剰に整備されることで、料金面での競争が進み値下げ等が発生すると、自動車でのアクセスが増加するなど、自動車利用を誘発し、公共交通の利用促進と相反します。

そこで、施策4①における附置義務の緩和により新たな駐車場整備を抑制し、パークアンドライドの導入に取り組むなど、公共交通の利用を促進します。

〔過剰に駐車場が整備されると〕

- △ 空き駐車場の稼働率向上のため、料金の値下げ等が発生
- △ 駐車料金が安くなると自動車利用を誘発する可能性
 - 公共交通の利用促進と相反する
 - 自動車利用の抑制がCO2排出の抑制になる



＜施策6＞バリアフリー施策の推進

①誰もが安心・安全に利用できる駐車場への更新

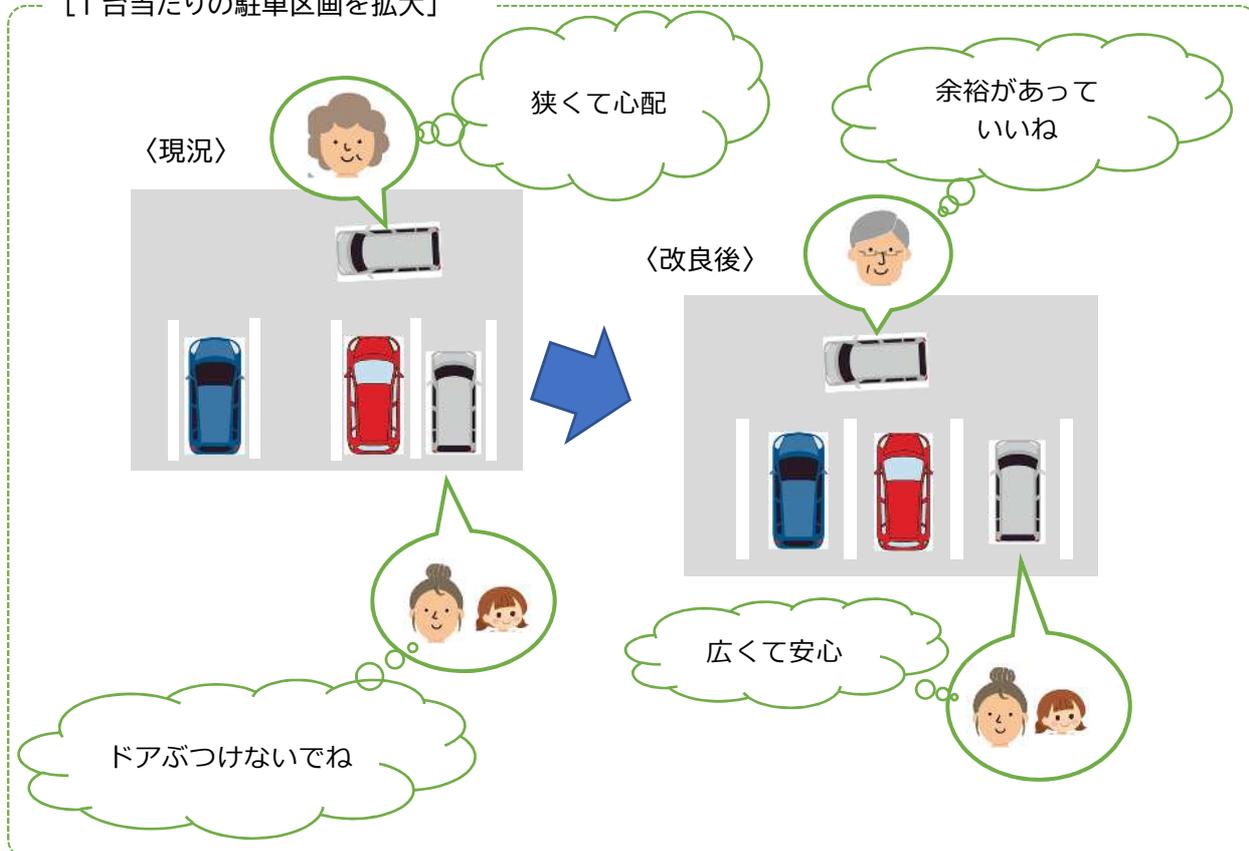
誰もが安心・安全に利用できる駐車場とするため、精算機等のユニバーサルデザイン対応や、バリアフリーに係る設備の更新、無人でも施設利用者を見守れるI T V（防犯カメラ）の設置などを推進します。

なお、平成18年に制定された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）により、特定路外駐車場（※）を新設する場合は、省令で定められた基準への適合が義務付けられています。

※特定路外駐車場…自動車の駐車のために供する部分の面積(駐車マス)が500㎡以上等、特定の要件を満たす路外駐車場

対策例

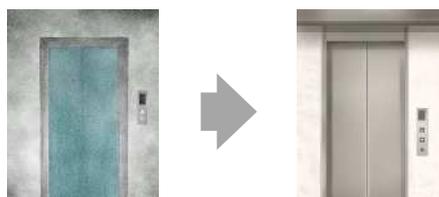
[1台当たりの駐車区画を拡大]



[I T V設置]



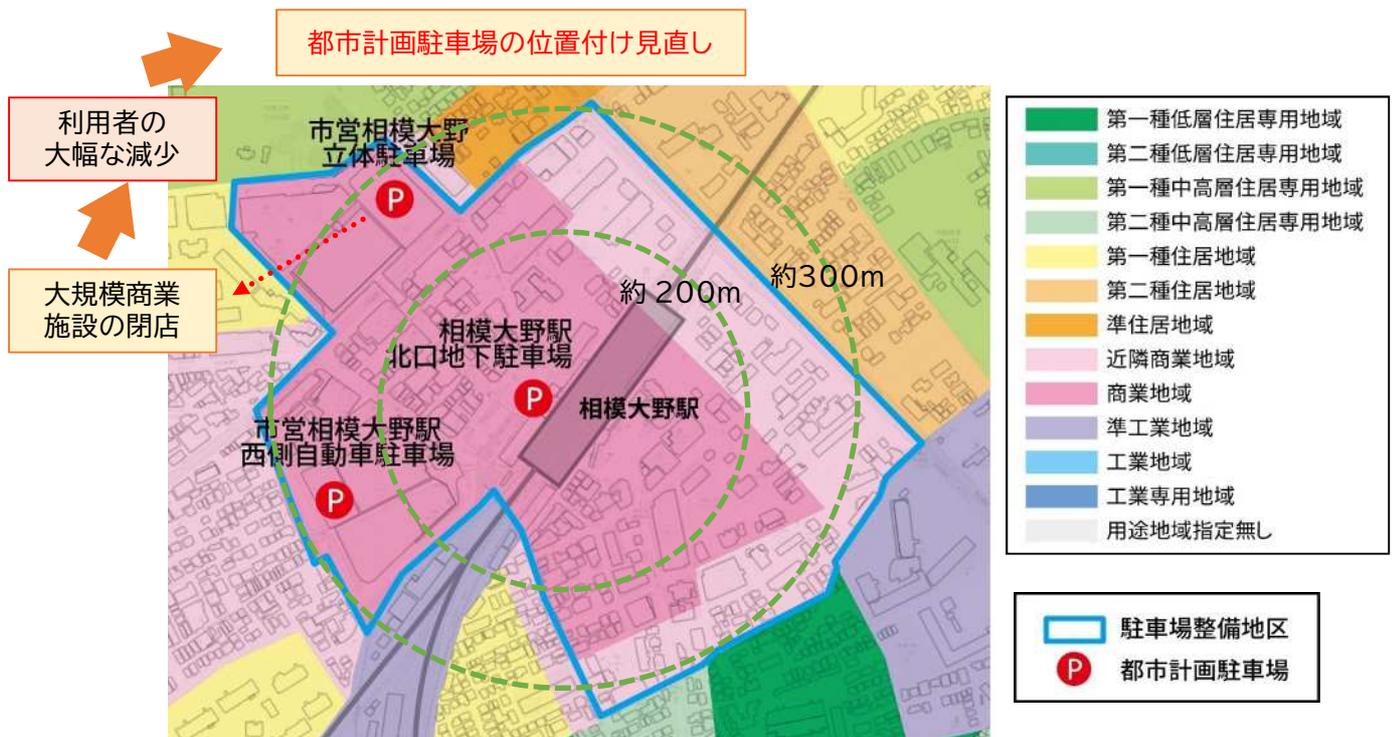
[バリアフリーに係る設備の更新]



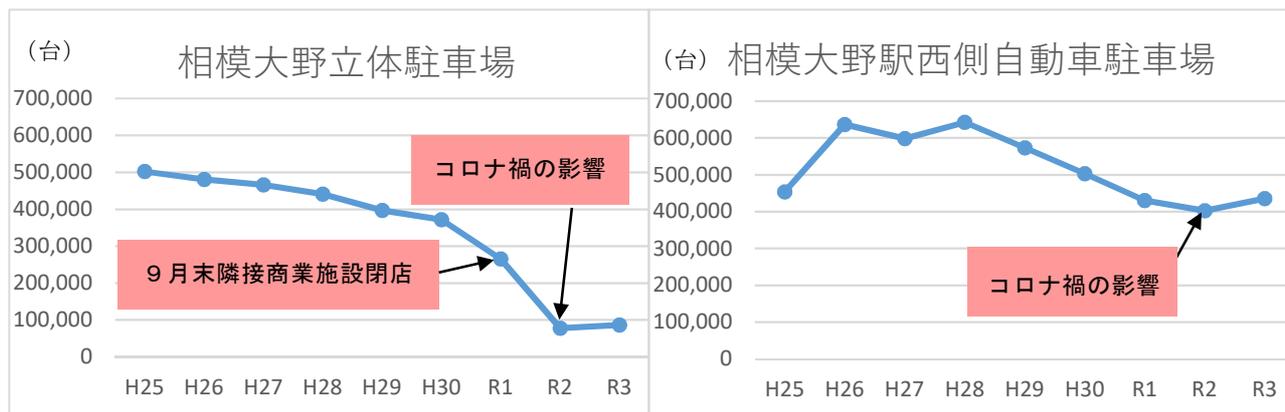
各地区の方向性

[相模大野地区]

現況	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模商業施設の閉店後、跡地は商業施設とマンションの複合建物を中心とした開発が行われています ・既存の都市基盤を生かしながら、地域と協働したソフト事業中心の新たなまちづくりに向けた取組を進めています。 						
駐車需要予測	<p>※時間貸駐車場の台数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現況整備台数</th> <th>将来整備台数</th> <th>将来駐車需要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3, 146台</td> <td>3, 173台</td> <td>1, 454台</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・来街者のための駐車需要は減少しますが、周辺住民や企業のための駐車需要は増大することが想定されます。 	現況整備台数	将来整備台数	将来駐車需要	3, 146台	3, 173台	1, 454台
現況整備台数	将来整備台数	将来駐車需要					
3, 146台	3, 173台	1, 454台					
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・相模大野地区は3か所の都市計画駐車場（合計1, 542台）が整備されていますが、将来駐車需要に対し、供給が大きく上回っています。このため、隣接の商業施設が閉店し、利用者が減少している相模大野立体駐車場について、都市計画駐車場としての位置付けを見直します。 ・駐車需要が減少したことによる余剰分を、月極駐車場や隔地駐車場として活用できるようにすることについて検討します。 ・脱炭素社会の実現に向け、太陽光発電設備の設置等について検討します。 						
主な関連施策	<p>施策1 ①周辺住民が利用できる駐車場としての活用</p> <p>施策3 ②駐車場の位置付けの見直し</p> <p>施策4 ①適切な台数の駐車場を整備できる仕組みの検討</p> <p>施策5 ①脱炭素社会の実現に向けた取組の推進</p>						



相模大野地区内の市営自動車駐車場の利用台数(二輪自動車は除く)



相模大野立体駐車場 (794 台)

(台)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
502,294	481,247	466,383	440,802	397,497	371,946	265,526	77,858	86,633

相模大野駅西側駐車場 (698 台)

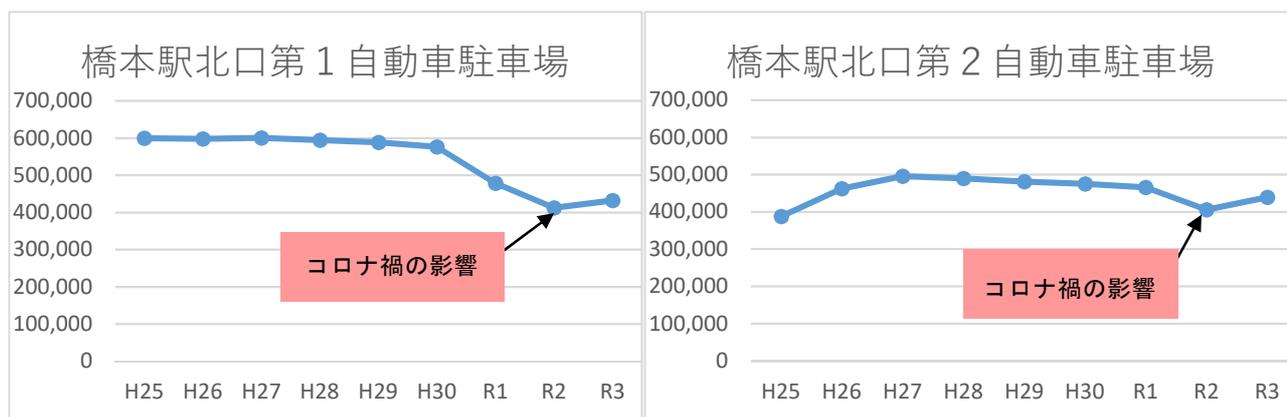
(台)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
453,907	637,069	598,582	642,588	573,579	503,066	430,534	402,476	435,806

[橋本地区]

現況	<ul style="list-style-type: none"> 現在の駐車場整備地区の範囲内において、拠点的な機能の集積が行われています。 橋本都市拠点地区、橋本大山町地区の整備や橋本駅南口では、リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）の整備に伴い移設された相原高校の跡地を中心とした新たなまちづくりが計画されています。 						
駐車需要予測	<p>※時間貸駐車場の台数</p> <table border="1"> <tr> <th>※現況整備台数</th> <th>将来整備台数</th> <th>将来駐車需要</th> </tr> <tr> <td>2, 561台</td> <td>3, 212台</td> <td>2, 200台</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> まちづくりの進展により新たな開発及びパークアンドライドによる駐車需要の増大が想定されます。 将来整備台数は開発による整備台数の増加を見込んだ暫定的な数値です。今後、開発計画に変更があれば、再度推計します。 	※現況整備台数	将来整備台数	将来駐車需要	2, 561台	3, 212台	2, 200台
※現況整備台数	将来整備台数	将来駐車需要					
2, 561台	3, 212台	2, 200台					
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業が予定されている区域及びその周辺区域について、自動車交通がふくそうし、円滑な交通を確保する必要のある区域を駐車場整備地区とすることを検討します。 将来整備台数が将来駐車需要を上回る見込みのため、余剰分の活用を視野に入れ、隔地駐車場として活用できるようにすることについて検討します。 						
主な関連施策	施策3 ①駐車場整備地区の指定 施策4 ①適切な台数の駐車場を整備できる仕組みの検討						

橋本地区内の市営自動車駐車場の利用台数(二輪自動車は除く)



橋本駅北口第1自動車駐車場(747台)

(台)

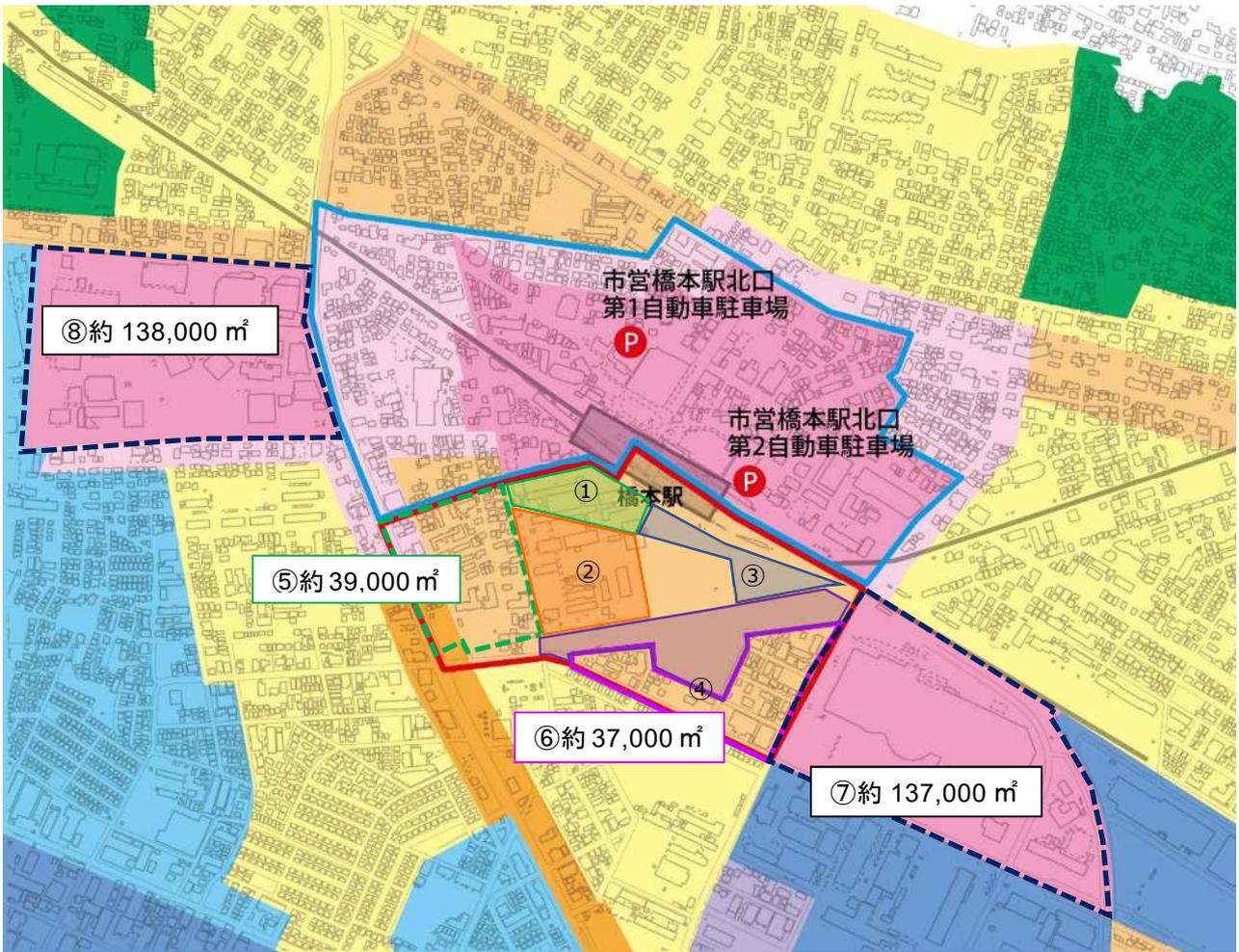
H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
599,304	597,901	600,789	594,214	588,846	576,120	478,759	412,637	432,611

橋本駅北口第2自動車駐車場(401台)

(台)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
387,963	462,666	495,890	490,316	481,155	475,650	465,592	405,665	439,029

【駐車場整備地区の拡大候補区域】



【拡大候補区域の概要】

番号	区域面積(m ²)	主な用途地域	主な用途又は現状	駐車場の附置義務を課す必要性
①	約12,400	第二種住居地域から商業地域に区画整理予定	業務・商業	高
②	約23,200		商業・住居	
③	約15,900		商業	
④	約13,900		業務	
⑤	約39,000	第二種住居地域	住居	高
⑥	約37,000			
⑦	約137,000	商業地域	大型商業施設	低
⑧	約138,000	商業地域	住宅、国道16号隣接	低

【駐車場整備地区指定の考え方】

①から④までは、土地区画整理事業により土地利用が転換される予定があり、駅に近接していることから、自動車交通が著しくふくそうする地区になると考えられ、リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）が整備される予定地であることも考慮すると、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域といえます。

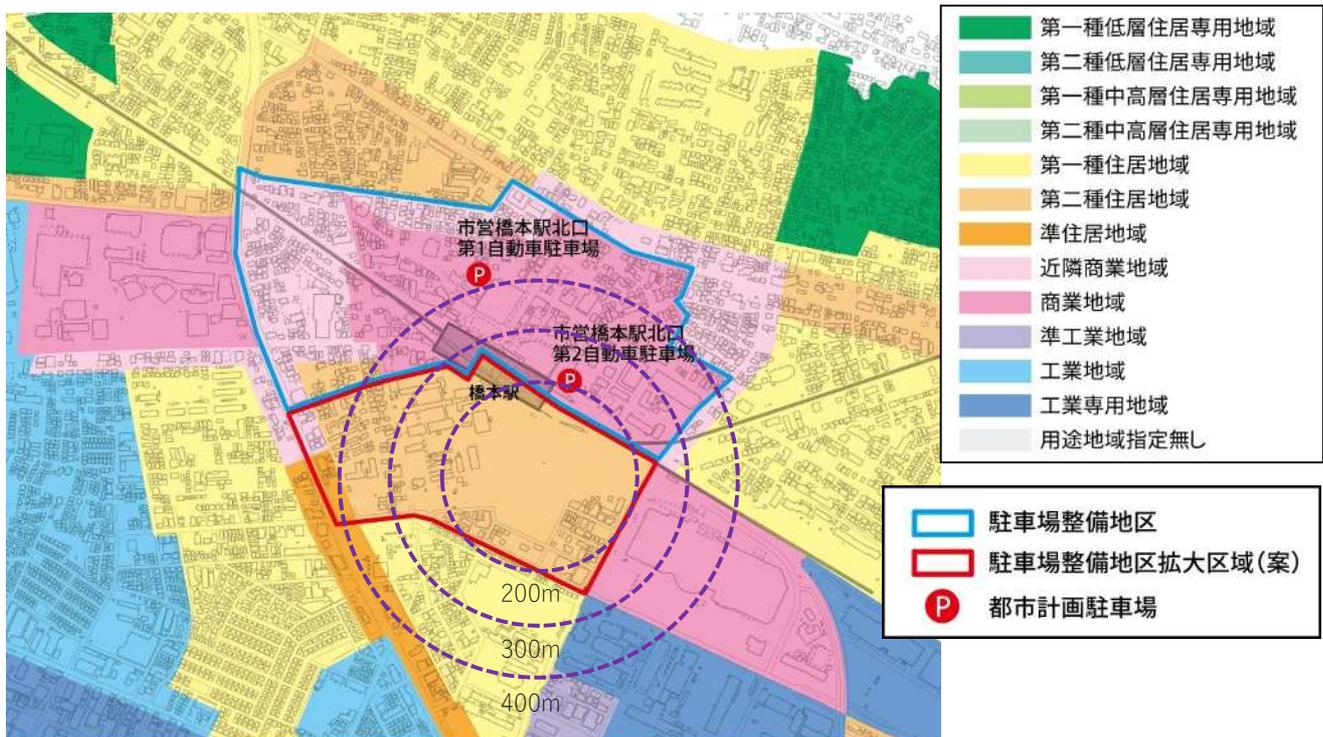
⑤及び⑥は、土地区画整理事業予定地に隣接し、国道16号等の幹線道路につながる住宅中心の街区であり、今後、土地利用が変化することも想定されることから、①から④までと同様に円滑な道路

交通を確保する必要があると考えます。

⑦の現在大型商業施設が設置されている地区及び⑧の緑区役所周辺については、施設に十分な駐車場が整備されており、特に駐車場に起因する問題が発生していないこと、当面土地利用の変化が見込まれないことから、駐車場整備地区として指定する必要性は低いといえます。

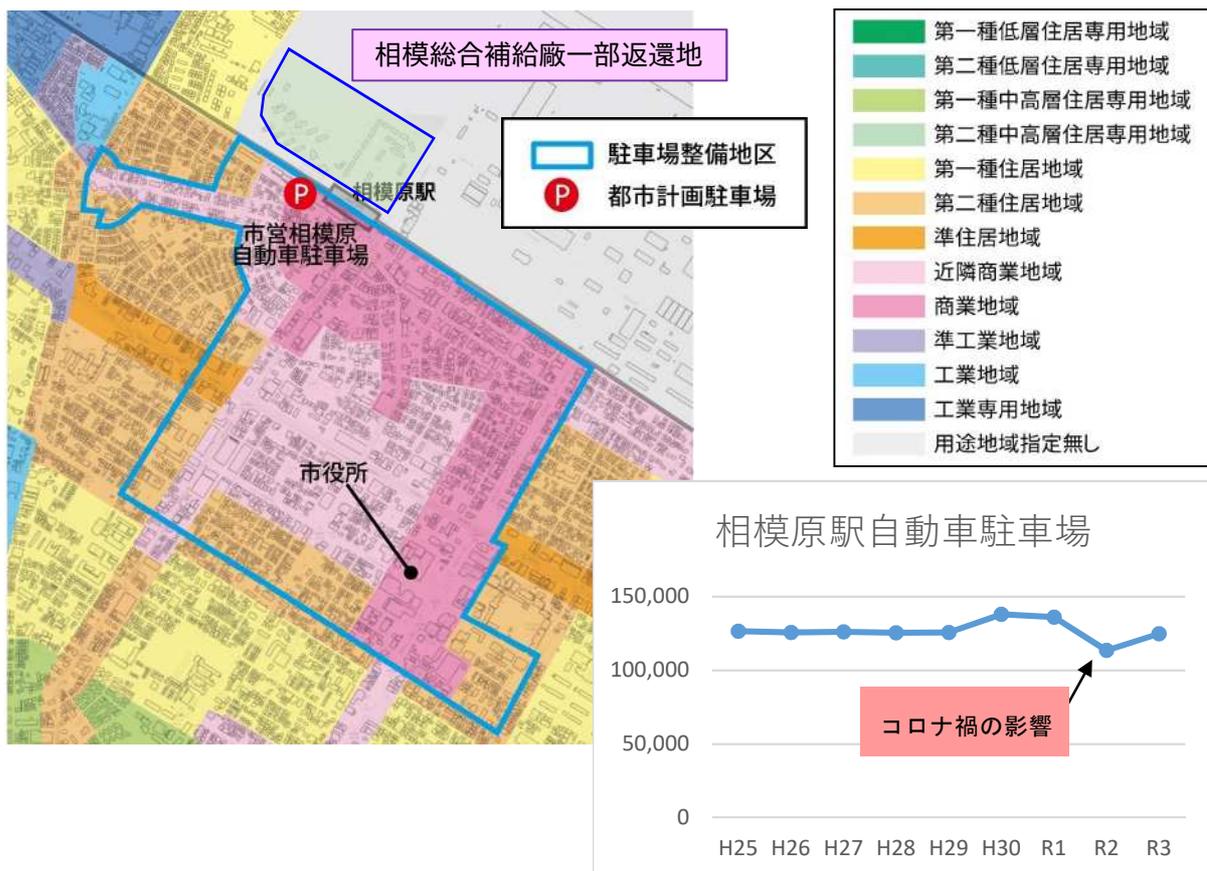
このことから、次の区域を駐車場整備地区として指定する拡大区域（案）とします。

【駐車場整備地区の拡大区域（案）】



[相模原地区]

現況	<ul style="list-style-type: none"> ・商業や業務の集積は、概ね現在の駐車場整備地区の範囲に限られています。 ・相模原駅北口に隣接する相模総合補給廠一部返還地において、まちづくりの取組が進められています。 						
駐車需要予測	<p>※時間貸駐車場の台数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>※現況整備台数</th> <th>将来整備台数</th> <th>将来駐車需要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3, 9 0 2 台</td> <td>3, 9 0 2 台</td> <td>2, 2 7 4 台</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場整備地区内は、将来整備台数が将来駐車需要を上回っていますが、大きな需要変化は見込めません。 ・駐車場整備地区外である相模原駅北口の相模総合補給廠一部返還地のまちづくりの内容により駐車需要に影響が見込まれる場合は、今後駐車場整備地区として指定する必要があるかどうか等、改めてその方向性を検討します。 	※現況整備台数	将来整備台数	将来駐車需要	3, 9 0 2 台	3, 9 0 2 台	2, 2 7 4 台
※現況整備台数	将来整備台数	将来駐車需要					
3, 9 0 2 台	3, 9 0 2 台	2, 2 7 4 台					
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・過度な駐車場整備が義務付けられないよう、附置義務条例における附置義務規定の緩和の検討を行います。 						
主な関連施策	<p>施策4 ①適切な台数の駐車場を整備できる仕組みの検討</p>						



相模原地区内の市営自動車駐車場の利用台数(二輪自動車は除く)

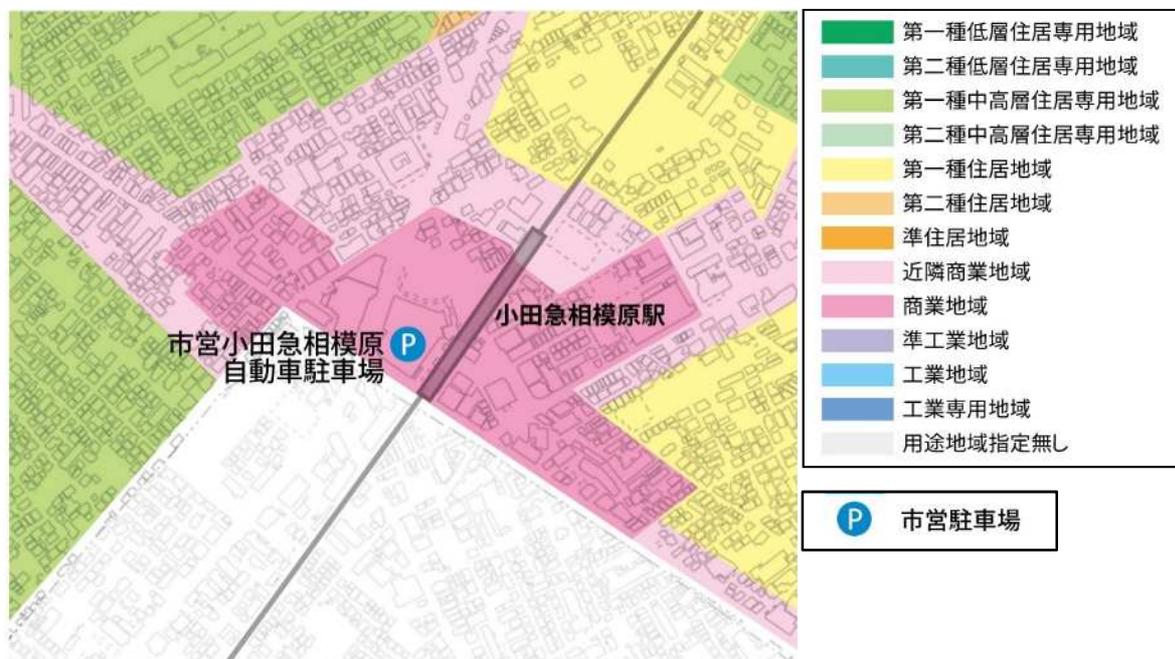
相模原駅自動車駐車場(236台)

(台)

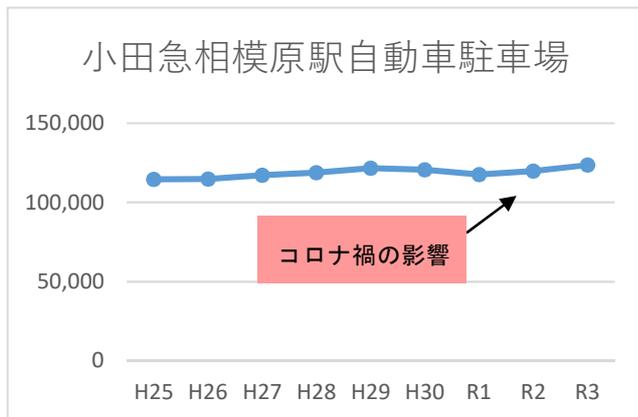
H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
126, 537	125, 805	126, 254	125, 416	125, 671	138, 037	136, 085	113, 517	124, 832

[小田急相模原地区]

現況	・座間市との境に位置し、小田急相模原駅に直結した高層マンションと商業施設が開発されています。		
駐車需要予測	※時間貸駐車場の台数		
	※現況整備台数	将来整備台数	将来駐車需要
	832台	832台	364台
	・今後新たな開発が行われる場合は変動する可能性があります、市として現在新たな開発計画等は無く、大きな需要変化は見込めません。		
検討事項	・駐車需要の変化を踏まえ、効率的に活用できるようにします。		
主な関連施策	施策1 既存駐車場の効率的な活用		



小田急相模原地区内の市営自動車駐車場の利用台数(二輪自動車は除く)



小田急相模原駅自動車駐車場(136台)

(台)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
114,605	114,879	117,314	118,888	121,699	120,596	117,687	119,754	123,581

Ⅲ 駐車場整備事業経営戦略

1 経営戦略について

1-1 概要

市が昭和63年度から平成24年度にかけて、相模大野地区・橋本地区・相模原地区・小田急相模原地区に設置した市営駐車場6施設は、地方公共団体が経営する公営企業として運営しています。駐車需要が減少傾向にある中で、計画的かつ合理的な経営を行うため、現在の経営状況を分析し、効率化・経営健全化のための取組方針や将来の方向性を示します。

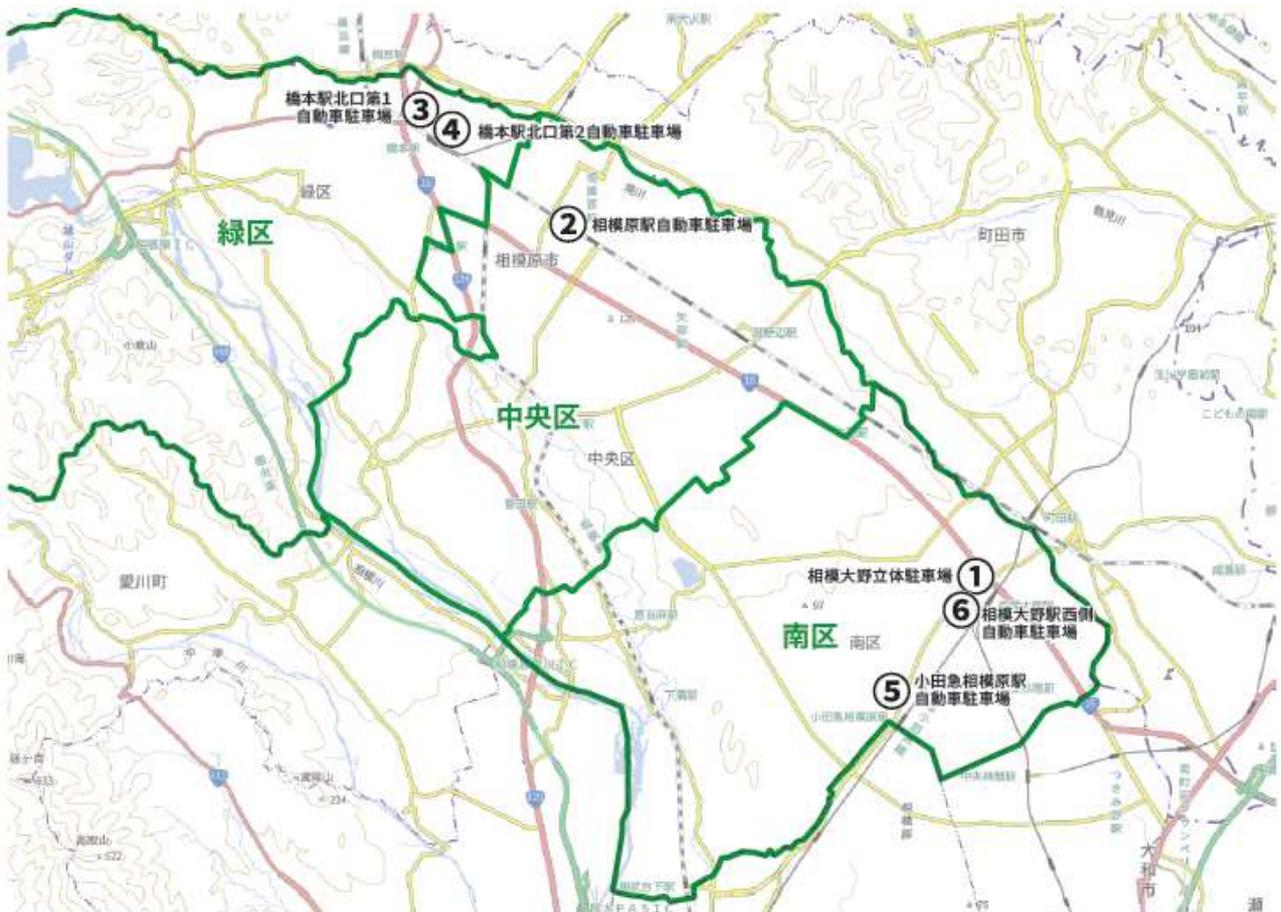
1-2 対象駐車場

本経営戦略の対象駐車場は、次の6施設です。

No.	駐車場名	略称
1	相模大野立体駐車場	大野立駐
2	相模原駅自動車駐車場	相模原駅駐
3	橋本駅北口第1自動車駐車場	橋北第1
4	橋本駅北口第2自動車駐車場	橋北第2
5	小田急相模原駅自動車駐車場	オダサガ
6	相模大野駅西側自動車駐車場	大野西側

※供用を開始した順番に掲載しています。

[対象駐車場の位置]



[対象駐車場の基本情報]

	<p>①相模大野立体駐車場 所在地：南区相模大野4丁目4番2号 立地：商業施設、相模大野駅（小田急線）約5分 構造：SRC造・地下1階、地上5階 近接する市の施設：グリーンホール、相模大野図書館等 建物の特長：地上1階にバス・タクシー等の交通施設広場</p>
	<p>②相模原駅自動車駐車場 所在地：中央区相模原1丁目1番20号 立地：商業施設、相模原駅（JR横浜線）隣接 構造等：鉄骨造・地上3～6階 近接する市の施設：相模原駅連絡所、市民ギャラリー等 建物の特長：地下1階、地上1～2階は市営自転車駐車場 ※隣接商業施設が所有する駐車場と屋上で連結し、一体的に管理</p>
	<p>③橋本駅北口第1自動車駐車場 所在地：緑区橋本6丁目2番4号 立地：商業施設、橋本駅（JR横浜線、京王線）隣接 構造等：鉄骨造・地上1階～11階 近接する市の施設：橋本公民館、消費者生活センター等 建物の特長：建物の一部を区分所有する複合建築物 ※隣接商業施設が所有する駐車場と一体的に管理</p>
	<p>④橋本駅北口第2自動車駐車場 所在地：緑区橋本3丁目28番1号 立地：商業施設、橋本駅（JR横浜線、京王線）隣接 構造等：鉄骨造・地上2階～8階 近接する市の施設：橋本図書館、杜のホールはしもと等 建物の特長：建物の一部を区分所有する複合建築物 ※隣接商業施設が所有する駐車場と一体的に管理</p>
	<p>⑤小田急相模原駅自動車駐車場 所在地：南区南台3丁目20番1号 立地：商業施設、小田急相模原駅（小田急線）隣接 構造等：RC造・地下2階～3階 近接する市の施設：おださがプラザ 建物の特長：建物の一部を区分所有する複合建築物 ※隣接商業施設が所有する駐車場と一体的に管理</p>
	<p>⑥相模大野駅西側自動車駐車場 所在地：南区相模大野3丁目2番2号 立地：商業施設、相模大野駅（小田急線）約5分 構造等：鉄骨造一部SRC造・地上2～11階 近接する市の施設：ユニコムプラザさがみはら等 建物の特長：建物の一部を区分所有する複合建築物 ※隣接商業施設が所有する駐車場と一体的に管理</p>

2 事業概要

2-1 事業概要

市営駐車場の事業概要を以下に示します。

(1) 会計区分、根拠法令等

	① 大野 立駐	② 相模 原駅 駐	③ 橋北 第1	④ 橋北 第2	⑤ オダ サガ	⑥ 大野 西側
地方自治法・地方財政法	特別会計					
地方財政状況調査	公営事業会計					
地方公営企業法	非適用					
都市計画法(駐車場整備地区内に位置する都市計画 駐車場)	○	○	○	○		○
駐車場法(届出駐車場)	○	○	○	○	○	○
道路法(道路附属物駐車場)	○	○				
相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条 例(附置義務駐車施設)		○	○	○		○
相模原市開発事業基準条例					○	

(2) 駐車場の概要(令和5年3月31日現在)

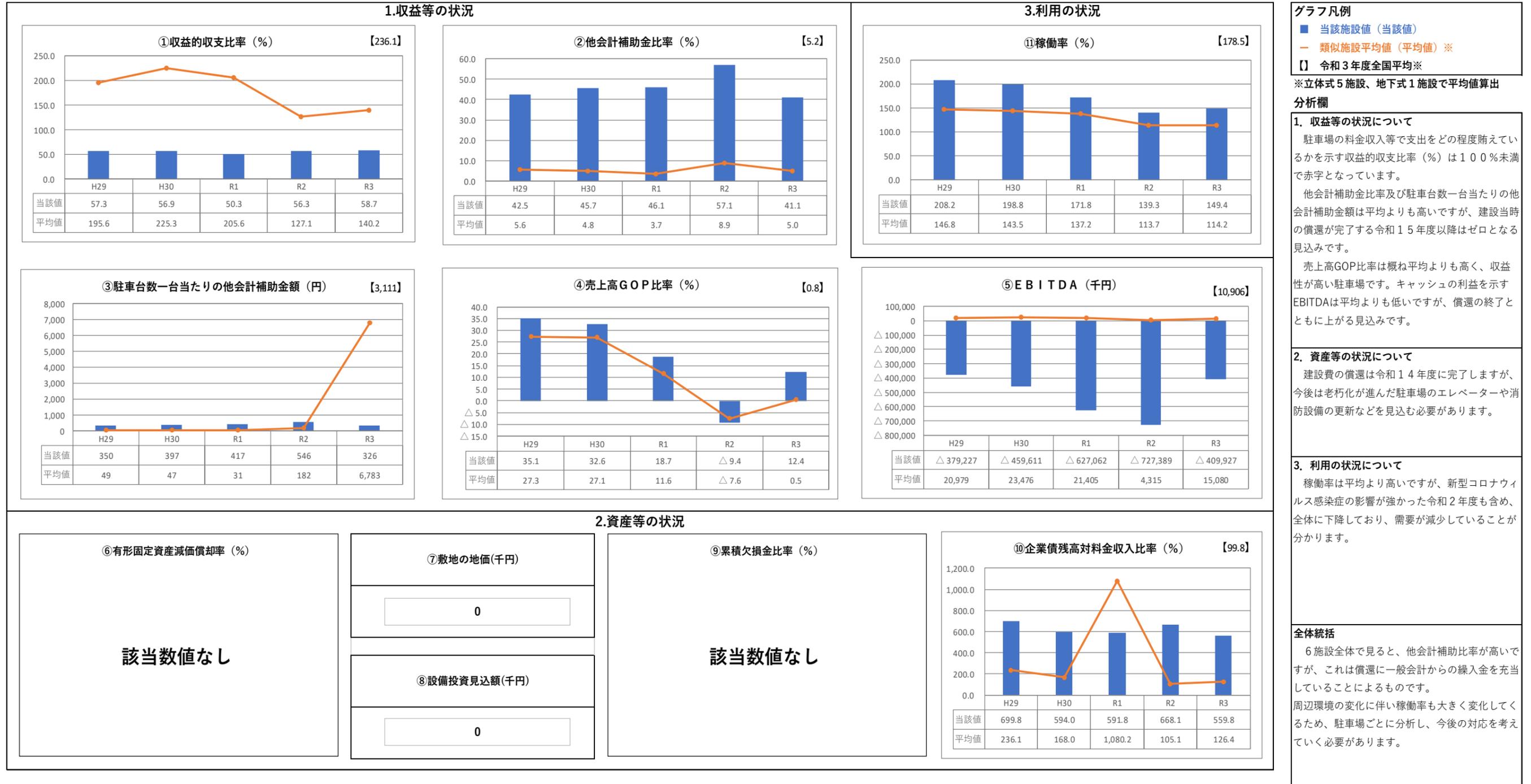
	① 大野 立駐	② 相模 原駅 駐	③ 橋北 第1	④ 橋北 第2	⑤ オダ サガ	⑥ 大野 西側
供用開始年月	S63.11	H9.4	H12.2	H13.9	H19.12	H25.3
経過年数	35年	26年	23年	22年	16年	10年
構造	立体自走式(⑤のみ地下自走式)					
使用面積(m ²)	31649.31	5696.90	28581.29	13924.97	7432.23	21861.79
収容台数(四輪)	794台	236台	747台	401台	136台	698台
収容台数(二輪)	62台	47台	—	58台	—	51台
営業時間 (出入場可能時間)	24時間 (令和3年3月31日までは午前6時~午後12時)					
駐車料金	普通車:30分/150円 二輪自動車:3時間まで 1時間/150円 3時間を超えて24時間までの場合 500円 24時間を超える場合 24時間/500円 ※平日昼間料金、夜間料金、回数券、定期料金有り					
職員数	市営駐車場管理運営に係る事務に携わる市職員は2人					
民間活用の状況	指定管理者制度(代行制) ※令和5年4月から利用料金制で指定管理者が料金を提案					

2-2 現在の経営状況

現在の経営状況を経営比較分析表で示します。

(1) 市営駐車場6施設全体の経営比較分析表

経営比較分析表（令和3年度決算）



2. 資産等の状況 (cont.)

⑥ 有形固定資産減価償却率 (%)

該当数値なし

⑦ 敷地の地価(千円)

0

2. 資産等の状況 (cont.)

⑧ 設備投資見込額(千円)

0

⑨ 累積欠損比率 (%)

該当数値なし

3. 利用の状況 (cont.)

⑩ 企業債残高対料金収入比率 (%) [99.8]

年度	H29	H30	R1	R2	R3
当該値	699.8	594.0	591.8	668.1	559.8
平均値	236.1	168.0	1,080.2	105.1	126.4

グラフ凡例

- 当該施設値 (当該値)
- 類似施設平均値 (平均値) ※
- [] 令和3年度全国平均※

※立体式5施設、地下式1施設で平均値算出

分析欄

1. 収益等の状況について

駐車場の料金収入等で支出をどの程度賄えているかを示す収益的収支比率(%)は100%未満で赤字となっています。

他会計補助金比率及び駐車台数一台当たりの他会計補助金額は平均よりも高いですが、建設当時の償還が完了する令和15年度以降はゼロとなる見込みです。

売上高GOP比率は概ね平均よりも高く、収益性が高い駐車場です。キャッシュの利益を示すEBITDAは平均よりも低いです、償還の終了とともに上がる見込みです。

2. 資産等の状況について

建設費の償還は令和14年度に完了しますが、今後は老朽化が進んだ駐車場のエレベーターや消防設備の更新などを見込む必要があります。

3. 利用の状況について

稼働率は平均よりも高いですが、新型コロナウイルス感染症の影響が強かった令和2年度も含め、全体に下降しており、需要が減少していることが分かります。

全体統括

6施設全体で見ると、他会計補助比率が高いですが、これは償還に一般会計からの繰入金を充当していることによるものです。

周辺環境の変化に伴い稼働率も大きく変化してくるため、駐車場ごとに分析し、今後の対応を考えていく必要があります。

(2) 各市営駐車場の経営比較分析表

①相模大野立体駐車場

経営比較分析表（令和3年度決算）

神奈川県相模原市 相模大野立体駐車場

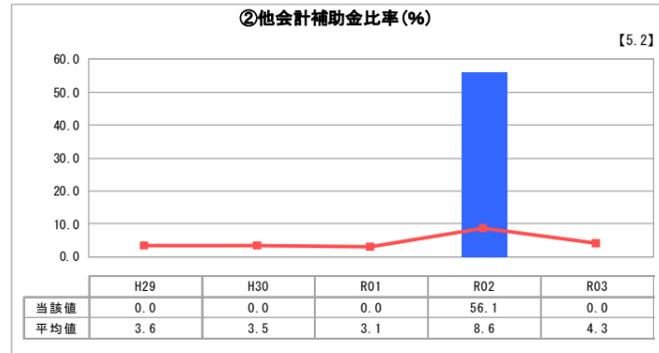
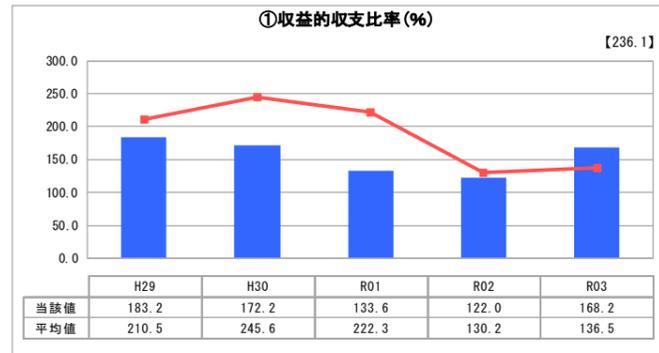
業務名	業種名	事業名	類似施設区分	管理者の情報
法非適用	駐車場整備事業	-	A1B1	非設置
自己資本構成比率(%)	種類	構造	建設後の経過年数(年)	
該当数値なし	都市計画駐車場	立体式	34	

立地	周辺駐車場の需給実態調査	駐車場使用面積(m ²)
商業施設	有	26,488
収容台数(台)	一時間当たりの基本料金(円)	指定管理者制度の導入
856	300	代行制

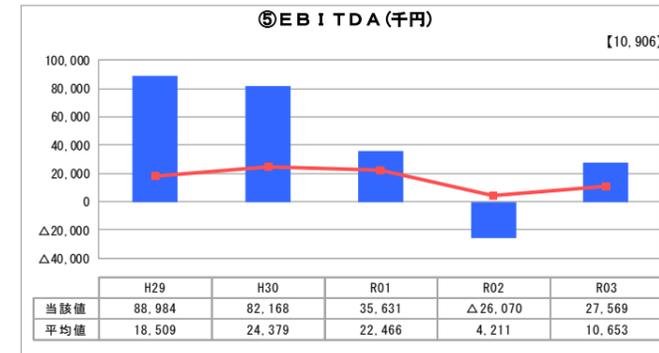
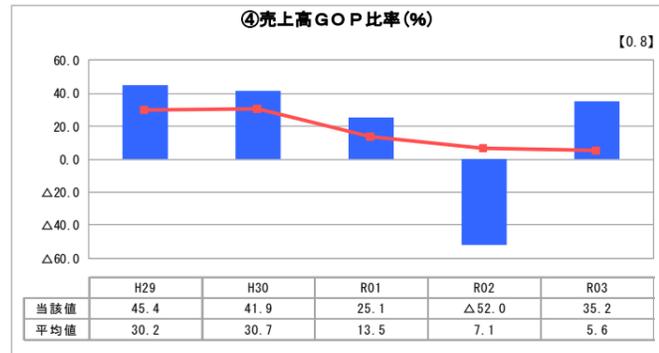
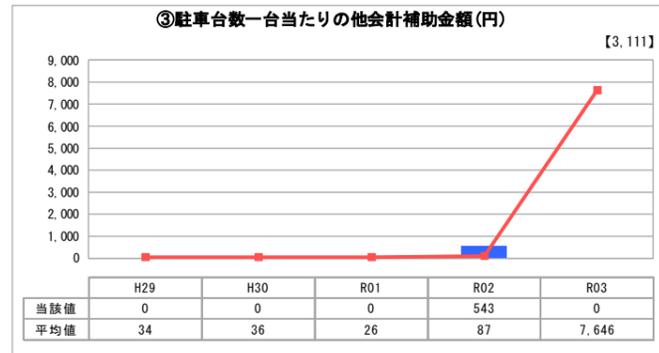
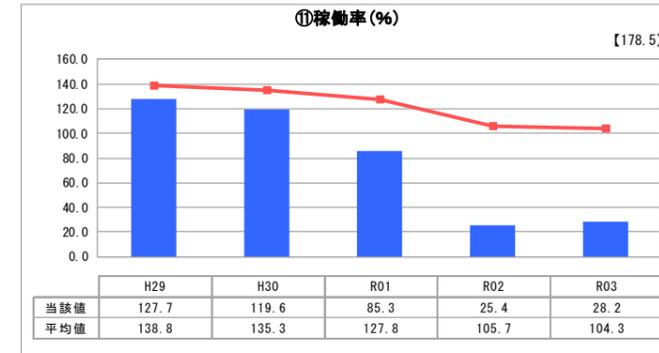
グラフ凡例

- 当該施設値(当該値)
- 類似施設平均値(平均値)
- 【】 令和3年度全国平均

1. 収益等の状況



3. 利用の状況



2. 資産等の状況

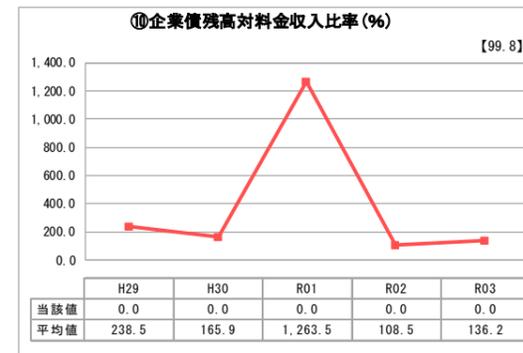
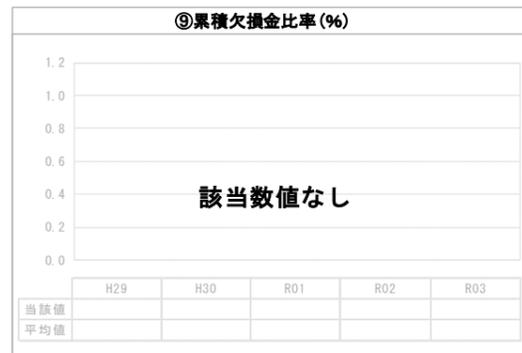


⑦敷地の地価(千円)

0

⑧設備投資見込額(千円)

0



分析欄

1. 収益等の状況について
 駐車場の料金収入等で支出をどの程度賄えているかを示す収益的収支比率(%)は利用状況の減少と連動して減少傾向にありますが、100%は超えており、黒字の状態となっています。
 本駐車場の建設費償還は完了しており、他会計補助金比率や駐車台数一台当たりの他会計補助金額はゼロでしたが、令和2年度は自動火災報知設備を更新したため、一般会計から繰り入れることとなりました。
 売上高GOP比率及びEBITDAは平均よりも高い数値を示しており、利用者減少後も、収益性は高い状態にあることを示しています。

2. 資産等の状況について
 駐車場建設費の償還は完了していますが、老朽化が進んでおり、防火設備の更新等を行っています。また、今後はエレベーターの改修や防水工事等の設備投資を見込む必要があります。

3. 利用の状況について
 令和元年9月末に隣接する大型商業施設が閉店し、また、新型コロナウイルス感染症の流行により、隣接するホールや図書館等も閉鎖していた時期があったため、令和2年度の利用者は著しく減少しました。令和3年度は若干回復しましたが、低い数値で推移しています。
 今後、大型商業施設の跡地開発により、ある程度の回復を見込んでいますが、需要が減少していることから、都市計画駐車場として使用することが適当かどうか検討する必要があります。

全体総括
 本駐車場は、昭和63年11月から供用を開始した、相模大野駐車場整備地区内に3つある都市計画駐車場のうちの1つです。しかし、隣接した商業施設が閉鎖して需要が減少したことや、近隣にも都市計画駐車場や民間駐車場があることを踏まえ、都市計画駐車場の位置付け等を見直していきます。

②相模原駅自動車駐車場

経営比較分析表（令和3年度決算）

神奈川県相模原市 相模原駅自動車駐車場

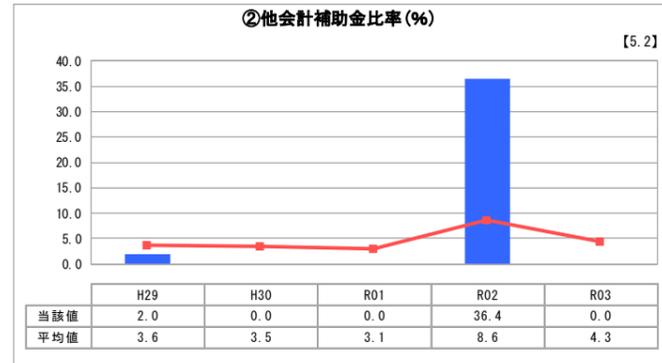
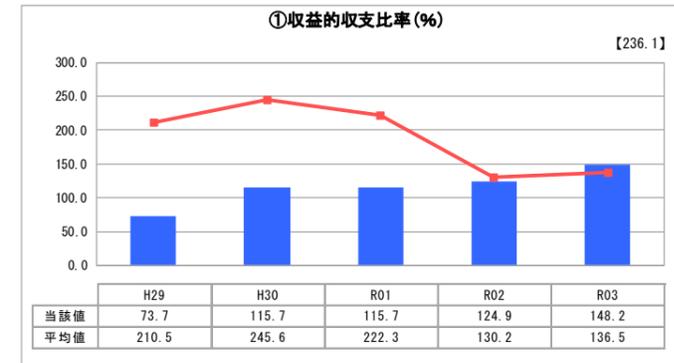
業務名	業種名	事業名	類似施設区分	管理者の情報
法非適用	駐車場整備事業	-	A1B1	非設置
自己資本構成比率(%)	種類	構造	建設後の経過年数(年)	
該当数値なし	都市計画駐車場	立体式	25	

立地	周辺駐車場の需給実態調査	駐車場使用面積(㎡)
商業施設	有	10,027
収容台数(台)	一時間当たりの基本料金(円)	指定管理者制度の導入
283	300	代行制

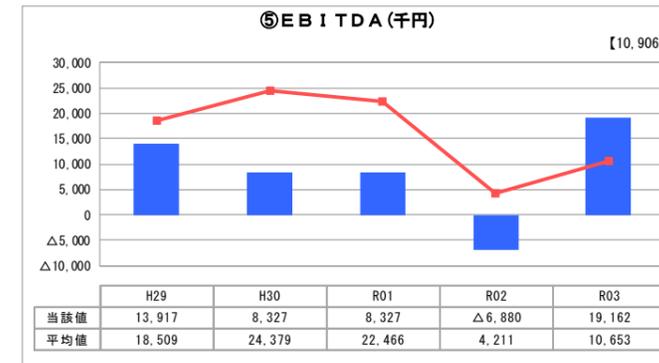
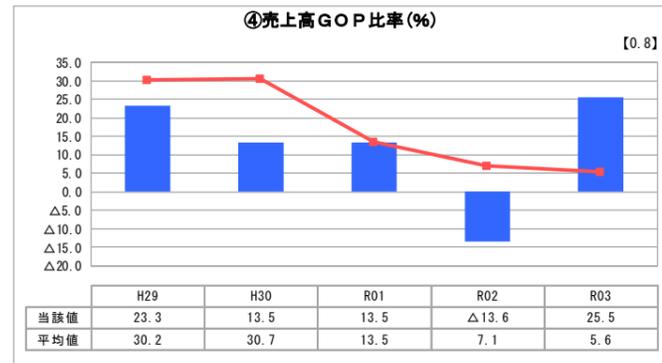
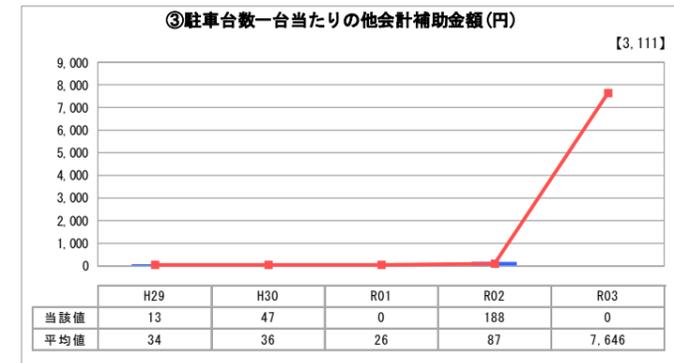
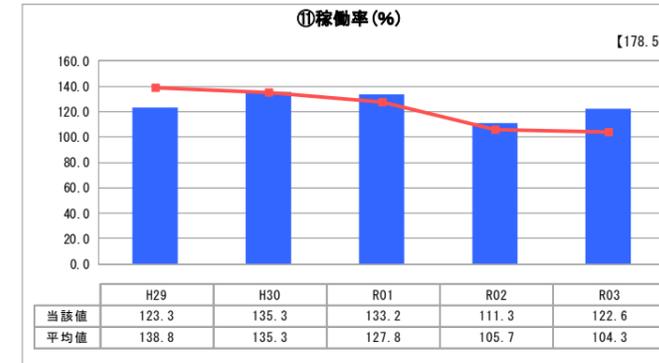
グラフ凡例

- 当該施設値(当該値)
- 類似施設平均値(平均値)
- 【】 令和3年度全国平均

1. 収益等の状況



3. 利用の状況



2. 資産等の状況

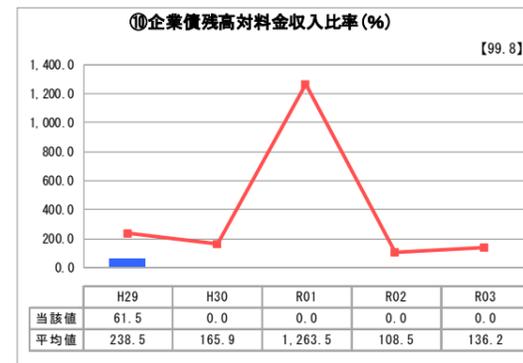


⑦敷地の地価(千円)

0

⑧設備投資見込額(千円)

0



分析欄

1. 収益等の状況について
 駐車場の料金収入等で支出をどの程度賄えているかを示す収益的収支比率(%)は駐車場建設費の償還が終了した平成30年度以降100%を超えており、黒字となっています。
 また、償還終了後は他会計補助金比率や駐車台数一台当たりの他会計補助金額はゼロでしたが、令和2年度はスロープを修繕したため、一般会計から繰り入れることとなりました。
 売上高GOP比率及びEBITDAは平均よりも低い数値が続いていたものの、大きな修繕も無かった令和3年度は収益性が上がりました。

2. 資産等の状況について
 駐車場建設費の償還は完了していますが、老朽化が進んでおり、今後はエレベーターの改修や防火設備の改修等の設備投資を見込む必要があります。

3. 利用の状況について
 新型コロナウイルス感染症の影響が強かった令和2年度よりも稼働率は上がりました。
 平均値よりも稼働率は若干高く、駐車場としての需要が今後も継続することが見込まれます。

全体総括
 本駐車場は、平成9年4月から供用を開始した、相模原駅駐車場整備地区内唯一の都市計画駐車場です。
 一定数の利用があることから、今後も都市計画駐車場として存続させる必要があると考えています。
 また、北口の相模総合補給廠一部返還地のまちづくりによる需要の変化等を注視していく必要があります。

③橋本駅北口第1自動車駐車場

経営比較分析表（令和3年度決算）

神奈川県相模原市 橋本駅北口第1自動車駐車場

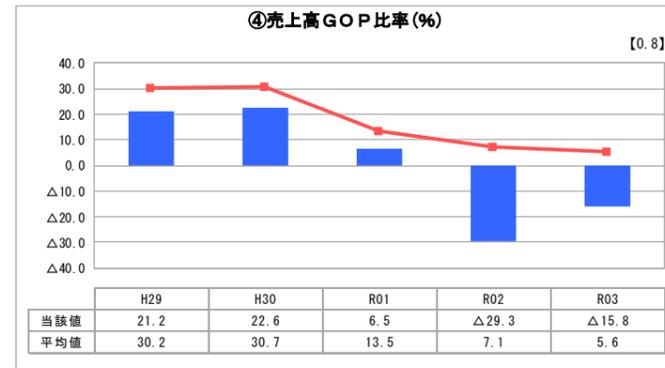
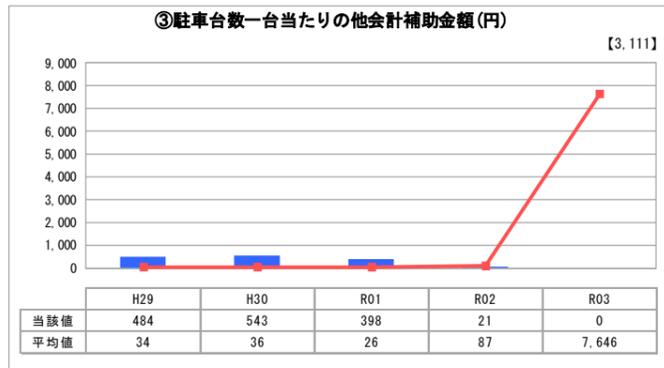
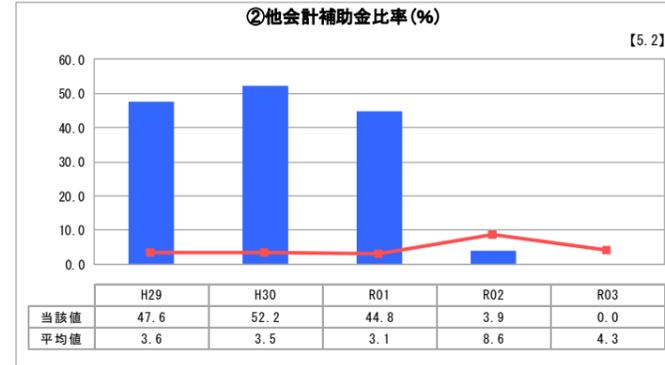
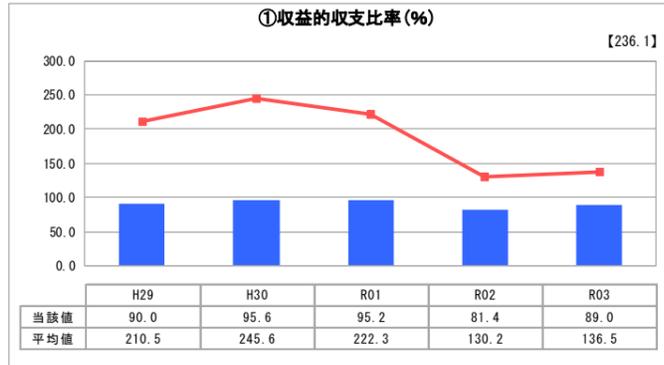
業務名	業種名	事業名	類似施設区分	管理者の情報
法非適用	駐車場整備事業	-	A1B1	非設置
自己資本構成比率(%)	種類	構造	建設後の経過年数(年)	
該当数値なし	都市計画駐車場	立体式	22	

立地	周辺駐車場の需給実態調査	駐車場使用面積(m ²)
商業施設	有	28,612
収容台数(台)	一時間当たりの基本料金(円)	指定管理者制度の導入
747	300	代行制

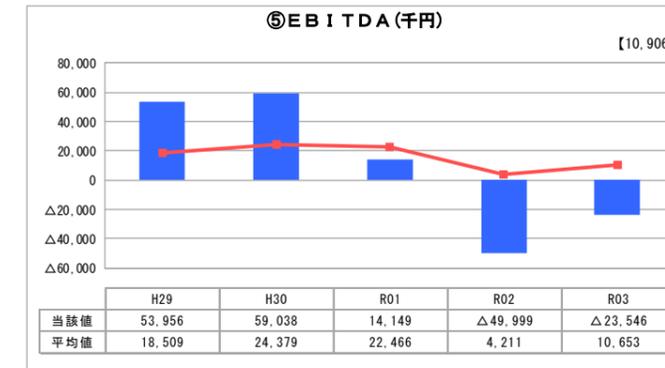
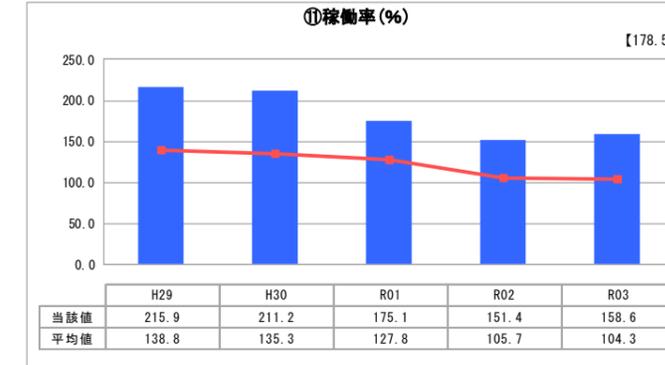
グラフ凡例

- 当該施設値（当該値）
- 類似施設平均値（平均値）
- 【】 令和3年度全国平均

1. 収益等の状況



3. 利用の状況



2. 資産等の状況

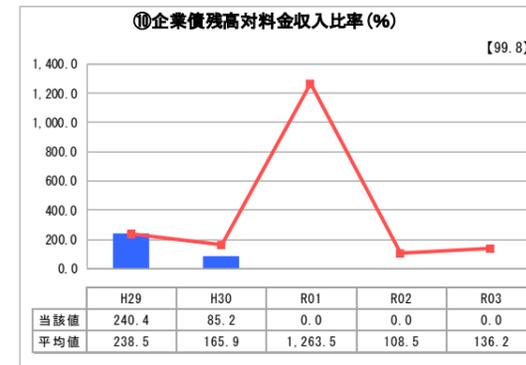


⑦敷地の地価(千円)

0

⑧設備投資見込額(千円)

0



分析欄

1. 収益等の状況について
 駐車場の料金収入等で支出をどの程度賄えているかを示す収益的収支比率(%)は100%未満で赤字となっています。
 本駐車場の建設費償還は平成31年度に完了したため、他会計補助金比率及び駐車台数一台当たりの他会計補助金額はゼロとなりました。
 売上高GOP比率及びEBITDAは平均よりも低く、経営改善に向けた取組みが必要であることを示しています。

2. 資産等の状況について
 駐車場建設費の償還は完了しています。住宅・商業施設との複合施設であり、大規模修繕は管理組合が実施するため、管理組合費の負担額のほか、駐車場が単独で所有しているエレベーターの更新費等を見込む必要があります。

3. 利用の状況について
 令和元年度の稼働率の減少は、隣接商業施設の駐車料サービスの変更によるものと考えております。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、外出を取りやめる、買物等を短時間で済ませる、テレワークに変わるなど、利用状況に変化があったため稼働率が減少しましたが、令和3年度は若干回復しています。
 平均値よりも稼働率が高く、今後も一定の需要が見込まれます。

全体総括
 本駐車場は、平成12年2月から供用を開始した、橋本駅周辺駐車場整備地区内に2つある都市計画駐車場のうちの1つです。
 一定数の利用があり、今後橋本駅南口において土地区画整理事業が実施されることを踏まえ、今後も都市計画駐車場として存続させる必要があると考えています。

④橋本駅北口第2自動車駐車場

経営比較分析表（令和3年度決算）

神奈川県相模原市 橋本駅北口第2自動車駐車場

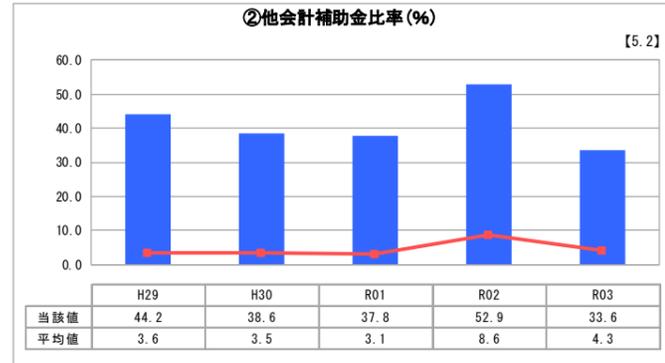
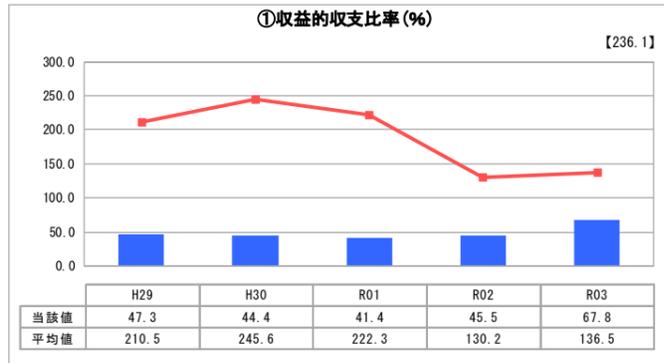
業務名	業種名	事業名	類似施設区分	管理者の情報
法非適用	駐車場整備事業	-	A1B1	非設置
自己資本構成比率(%)	種類	構造	建設後の経過年数(年)	
該当数値なし	都市計画駐車場	立体式	21	

立地	周辺駐車場の需給実態調査	駐車場使用面積(m ²)
商業施設	有	13,925
収容台数(台)	一時間当たりの基本料金(円)	指定管理者制度の導入
455	300	代行制

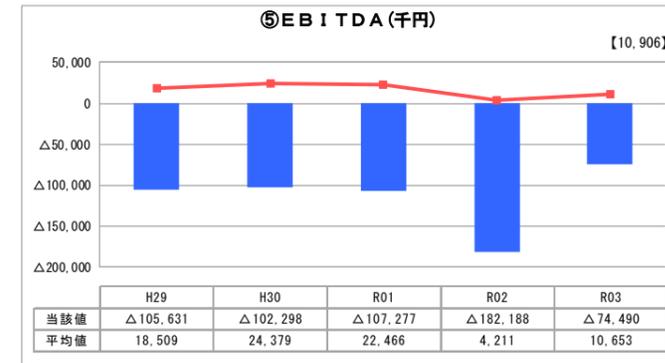
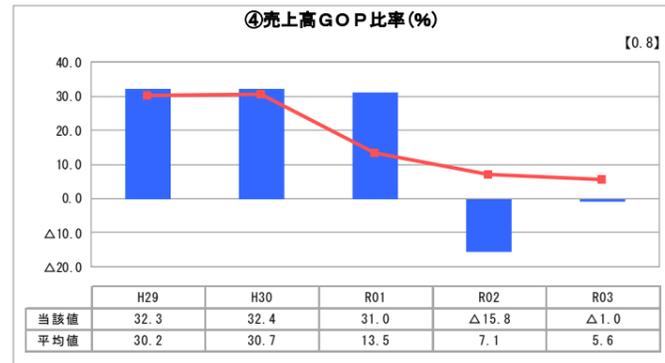
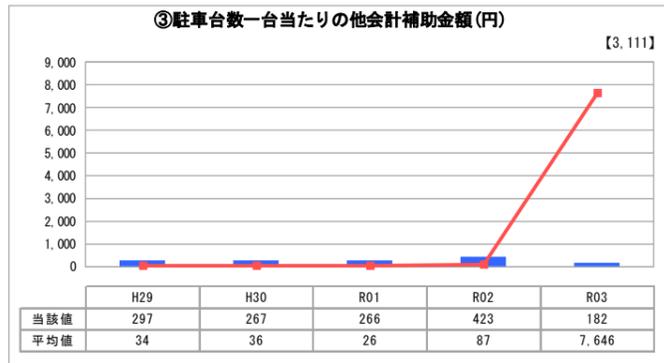
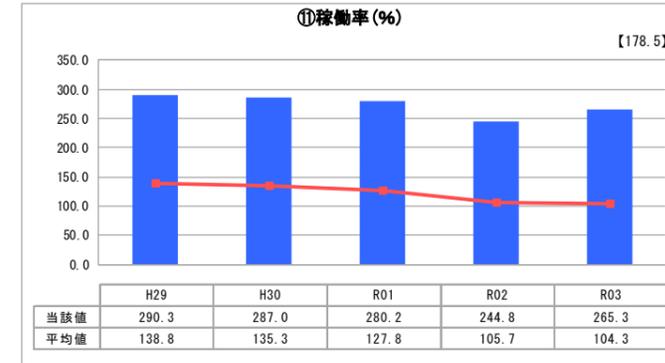
グラフ凡例

- 当該施設値（当該値）
- 類似施設平均値（平均値）
- 【】 令和3年度全国平均

1. 収益等の状況



3. 利用の状況



2. 資産等の状況

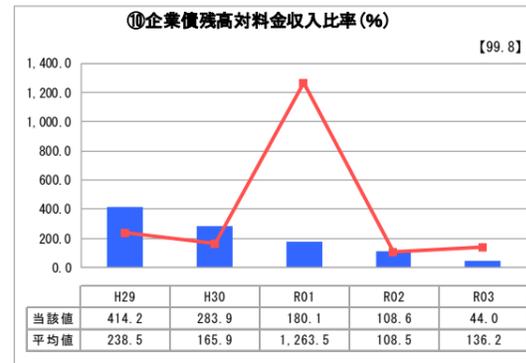


⑦敷地の地価(千円)

0

⑧設備投資見込額(千円)

0



分析欄

1. 収益等の状況について
 駐車場の料金収入等で支出をどの程度賅えているかを示す収益的収支比率(%)は100%未満で赤字となっています。
 他会計補助金比率及び駐車台数一台当たりの他会計補助金額は平均よりも高いですが、建設費の償還が完了する令和5年度以降はゼロとなる見込みです。
 売上高GOP比率及びEBITDAは平均よりも低く、経営改善に向けた取組みが必要であることを示しています。

2. 資産等の状況について
 駐車場建設費の償還は令和5年に完了する予定ですが、商業施設との複合施設のため、令和5年度からの10年間に管理組合が実施する大規模修繕の負担額を見込む必要があります。

3. 利用の状況について
 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行に伴う緊急事態宣言発令時に、隣接の大型商業施設が一部を除いて休業したため、稼働率が下がりましたが、令和3年度は若干回復しました。
 平均値よりも数値が高く、需要の高い駐車場であることを示しています。

全体総括
 本駐車場は、平成13年9月から供用を開始した、橋本駅周辺駐車場整備地区内に2つある都市計画駐車場のうちの1つです。
 一定数の利用があり、今後橋本駅南口において土地区画整理事業が実施されることも踏まえ、今後も都市計画駐車場として存続させる必要があると考えています。

⑤小田急相模原駅自動車駐車場

経営比較分析表（令和3年度決算）

神奈川県相模原市 小田急相模原駅自動車駐車場

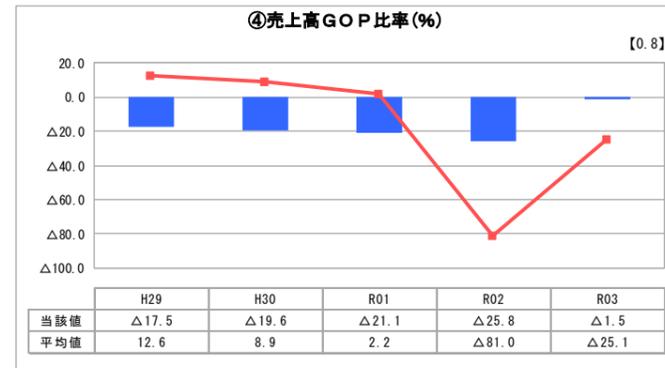
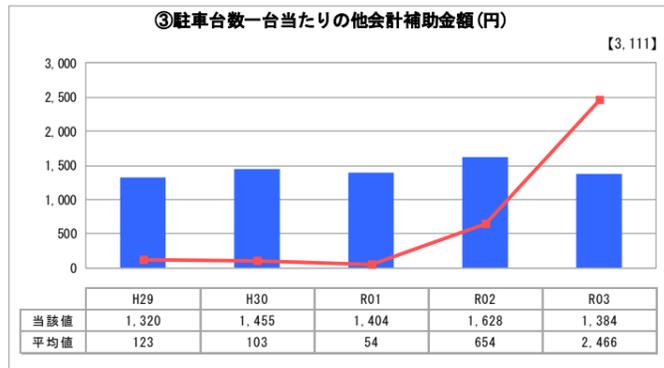
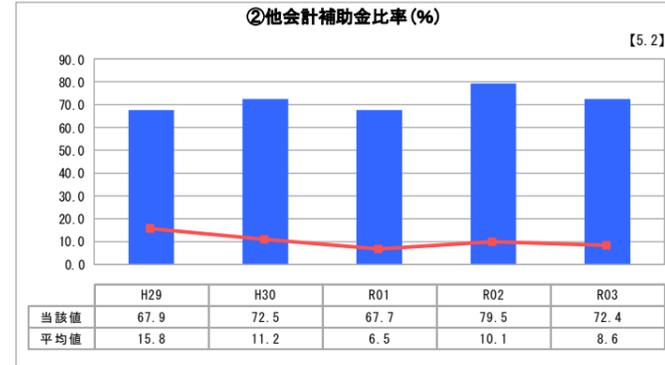
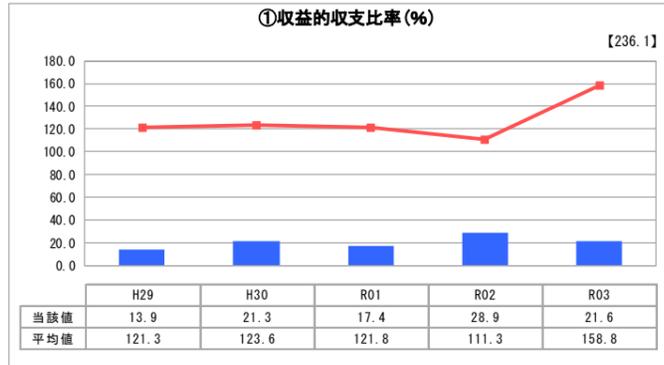
業務名	業種名	事業名	類似施設区分	管理者の情報
法非適用	駐車場整備事業	-	A 2 B 1	非設置
自己資本構成比率(%)	種類	構造	建設後の経過年数(年)	
該当数値なし	届出駐車場	地下式	15	

立地	周辺駐車場の需給実態調査	駐車場使用面積(m ²)
商業施設	有	7,586
収容台数(台)	一時間当たりの基本料金(円)	指定管理者制度の導入
136	300	代行制

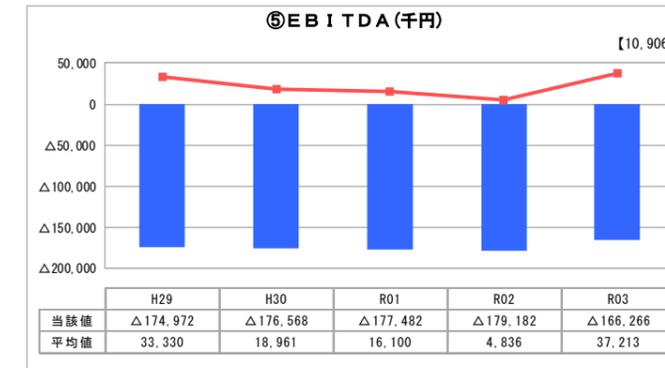
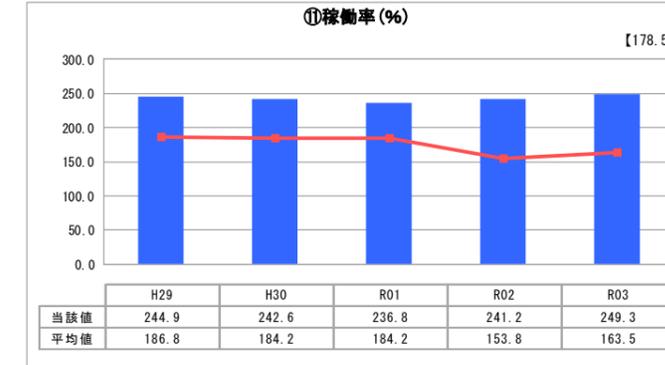
グラフ凡例

- 当該施設値（当該値）
- 類似施設平均値（平均値）
- 【】 令和3年度全国平均

1. 収益等の状況



3. 利用の状況



2. 資産等の状況

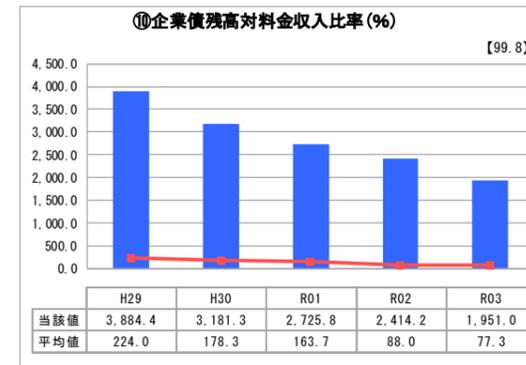


⑦敷地の地価(千円)

0

⑧設備投資見込額(千円)

0



分析欄

1. 収益等の状況について
 駐車場の料金収入等で支出をどの程度賄えているかを示す収益的収支比率(%)は20%前後で、大きく赤字となっています。
 他会計補助金比率及び駐車台数一台当たりの他会計補助金額は平均よりも高く、繰入金等への依存度が高いことを示しています。
 売上高GOP比率及びEBITDAは平均よりも低く、経営改善に向けた取組みが必要であることを示しています。

2. 資産等の状況について
 駐車場建設費の償還は令和9年に完了する予定です。住宅・商業施設との複合施設のため、令和4年度から5年度にかけて管理組合が実施している大規模修繕の負担金のほか、施設内ITV設備の修繕費等を見込む必要があります。

3. 利用の状況について
 平均よりも稼働率は高く、需要の高い駐車場であるといえます。定期駐車の高割合、新型コロナウイルス感染症の流行の影響をほぼ受けませんでした。

全体総括
 本駐車場は、平成19年12月から供用を開始した、市の開発に伴い設置した駐車場です。市施設・商業施設・住宅がある複合建築物の地下部分を占めていることから、今後も駐車場として存続させる必要があると考えています。ただし、収益等の状況を鑑み、運営方法等については検討をしていきます。

⑥相模大野駅西側自動車駐車場

経営比較分析表（令和3年度決算）

神奈川県相模原市 相模大野駅西側自動車駐車場

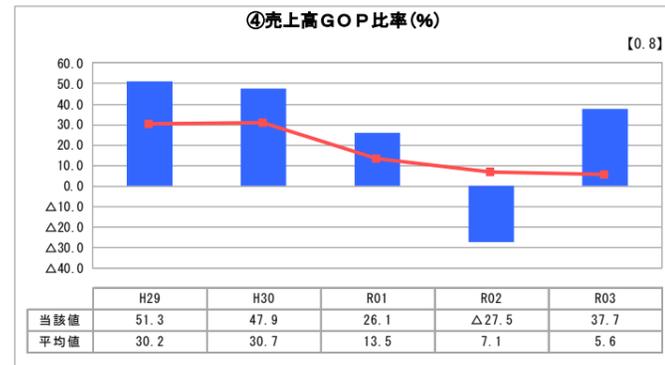
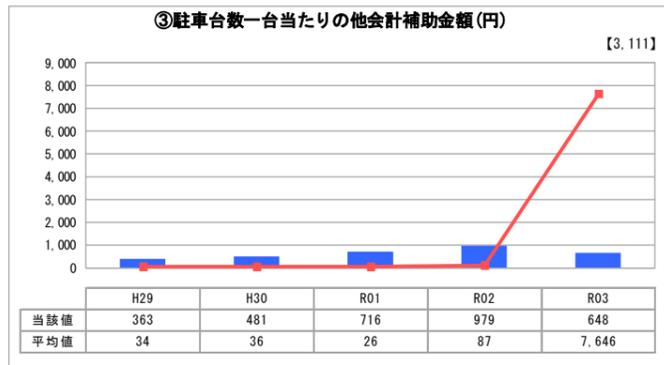
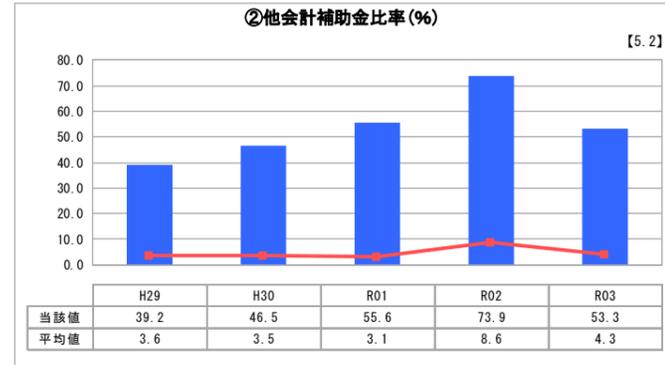
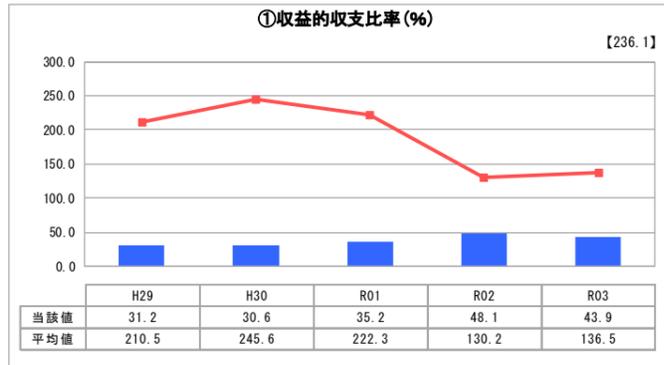
業務名	業種名	事業名	類似施設区分	管理者の情報
法非適用	駐車場整備事業	-	A1B1	非設置
自己資本構成比率(%)	種類	構造	建設後の経過年数(年)	
該当数値なし	都市計画駐車場	立体式	9	

立地	周辺駐車場の需給実態調査	駐車場使用面積(m ²)
商業施設	有	25,638
収容台数(台)	一時間当たりの基本料金(円)	指定管理者制度の導入
749	300	代行制

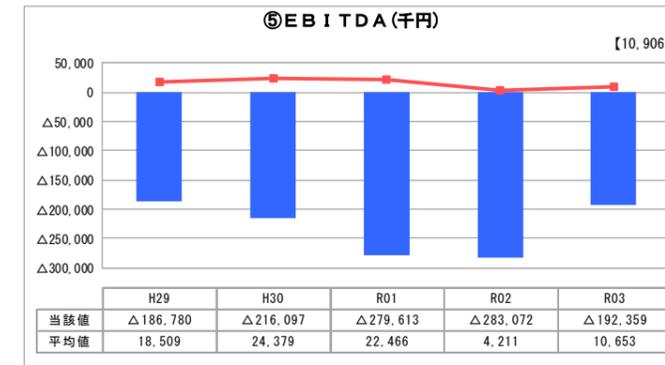
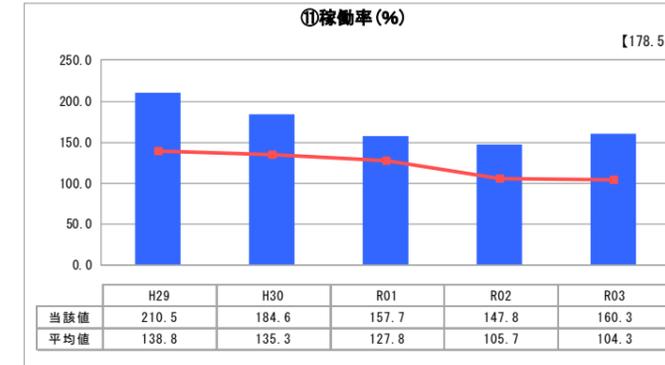
グラフ凡例

- 当該施設値(当該値)
- 類似施設平均値(平均値)
- 【】 令和3年度全国平均

1. 収益等の状況



3. 利用の状況



2. 資産等の状況

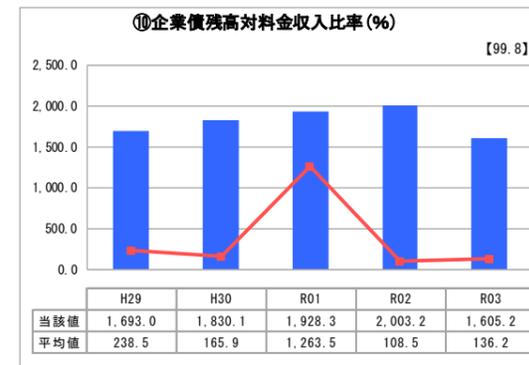


⑦敷地の地価(千円)

0

⑧設備投資見込額(千円)

0



分析欄

1. 収益等の状況について
 駐車場の料金収入等で支出をどの程度賄えているかを示す収益的収支比率(%)は40%前後で赤字となっています。
 他会計補助金比率及び駐車台数一台当たりの他会計補助金額は平均よりも高いですが、建設費の償還が完了する令和14年度以降はゼロとなる見込みです。
 売上高GOP比率及びEBITDAは平均よりも低く、経営改善に向けた取組みが必要であることを示しています。

2. 資産等の状況について
 駐車場建設費の償還は令和14年度に完了する予定です。商業施設との複合施設であり、今後は管理組合が実施する大規模修繕等の負担分を見込む必要があります。

3. 利用の状況について
 オープン以後、店内のリニューアルによる一部店舗閉鎖期間や、隣接商業施設の駐車料サービスの変更等により、稼働率は減少傾向にありました。また令和2年度は、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、外出を取りやめる、買物等を短時間で済ませる、テレワークに変わるなど、利用状況に変化があったため、さらに減少したものと考えています。
 令和3年度は定期利用の割合を増やし、稼働率が上がりました。
 平均値よりも稼働率は高く、今後も一定の需要が見込まれます。

全体総括
 本駐車場は、平成25年3月から供用を開始した、相模大野駅前整備地区内に3つある都市計画駐車場のうちの1つです。
 一定数の利用があることから、今後も都市計画駐車場として存続させる必要があると考えています。

(3) 経営指標の算出式と意味

[収益等の状況]

名称	算出式（法非適用企業用）	意味
①収益的収支比率（％）	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$	料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているかを表す指標である。
②他会計補助金比率（％）	$\frac{\text{繰入金}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$	人件費や支払利息等の費用が一般会計からの繰入金等によってどの程度賄われているかを表す指標である。
③駐車台数一台当たりの他会計補助金額（円）	$\frac{\text{繰入金}}{\text{延べ駐車台数}}$	駐車台数一台当たりで、一般会計からの繰入金等がどれだけ支出されているかを表す指標である。
④売上高GOP比率（％）	$\frac{(\text{営業収益} - \text{受託工事収益}) - (\text{営業費用} - \text{受託工事費})}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$	営業収益に対する営業総利益（粗利益）の割合であり、施設の営業に関する収益性を表す指標である。
⑤EBITDA（減価償却前営業利益）（千円）	総収益－総費用－繰入金＋支払利息	営業利益と同様に、その経年の推移を見て企業の収益が継続して成長しているかどうかを判断するための指標であり、キャッシュの利益を示している。

[資産等の状況]

名称	算出式（法非適用企業用）	意味
⑥有形固定資産減価償却率（％）		有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標であり、資産の老朽化度を表している。
⑦敷地の地価（千円）	固定資産台帳等における駐車場の敷地の地価	固定資産台帳等における駐車場の敷地の地価であり、敷地の価値を表す指標である。
⑧設備投資見込額（千円）	経営戦略（投資・財政計画）に記載された今後10年間の建設改良費・修繕費等の見込額又は各団体において算定した値	将来の投資による費用負担の見込額を表す指標であり、今後10年間で見込む建設改良費・修繕費などの額である。
⑨累積欠損金比率（％）		営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標である。
⑩企業債残高対料金収入比率（％）	$\frac{\text{企業債残高} - \text{一般会計等負担額}}{\text{料金収入}} \times 100$	料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。

[利用の状況]

名称	算出式（法非適用企業用）	意味
稼働率（％）	$\frac{\text{一日平均駐車台数}}{\text{収容台数}} \times 100$	収容台数に対する一日当たり平均駐車台数の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。

(4) 経営指標において望ましい姿と必要な取組

[収益等の状況]

名称	望ましい姿	必要な取組等
①収益的収支比率 (%)	100%以上となっていることが必要である。	100%未満は赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要
②他会計補助金比率 (%)	公営企業の独立採算性の観点から、数値が <u>低い</u> ことが望ましい。	経年比較において数値が増加傾向にある場合や類似施設との比較において数値が高い場合には、一般会計からの繰入金等への依存度が増加している又は大きいことを意味するため、公営企業としての持続可能性や他会計の補助のあり方等について検討することが必要
③駐車台数一台当たりの他会計補助金額 (円)		
④売上高GOP比率 (%)	一般的に数値が <u>高い</u> ことが望ましい。	【数値が高い場合】 公営企業としての高い収益性を民間譲渡により更に高めることを期待して、民間譲渡を検討することが必要 【数値が減少傾向又は低い場合】 経営改善に向けた取組が必要
⑤EBITDA (減価償却前営業利益) (千円)	一般的に数値が <u>大きい</u> ことが望ましい。	

[資産等の状況]

名称	望ましい姿	必要な取組等
⑥有形固定資産減価償却率 (%)		計画的な施設の更新等を検討することが必要
⑦敷地の地価 (千円)		事業廃止 (他用途返還を含む) や民間譲渡を検討する際、土地の潜在的な可能性を活かして他の用途も含めた一層の高度利用ができないか検討することが必要
⑧設備投資見込額 (千円)		事業廃止 (他用途返還を含む) や民間譲渡を検討する際、見込まれる設備投資を行ってまで事業継続を行うか慎重に検討することが必要
⑨累積欠損金比率 (%)	累積欠損金が発生していないことを示す <u>0%</u> であることが必要である。	経年比較において数値が0%ではない場合は、経年の状況も踏まえながら0%となるよう経営改善に向けた取組が必要
⑩企業債残高対料金収入比率 (%)	一般的に数値が <u>低い</u> ことが望ましい。	経年比較において数値が増加傾向にある場合等は、投資の効率化や将来の償還財源の確保といった経営改善に向けた取組が必要

[利用の状況]

名称	望ましい姿	必要な取組等
⑪稼働率 (%)	一般的に数値が <u>高い</u> ことが望ましい。	経年比較において数値が減少傾向にある場合等は駐車場としての需要が減少している可能性があるため、駐車場として使用することが適当かどうか検討する必要がある。

(5) 各駐車場の経営指標数値一覧

名称	年度	類似施設平均値 ※	大野立駐	相模原 駅駐	橋北第1	橋北第2	オダサガ	大野西側
①収益的収支 比率 (%)	H29	210.5(121.3)	183.2	73.7	90.0	47.3	13.9	31.2
	H30	245.6(123.6)	172.2	115.7	95.6	44.4	21.3	30.6
	R 1	222.3(121.8)	133.6	115.7	95.2	41.4	17.4	35.2
	R 2	130.2(111.3)	122.0	124.9	81.4	45.5	28.9	48.1
	R 3	136.5(158.8)	168.2	148.2	89.0	67.8	21.6	43.9
②他会計補助 金比率 (%)	H29	3.6(15.8)	0	2.0	47.6	44.2	67.9	39.2
	H30	3.5(11.2)	0	0	52.2	38.6	72.5	46.5
	R 1	3.1(6.5)	0	0	44.8	37.8	67.7	55.6
	R 2	8.6(10.1)	56.1	36.4	3.9	52.9	79.5	73.9
	R 3	4.3(8.6)	0	0	0	33.6	72.4	53.3
③駐車台数一 台当たりの他 会計補助金額 (円)	H29	34(123)	0	13	484	297	1,320	363
	H30	36(103)	0	47	543	267	1,455	481
	R 1	26(54)	0	0	398	266	1,404	716
	R 2	87(654)	543	188	21	423	1,628	979
	R 3	7646(2,466)	0	0	0	182	1,384	648
④売上高GO P比率 (%)	H29	30.2(12.6)	45.4	23.3	21.2	32.3	-17.5	51.3
	H30	30.7(8.9)	41.9	13.5	22.6	32.4	-19.6	47.9
	R 1	13.5(2.2)	25.1	13.5	6.5	31.0	-21.1	26.1
	R 2	7.1(-81.0)	-52.0	-13.6	-29.3	-15.8	-25.8	-27.5
	R 3	5.6(-25.1)	35.2	25.5	-15.8	-1.0	-1.5	37.7
⑤EBITDA (減価償却前 営業利益) (千円)	H29	18,509(33,330)	88,984	13,917	53,956	-105,631	-174,972	-186,780
	H30	24,379(18,961)	82,168	8,327	59,038	-102,298	-176,568	-216,097
	R 1	22,466(16,100)	35,631	8,327	14,149	-107,277	-177,482	-279,613
	R 2	4,211(4,836)	-26,070	-6,880	-49,999	-182,188	-179,182	-283,072
	R 3	10,653(37,213)	27,569	19,162	-23,546	-74,490	-166,266	-192,359
⑦敷地の地価 (千円)			道路区域のため 対象外		区分所有物件のため対象外			
⑧設備投資見 込額 (千円)			3-3 施設の見通し 主な修繕計画で設定					
⑩企業債残高 対料金収入比 率 (%)	H29	238.5(224.0)	償還終了 (0)	61.5	240.4	414.2	3,884.4	1,693.0
	H30	165.9(178.3)		0	85.2	283.9	3,181.3	1,830.1
	R 1	1,263.5(163.7)		償還終了 (0)	0	180.1	2,725.8	1,928.3
	R 2	108.5(88.0)			償還終了 (0)	108.6	2,414.2	2,003.2
	R 3	136.2(77.3)				44.0	1,951.0	1,605.2
⑪稼働率 (%)	H29	138.8(186.8)	127.7	123.3	215.9	290.3	244.9	210.5
	H30	135.3(184.2)	119.6	135.3	211.2	287.0	242.6	184.6
	R 1	127.8(184.2)	85.3	133.2	175.1	280.2	236.8	157.7
	R 2	105.7(153.8)	25.4	111.3	151.4	244.8	241.2	147.8
	R 3	104.3(163.5)	28.2	122.6	158.6	265.3	249.3	160.3

⑥、⑨は該当がないため対象外

※ () 内は地下式駐車場で、小田急相模原駅自動車駐車場の類似施設平均値。

(6) 経営指標に基づく各駐車場の経営分析

①相模大野立体駐車場

1. 収益等の状況について

①収益的収支比率	減少傾向だが、100%は超えて黒字の状態
②他会計補助金比率	建設費償還は終了している
③駐車台数1台当たりの他会計補助金額	(自動火災報知設備更新の年に繰入金有り)
④売上高GOP比率	平均より高く、収益性が高い
⑤EBITDA (減価償却前営業利益)	/ (但し今後改修工事によりEBITDA減少見込み)

分析の考え方として、公営企業による高い収益性を※民間譲渡により更に高めることを期待して、民間譲渡を検討することが必要とされている。

2. 資産等の状況について

- ・ 駐車場建設費の償還は完了
- ・ 防火設備の更新等を行っている。また、エレベーターの改修や防水工事等を予定

3. 利用の状況について

- ・ 隣接する大型商業施設閉店後、稼働率は低い数値で推移
- ・ 大型商業施設の跡地開発により、ある程度の回復を見込む

4. 全体総括

- ・ 都市計画駐車場の位置付け等を見直す

②相模原駅自動車駐車場

1. 収益等の状況について

①収益的収支比率	100%は超えて黒字の状態
②他会計補助金比率	建設費償還は終了している
③駐車台数1台当たりの他会計補助金額	(出入口スロープ修繕の年に繰入金有り)
④売上高GOP比率	増加傾向にあり、収益性が高い
⑤EBITDA (減価償却前営業利益)	

分析の考え方として、公営企業による高い収益性を※民間譲渡により更に高めることを期待して、民間譲渡を検討することが必要とされている。

2. 資産等の状況について

- ・ 駐車場建設費の償還は完了
- ・ 今後エレベーターの改修や防火設備改修等を見込む

3. 利用の状況について

- ・ 平均値よりも稼働率は若干高く、駐車需要が今後も継続するものと見込まれる

4. 全体総括

- ・ 今後も都市計画駐車場として存続させる必要がある
- ・ 北口の相模総合補給廠一部返還地のまちづくりによる需要の変化等を注視する

③橋本駅北口第1自動車駐車場

1. 収益等の状況について

①収益的収支比率	100%未満で赤字の状態
②他会計補助金比率	建設費償還は終了している
③駐車台数1台当たりの他会計補助金額	
④売上高GOP比率	平均より低く、収益性が低い
⑤EBITDA（減価償却前営業利益）	

分析の考え方として、経営改善に向けた取組みが必要とされている。

2. 資産等の状況について

<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場建設費の償還は完了 ・ 複合建築物のため大規模修繕は管理組合が行うが、今後エレベーター改修予定

3. 利用の状況について

<ul style="list-style-type: none"> ・ 平均値よりも稼働率は高く、駐車需要が今後も継続するものと見込まれる

4. 全体総括

<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も都市計画駐車場として存続させる必要がある ・ 南口の土地区画整理事業の実施を踏まえ、需要の変化等を注視する

④橋本駅北口第2自動車駐車場

1. 収益等の状況について

①収益的収支比率	100%未満で赤字の状態。償還終了後は黒字が見込まれる
②他会計補助金比率	平均より高いが、建設費償還は令和5年度以降はゼロになる予定。
③駐車台数1台当たりの他会計補助金額	
④売上高GOP比率	平均より低く、収益性が低い
⑤EBITDA（減価償却前営業利益）	

分析の考え方として、経営改善に向けた取組みが必要とされている。

2. 資産等の状況について

<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場建設費の償還は令和5年度に完了 ・ 複合建築物のため大規模修繕は管理組合が行う。令和5年から約10年で予定されている
--

3. 利用の状況について

<ul style="list-style-type: none"> ・ 平均値よりも稼働率はかなり高く、駐車需要が今後も継続するものと見込まれる
--

4. 全体総括

<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も都市計画駐車場として存続させる必要がある ・ 南口の土地区画整理事業の実施を踏まえ、需要の変化等を注視する

⑤小田急相模原駅自動車駐車場

1. 収益等の状況について

①収益的収支比率	20%前後で大きく赤字の状態
②他会計補助金比率	平均よりかなり低く、繰入金等への依存度が高い
③駐車台数1台当たりの他会計補助金額	
④売上高GOP比率	平均よりかなり低く、収益性が低い
⑤EBITDA（減価償却前営業利益）	

分析の考え方として、経営改善に向けた取組みが必要とされている。

2. 資産等の状況について

- ・ 駐車場建設費の償還は令和9年度に完了
- ・ 複合建築物のため大規模修繕は管理組合が行う。令和4～5年に実施している

3. 利用の状況について

- ・ 平均値よりも稼働率はかなり高く、駐車需要が今後も継続するものと見込まれる

4. 全体総括

- ・ 複合建築物の地下部分を占めており、今後も駐車場としての継続が必要
- ・ 収益等の状況を鑑み、運営方法の検討が必要

⑥相模大野駅西側自動車駐車場

1. 収益等の状況について

①収益的収支比率	40%前後で赤字の状態
②他会計補助金比率	平均より高いが、建設費償還が終わる令和14年度以降はゼロになる予定
③駐車台数1台当たりの他会計補助金額	
④売上高GOP比率	売上高GOPは平均より高いが、EBITDAは低い (ただし、償還終了後は高くなる見込み)
⑤EBITDA（減価償却前営業利益）	

分析の考え方として、高い場合は公営企業による高い収益性を※民間譲渡により更に高めることを期待して、民間譲渡を検討することが必要、低い場合は経営改善に向けた取組みが必要とされている。

2. 資産等の状況について

- ・ 駐車場建設費の償還は令和14年度に完了
- ・ 複合建築物のため大規模修繕は管理組合が行う。令和5年に修繕計画策定調査を実施予定

3. 利用の状況について

- ・ 平均値よりも稼働率は高く、駐車需要が今後も継続するものと見込まれる

4. 全体総括

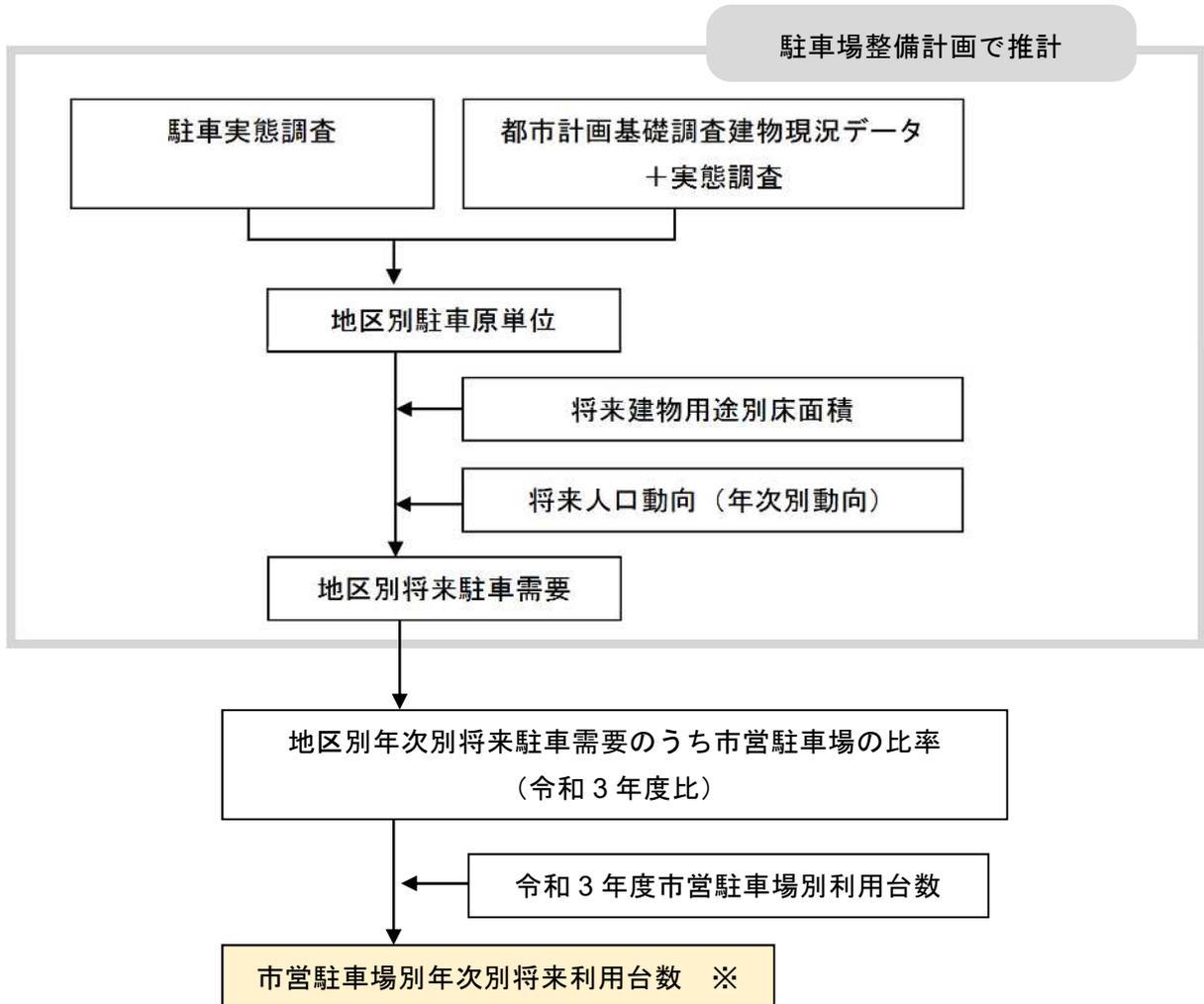
- ・ 今後も都市計画駐車場として存続させる必要がある

※「民間譲渡」の検討は、駐車場として運営することを条件に市有財産の貸付を行い、民営の駐車場とすることを想定します。

3 将来の事業環境

3-1 駐車場需要の見通し

駐車場整備計画で推計した各地区の将来駐車需要に令和3年度における市営駐車場が占める比率と利用台数を乗じて試算しています。

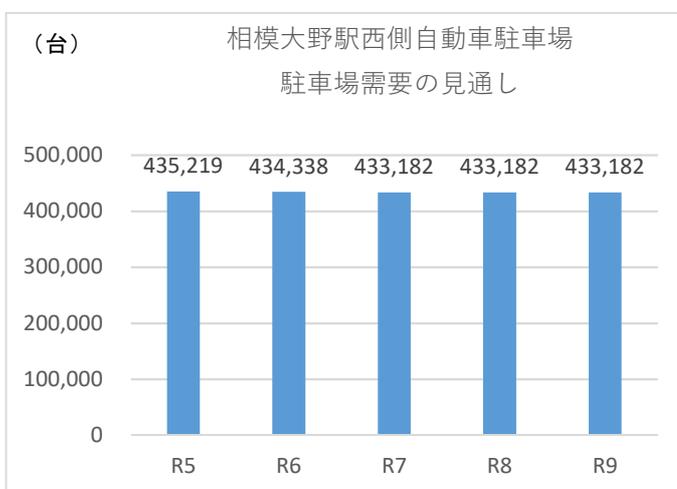
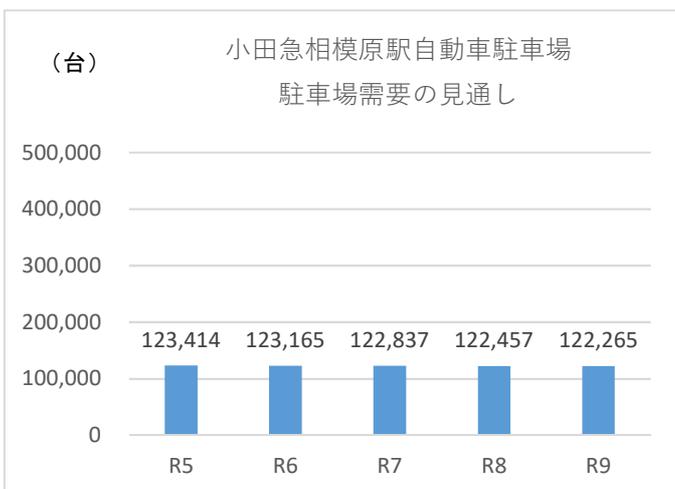
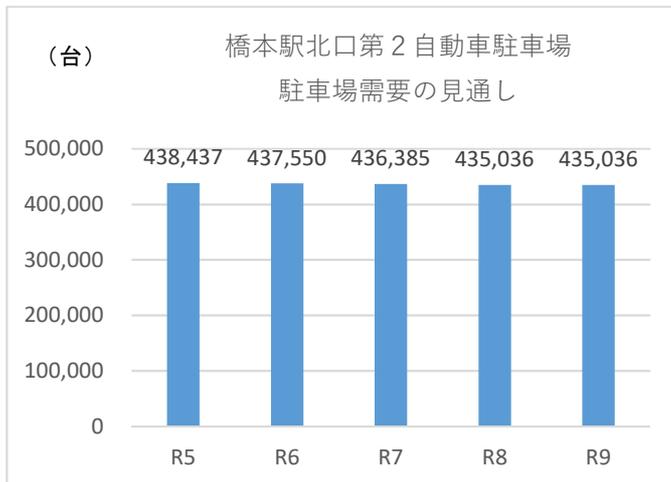
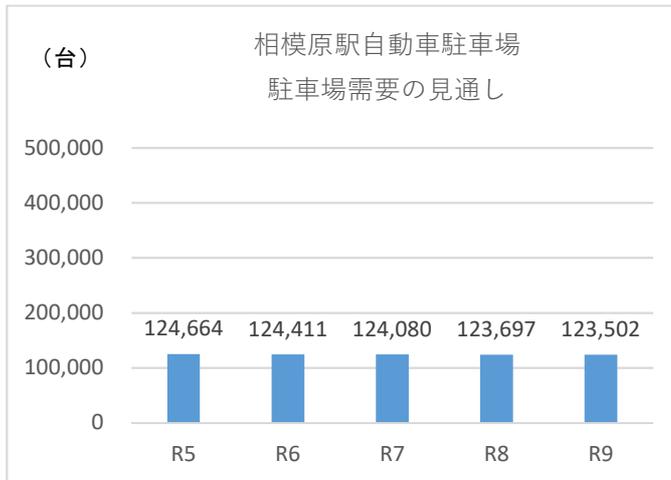
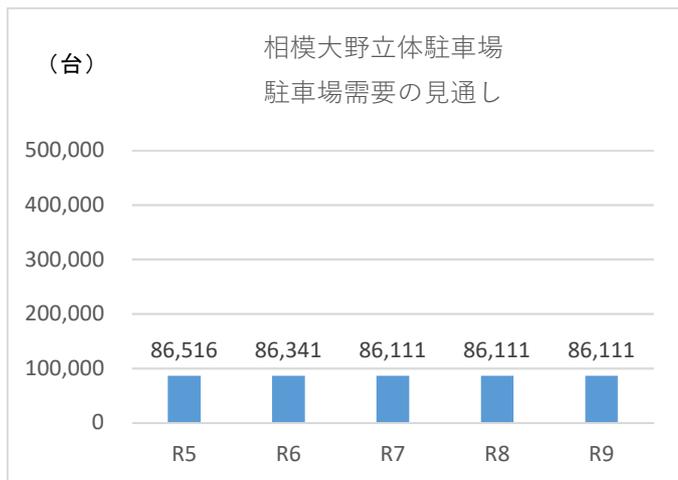


※相模大野地区及び橋本地区については、今後の開発により地区の駐車需要は増加すると考えられますが、開発関連の駐車需要は開発者が整備する原則に基づき、市営駐車場の需要として考慮しておりません。

ただし、相模大野地区については都市計画駐車場の位置づけの見直し、橋本地区については土地区画整理事業に伴う需要の増加を鑑み、開発後も市営駐車場の需要は減少しないものと想定しました。

各駐車場の駐車需要の見通しは次のとおりです。

[各駐車場の需要の見通し]



需要は緩やかな減少を見込んでいますが、相模大野立体駐車場、橋本駅北口第1自動車駐車場及び橋本駅北口第2自動車駐車場は近隣の開発により減少しないと想定しています。

3-2 料金収入の見通し

令和5年度から駐車料収入が指定管理者の収入となる利用料金制を導入したため、利用台数の増減に関わらず、指定管理者から一定額の基本納付金が納付されます。

指定管理者からの基本納付金額

令和5～9年度（確定）	令和10～14年度（推計）
430,000,000円	430,000,000円

※駐車需要の増加や指定管理者の経営努力により収入が増加した場合等は利益に応じて追加納付金が納付される。

※基本納付金は指定管理者募集時に指定管理者からの提案により変動するため、令和10～14年は現在と同じ額を推計額とした。

3-3 施設の見通し

対象施設の設備の耐用年数等を踏まえた修繕、更新等の見通しは下表のとおりです。

駐車場	施設の見通し
相模大野立体駐車場	築30年以上を経過し、老朽化が進んでいるため、エレベーターや消防設備、I T V（監視カメラ）等の安全性を確保するための部位別改修を行いつつ、市一般公共建築物長寿命化計画の考え方を踏まえて今後の改修を検討する。
相模原駅自動車駐車場	築25年以上を経過し、老朽化が進んでいるため、エレベーターや消防設備、I T V等の安全性を確保するための安全性を確保するための部位別改修を行いつつ、市一般公共建築物長寿命化計画の考え方を踏まえて今後の改修を検討する。
橋本駅北口第1自動車駐車場※	複合建築物のため、消防設備の更新や大規模修繕等は管理組合が行う。エレベーター及びI T Vは市の区分所有部分にあるため、市が更新する。
橋本駅北口第2自動車駐車場※	複合建築物のため、エレベーター、消防設備の更新や大規模修繕等は管理組合が行い、I T Vは市の区分所有部分にあるため、市が更新する。管理組合により、令和5年から令和9年にかけて外壁等の大規模修繕、令和10年から14年にかけてエレベーターの更新が予定されている。
小田急相模原駅自動車駐車場※	複合建築物のため、エレベーター、消防設備の更新や大規模修繕等は管理組合が行い、I T Vは市の区分所有部分にあるため、市が更新する。管理組合により、令和4年から令和5年にかけて外壁等の大規模修繕が行われる。
相模大野駅西側自動車駐車場※	複合建築物のため、エレベーター、消防設備、I T Vの更新や大規模修繕等は管理組合が行う。管理組合により、令和5年度に設備点検を行い、長期修繕計画の見直しが行われる。

※商業施設等との複合建築物で管理組合が有り、大規模修繕等は市が所有する区分面積に応じて管理組合費として負担する。

[主な修繕計画] (千円)

年 度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
①相模大野立体駐車場										
エレベーター更新		114	167,365							
消防設備更新	79,400									
防水工事設計、工事				20,000						
ITV更新										
高圧電気機器入替		19,520								
②相模原駅自動車駐車場										
エレベーター更新				60,000						
消防設備更新				8,000						
ITV更新										
高圧電気機器入替										
スロープ点検(橋梁点検)	5,000					5,000				
③橋本駅北口第1自動車駐車場										
エレベーター更新					120,000					
ITV更新		22,609								
管理組合による大規模修繕										
④橋本駅北口第2自動車駐車場										
ITV更新			21,000							
管理組合による大規模修繕	75,060	28,615	17,235	16,201	21,976	14,497	14,497	14,497	8,155	8,155
⑤小田急相模原駅自動車駐車場										
ITV更新		7,000								
管理組合による大規模修繕	53,000	21,000								
⑥相模大野駅西側自動車駐車場										
管理組合による大規模修繕										

※ITVは10年、高圧電気機器は機器により10~25年、消防設備及びEVは25年に1回程度更新が必要

[公債費の償還] (元利合計)

年 度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
①大野立駐										
②相模原駅駐										
③橋北第1										
④橋北第2	23,096									
⑤オダサガ	190,060	190,060	149,943	121,843	94,198					
⑥大野西側	390,345	390,345	390,345	390,345	390,345	390,345	390,345	390,345	255,854	124,698

①~③は建設当時の償還が終了しているが、EV更新等の改修工事に起債を充てる予定。

④~⑥は建設当時の償還。※管理組合が実施する大規模修繕には起債を充てられない。

3-4 組織の見通し

現在、指定管理者制度を導入して管理をしているため、駐車場事業に携わる市職員は2人です。今後も市営駐車場を公営企業として市が運営していく場合、複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の「見える化」を行う公営企業会計の設置が求められていることから、会計システム変更等に係る増員及び会計事務を担う新たな人員の配置が必要となります。

一方、貸付等により、駐車場の運営そのものは民間に委ねて駐車場を確保していく方法もあり、本市に適した管理形態について今後検討します。

体制	管理形態	会計	必要な市職員数
現在の体制	指定管理者制度	特別会計	2人
今後の体制案①	指定管理者制度	公営企業会計	会計変更時 5人 変更後 3人
今後の体制案②	指定管理者制度	一般会計	2人
今後の体制案③	市有財産の貸付	一般会計	制度導入時 3人 導入後 1人
今後の体制案④	市有財産の貸付と指定管理者制度の併用	公営企業会計	制度導入時 5人 導入後 2人
今後の体制案⑤	市有財産の貸付と指定管理者制度の併用	一般会計	制度導入時 3人 導入後 2人

■指定管理者制度

地方公共団体が設置する公の施設について、議会の議決を経て指定される「指定管理者」に当該施設の管理運営を委任する制度。多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、本市では平成18年度から本格的に導入したもの

(市指定管理者制度運用ガイドラインより抜粋)

■公営企業

地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。事業ごとに経営成績及び財政状態を明らかにして経営すべきものであることに鑑み、その経理の事業ごとに特別会計を設置する

■公営企業会計

企業会計方式をとっており、官公庁会計方式が現金主義会計、単式簿記を採っているのに対し、公営企業会計では発生主義会計、複式簿記を採用し、損益計算書、貸借対照表等の作成を義務付けている

(総務省 地方公営企業の概要より抜粋)

■市有財産の貸付

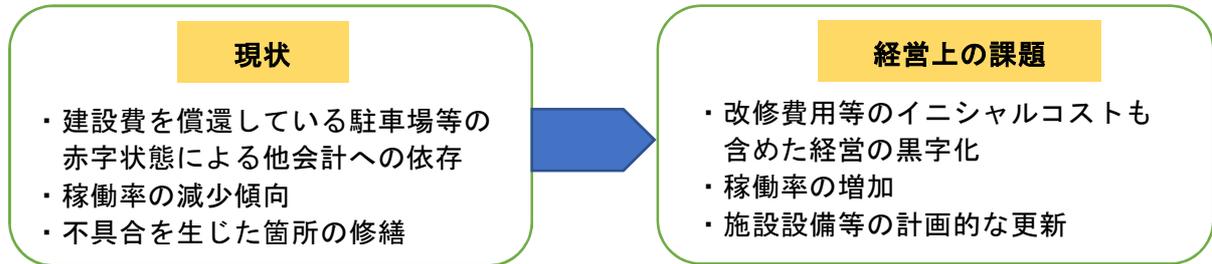
本市が所有している財産を民間等に貸し付け、賃借料などによる収入の増加を図るとともに、民間等が地域の価値や施設の利便性を高める事業を行うことにより、市民サービスの向上を図るもの。

(市PPP(公民連携)活用指針より抜粋)

4 経営の基本方針

(1) 経営上の課題

経営にあたり、経営分析結果から次の事柄が経営上の課題と考えられます。

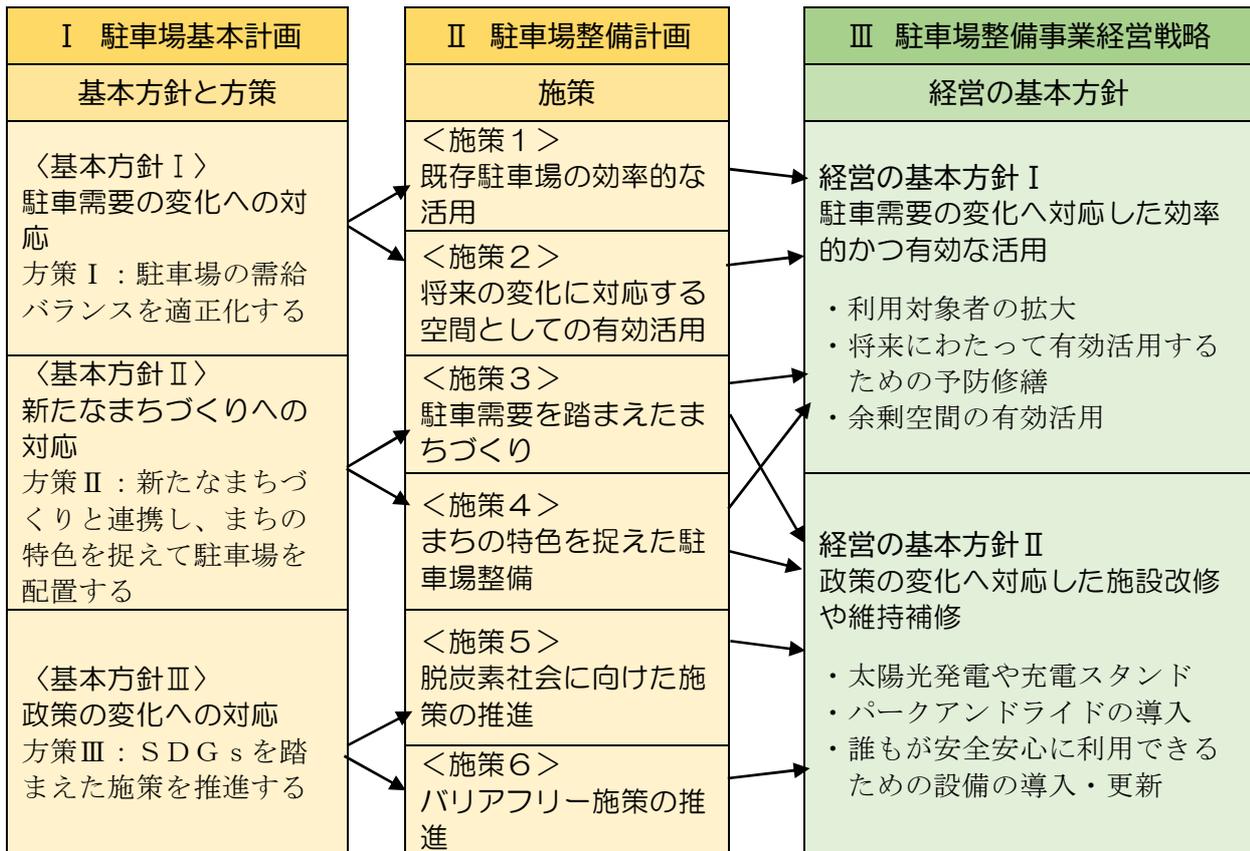


(2) 経営の基本方針

課題を解決するため、駐車場基本計画及び駐車場整備計画に基づき、経営の基本方針を次のとおり定めます。

経営の基本方針Ⅰ 駐車需要の変化へ対応した効率的かつ有効な活用

経営の基本方針Ⅱ 政策の変化へ対応した施設改修や維持補修



経営の基本方針Ⅰ、Ⅱにより、黒字化や稼働率の向上など、駐車場経営の改善を目指します。

また、今後稼働率が低く、駐車場としての継続の必要性が低い駐車場については、事業継続の必要性についても検討します。

5 投資・財政計画（収支計画）

5-1 市営駐車場の投資・財政計画（収支計画）→巻末別紙（84～90 ページ）のとおり

5-2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての考え方

（1）投資について

目標：施設の安全やバリアフリーに係る設備は適宜更新し、誰もが安心して利用できる駐車場を維持します。

市が実施する現在の主な修繕計画は 78 ページを参照。
なお、250 万円以下の小規模な修繕は指定管理者が適宜実施する。

（2）財源について

目標：駐車場収入で市及び指定管理者が駐車場の管理運営及び維持補修に係る費用の財源を全て充てられるようにします。

※建設費及び部別別改修等の償還にも可能な限り財源として充てます。

令和 5 年度から令和 9 年度まで、指定管理者からの納付金として、6 施設全体で毎年 4 億 3 千万円の収入が見込まれる。これを管理運営に係る費用及び建設費の償還に充てる。
なお、令和 9 年度以降も同額程度の収入を見込む。

（3）投資以外の経費について

現在、市が支出している投資以外の経費は、管理組合費と公租公課費（消費税）が大半を占めており、経営努力による経費とは異なるため、目標は定めません。

5-3 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

（1）今後の投資についての考え方

相模大野立体駐車場及び相模原駅自動車駐車場については、市一般公共建築物長寿命化計画の考え方を踏まえて今後の改修を検討します。改修にあたっては、市行財政構造改革プランの基本的な考え方にに基づき、収支均衡を原則とします。

その他の駐車場については、商業施設等との複合型建築物のため、管理組合と調整をしてみたいです。

（2）今後の財源についての考え方

令和 14 年度の建設費償還終了後は、駐車場の管理運営及び維持補修に係る費用の財源は、全て駐車場収入で充てられる見込みです。

（3）投資以外の経費についての考え方

管理組合費については、その性質上、今後も管理規約に基づき支出します。消費税については、駐車場事業特別会計又は公営企業会計においては申告しますが、一般会計では全体の課税標準額に対する消費税額と仕入れ税額を同額とみなし、消費税を算出する必要はなくなるため、会計の性質に合わせて支出します。

6 公営企業として実施する必要性について

市営自動車駐車場は、駐車場利用者へサービスを提供し徴収した料金をもって施設を運営していることから、一般会計から独立した会計が必要です。また、都市計画や開発計画に伴い整備した駐車場で、市内主要駅付近に大規模な駐車場を確保するため、公営企業債等を利用して整備したことから、償還が終了するまで公営企業として実施し、収支を明らかにする必要があります。

また、商業施設と連結している又は複合施設である駐車場については、施設の附置義務駐車場部分も含めて一体的に市営駐車場として管理しているため、今後も駐車場として維持する必要があります。

しかし駐車場の運営については、必ずしも市営である必要は無く、民間のノウハウ等を生かして効率的に運営が出来るよう、償還が終了する令和14年度以降は公営企業を廃止し、貸付等による運営も視野に入れて検討していきます。

7 経営の戦略の事後検証、改定等について

経営戦略を実効性のあるものとするため、次の通り事後検証し、ホームページ等で公表します。また、周辺状況の変化等に合わせて改定等を行います。

①事後検証

- ・経営比較分析表を毎年作成し、各駐車場の収益・資産・利用状況等を分析します。
- ・別紙の投資・財政計画（収支計画）について毎年時点修正を行います。

②見直し及び改定

- ・駐車場基本計画、駐車場整備計画部分も含め、まちづくりの状況等を踏まえて令和9年度に見直しを行います。また、計画終了年度の前年である令和13年度から令和14年度にかけて改定作業を行います。

③その他

- ・駐車場ビジョンの関連計画の変更等により必要が生じた場合は適宜見直しを行います。

巻末資料

- 1 投資・財政計画(収支計画)(別紙 1～7)
- 2 各駐車場の収支状況等
- 3 検討体制等

投資・財政計画
(収支計画)

別紙1(6駐車場全体)

(単位:千円,%)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分		(決算)	(決算)										
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	765,036	725,646	448,179	432,400	432,400	432,400	432,400	432,400	432,400	432,400	432,400	432,400
	(1) 営 業 収 益 (B)	763,370	723,066	430,700	430,700	430,700	430,700	430,700	430,700	430,700	430,700	430,700	430,700
	ア 料 金 収 入 (C)	728,296	721,997										
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他 (C)	35,074	1,069	430,700	430,700	430,700	430,700	430,700	430,700	430,700	430,700	430,700	430,700
	(2) 営 業 外 収 益 (D)	1,666	2,580	17,479	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	ア 他 会 計 繰 入 金 (D)		914	15,779									
	イ そ の 他 (D)	1,666	1,666	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	2 総 費 用 (E)	707,490	730,178	447,760	416,869	328,153	332,667	324,585	307,846	297,059	291,560	290,958	287,759
	(1) 営 業 費 用 (E)	638,198	669,685	395,308	371,135	289,235	299,201	296,976	284,497	279,497	279,497	283,155	283,155
	ア 職 員 給 与 費 (E)												
	イ ち 退 職 手 当 (E)												
	イ そ の 他 (E)	638,198	669,685	395,308	371,135	289,235	299,201	296,976	284,497	279,497	279,497	283,155	283,155
	(2) 営 業 外 費 用 (E)	69,292	60,493	52,452	45,734	38,918	33,466	27,609	23,349	17,562	12,063	7,803	4,604
ア 支 払 利 息 (E)	69,292	60,493	52,452	45,734	38,918	33,466	27,609	23,349	17,562	12,063	7,803	4,604	
イ ち 一 時 借 入 金 利 息 (E)													
イ そ の 他 (E)													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	57,546	△ 4,532	419	15,531	104,247	99,733	107,815	124,554	135,341	140,840	141,442	144,641	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	535,201	598,697	626,597	528,704	590,613	486,787	514,455	305,430	304,328	287,653	156,820	24,865
	(1) 地 方 債 (F)		34,800	79,400		167,365	80,000	120,000					
	イ ち 資 本 費 平 準 化 債 (F)												
	(2) 他 会 計 補 助 金 (F)	535,201	563,897	547,197	528,704	423,248	406,787	394,455	305,430	304,328	287,653	156,820	24,865
	(3) 他 会 計 借 入 金 (F)												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金 (F)												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金 (F)												
	(6) 工 事 負 担 金 (F)												
	(7) そ の 他 (F)												
	2 資 本 的 支 出 (G)	593,747	604,676	630,797	543,235	693,860	585,520	621,270	428,984	438,669	427,493	297,262	168,506
	(1) 建 設 改 良 費 (G)		38,573	79,400	114	167,365	80,000	120,000					
	イ ち 職 員 給 与 費 (G)												
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	593,747	566,103	551,397	543,121	526,495	505,520	501,270	428,984	438,669	427,493	297,262	168,506
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金 (H)												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金 (H)													
(5) そ の 他 (H)													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 58,546	△ 5,979	△ 4,200	△ 14,531	△ 103,247	△ 98,733	△ 106,815	△ 123,554	△ 134,341	△ 139,840	△ 140,442	△ 143,641	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 1,000	△ 10,511	△ 3,781	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
積 立 金 (K)													
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	42,054	39,488	5,200										
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	41,054	28,977	1,419	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)	41,054	28,977	1,419	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	59	56	45	45	51	52	52	59	59	60	74	95	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	763,370	723,066	430,700	430,700	430,700	430,700	430,700	430,700	430,700	430,700	430,700	430,700	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)													
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	4,612,198	4,080,895	3,608,898	3,065,777	2,706,647	2,281,127	1,899,857	1,470,873	1,032,204	604,711	307,449	138,943	
○他会計繰入金 (単位:千円)													
年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分		(決算)	(決算)										
収益的収支分	うち基準内繰入金		914	15,779									
	うち基準外繰入金												
資本的収支分	うち基準内繰入金	535,201	563,897	547,197	528,704	423,248	406,787	394,455	305,430	304,328	287,653	156,820	24,865
	うち基準外繰入金	535,201	563,897	547,197	528,704	423,248	406,787	394,455	305,430	304,328	287,653	156,820	24,865
合 計		535,201	564,811	562,976	528,704	423,248	406,787	394,455	305,430	304,328	287,653	156,820	24,865

投資・財政計画
(収支計画)

別紙2(相模大野立体駐車場)

(単位:千円,%)

区 分		年 度											
		令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	67,981	66,831	22,814	22,814	22,814	22,814	22,814	22,814	22,814	22,814	22,814	22,814
	(1) 営 業 収 益 (B)	67,981	66,054	22,814	22,814	22,814	22,814	22,814	22,814	22,814	22,814	22,814	22,814
	ア 料 金 収 入 (C)	62,405	65,556										
	イ 受 託 工 事 収 益 (O)												
	ウ そ の 他	5,576	498	22,814	22,814	22,814	22,814	22,814	22,814	22,814	22,814	22,814	22,814
	(2) 営 業 外 収 益		777										
	ア 他 会 計 繰 入 金		777										
	イ そ の 他												
	2 総 費 用 (D)	40,412	38,802	8,090	28,384	7,158	10,432	10,632	8,884	7,742	6,948	8,548	8,348
	(1) 営 業 費 用	40,412	38,802	7,742	26,894	4,874	6,474	6,474	4,874	4,874	4,874	6,474	6,474
ア 職 員 給 与 費													
イ ち 退 職 手 当													
イ そ の 他	40,412	38,802	7,742	26,894	4,874	6,474	6,474	4,874	4,874	4,874	6,474	6,474	
(2) 営 業 外 費 用			348	1,490	2,284	3,958	4,158	4,010	2,868	2,074	2,074	1,874	
ア 支 払 利 息			348	1,490	2,284	3,958	4,158	4,010	2,868	2,074	2,074	1,874	
イ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	27,569	28,029	14,724	△ 5,570	15,656	12,382	12,182	13,930	15,072	15,866	14,266	14,466	
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)		34,800	79,400	6,960	167,365	20,000						
	(1) 地 方 債		34,800	79,400		167,365	20,000						
	イ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金				6,960								
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)		38,573	79,400	7,074	190,205	42,840	39,577	43,577	36,617	20,737	20,737	20,737
(1) 建 設 改 良 費		38,573	79,400	114	167,365	20,000							
イ ち 職 員 給 与 費													
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)				6,960	22,840	22,840	39,577	43,577	36,617	20,737	20,737		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 3,773		△ 114	△ 22,840	△ 22,840	△ 39,577	△ 43,577	△ 36,617	△ 20,737	△ 20,737	△ 20,737	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	27,569	24,256	14,724	△ 5,684	△ 7,184	△ 10,458	△ 27,395	△ 29,647	△ 21,545	△ 4,871	△ 6,471	△ 6,271	
積 立 金 (K)													
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	7,009	6,581	867										
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	34,578	30,837	15,591	△ 5,684	△ 7,184	△ 10,458	△ 27,395	△ 29,647	△ 21,545	△ 4,871	△ 6,471	△ 6,271	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)	34,578	30,837	15,591										
(N)-(O) 赤 字 (Q)				△ 5,684	△ 7,184	△ 10,458	△ 27,395	△ 29,647	△ 21,545	△ 4,871	△ 6,471	△ 6,271	
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	168	172	282	65	76	69	45	43	51	82	78	78	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	67,981	66,054	22,814	22,814	22,814	22,814	22,814	22,814	22,814	22,814	22,814	22,814	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)													
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)		34,800	114,200	107,240	251,765	248,925	209,348	165,771	129,154	108,417	87,680	66,943	
○他会計繰入金 (単位:千円)													
年 度		令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収 益 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金		777										
	うち 基 準 外 繰 入 金												
資 本 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金				6,960								
	うち 基 準 外 繰 入 金					6,960							
合 計			777		6,960								

投資・財政計画
(収支計画)

別紙3(相模原駅自動車駐車場)

(単位:千円,%)

区 分		年 度	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収益的収入	1 総 収 益 (A)		58,958	62,362	32,809	32,809	32,809	32,809	32,809	32,809	32,809	32,809	32,809	32,809
	(1) 営 業 収 益 (B)		58,958	62,316	32,809	32,809	32,809	32,809	32,809	32,809	32,809	32,809	32,809	32,809
	ア 料 金 収 入		53,385	62,188										
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他		5,573	128	32,809	32,809	32,809	32,809	32,809	32,809	32,809	32,809	32,809	32,809
	(2) 営 業 外 収 益			46										
	ア 他 会 計 繰 入 金			46										
	イ そ の 他													
	2 総 費 用 (D)		39,795	39,290	10,821	8,420	5,920	15,620	8,220	12,120	7,120	7,120	8,820	8,220
	(1) 営 業 費 用		39,795	39,290	10,821	8,420	5,920	15,620	7,620	10,920	5,920	5,920	7,620	7,620
ア 職 員 給 与 費														
イ ち 退 職 手 当														
イ そ の 他		39,795	39,290	10,821	8,420	5,920	15,620	7,620	10,920	5,920	5,920	7,620	7,620	
(2) 営 業 外 費 用								600	1,200	1,200	1,200	1,200	600	
ア 支 払 利 息								600	1,200	1,200	1,200	1,200	600	
イ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		19,163	23,072	21,988	24,389	26,889	17,189	24,589	20,689	25,689	25,689	23,989	24,589	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)						60,000							
	(1) 地 方 債						60,000							
	イ ち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2) 他 会 計 補 助 金													
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)							60,000		12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
(1) 建 設 改 良 費							60,000							
イ ち 職 員 給 与 費														
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)								12,000	12,000	12,000	12,000	12,000		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)									△ 12,000	△ 12,000	△ 12,000	△ 12,000	△ 12,000	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		19,163	23,072	21,988	24,389	26,889	17,189	24,589	8,689	13,689	13,689	11,989	12,589	
積 立 金 (K)														
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)		7,009	6,581	866										
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)														
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		26,172	29,653	22,854	24,389	26,889	17,189	24,589	8,689	13,689	13,689	11,989	12,589	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)														
実 質 収 支 黒 字 (P)		26,172	29,653	22,854	24,389	26,889	17,189	24,589	8,689	13,689	13,689	11,989	12,589	
(N)-(O) 赤 字 (Q)														
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)														
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		148	159	303	390	554	210	399	136	172	172	158	162	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		58,958	62,316	32,809	32,809	32,809	32,809	32,809	32,809	32,809	32,809	32,809	32,809	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)							60,000	60,000	48,000	36,000	24,000	12,000		
○他会計繰入金 (単位:千円)														
区 分		年 度	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収益的収支分	うち基準内繰入金			46										
	うち基準外繰入金			46										
資本的収支分	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金													
合 計				46										

投資・財政計画
(収支計画)

別紙4(橋本駅北口第1自動車駐車場)

(単位:千円,%)

区 分		年 度											
		令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収益的収入	1 総 収 益 (A)	190,251	173,183	113,416	113,416	113,416	113,416	113,416	113,416	113,416	113,416	113,416	113,416
	(1) 営 業 収 益 (B)	190,251	173,183	113,416	113,416	113,416	113,416	113,416	113,416	113,416	113,416	113,416	113,416
	ア 料 金 収 入	184,644	173,022										
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他	5,607	161	113,416	113,416	113,416	113,416	113,416	113,416	113,416	113,416	113,416	113,416
	(2) 営 業 外 収 益												
	ア 他 会 計 繰 入 金												
	イ そ の 他												
	2 総 費 用 (D)	213,796	211,810	120,575	143,852	119,352	121,052	121,052	120,552	120,552	120,552	122,252	122,252
	(1) 営 業 費 用	213,796	211,810	120,575	143,852	119,352	121,052	121,052	119,352	119,352	119,352	121,052	121,052
ア 職 員 給 与 費													
イ ち 退 職 手 当													
イ そ の 他	213,796	211,810	120,575	143,852	119,352	121,052	121,052	119,352	119,352	119,352	121,052	121,052	
(2) 営 業 外 費 用								1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
ア 支 払 利 息								1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
イ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 23,545	△ 38,627	△ 7,159	△ 30,436	△ 5,936	△ 7,636	△ 7,636	△ 7,136	△ 7,136	△ 7,136	△ 8,836	△ 8,836	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)							120,000					
	(1) 地 方 債							120,000					
	イ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金												
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)								120,000	12,000	12,000	12,000	12,000
(1) 建 設 改 良 費								120,000					
イ ち 職 員 給 与 費													
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)									12,000	12,000	12,000	12,000	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)									△ 12,000	△ 12,000	△ 12,000	△ 12,000	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 23,545	△ 38,627	△ 7,159	△ 30,436	△ 5,936	△ 7,636	△ 7,636	△ 7,136	△ 19,136	△ 19,136	△ 20,836	△ 20,836	
積 立 金 (K)													
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	7,009	6,581	867										
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	△ 16,536	△ 32,046	△ 6,292	△ 30,436	△ 5,936	△ 7,636	△ 7,636	△ 7,136	△ 19,136	△ 19,136	△ 20,836	△ 20,836	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)													
(N)-(O) 赤 字 (Q)	△ 16,536	△ 32,046	△ 6,292	△ 30,436	△ 5,936	△ 7,636	△ 7,636	△ 7,136	△ 19,136	△ 19,136	△ 20,836	△ 20,836	
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	89	82	94	79	95	94	94	94	86	86	84	84	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	190,251	173,183	113,416	113,416	113,416	113,416	113,416	113,416	113,416	113,416	113,416	113,416	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)													
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)								120,000	120,000	108,000	96,000	84,000	72,000
○他会計繰入金 (単位:千円)													
区 分		年 度											
		令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収益的収支分	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金												
資本的収支分	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金												
合 計													

投資・財政計画
(収支計画)

別紙5(橋本駅北口第2自動車駐車場)

(単位:千円,%)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	
区 分		(決算)	(決算)											
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	163,356	154,022	116,717	116,717	116,717	116,717	116,717	116,717	116,717	116,717	116,717	116,717	
	(1) 営 業 収 益 (B)	161,690	152,311	115,017	115,017	115,017	115,017	115,017	115,017	115,017	115,017	115,017	115,017	
	ア 料 金 収 入	154,575	152,228											
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他	7,115	83	115,017	115,017	115,017	115,017	115,017	115,017	115,017	115,017	115,017	115,017	
	(2) 営 業 外 収 益	1,666	1,711	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	
	ア 他 会 計 繰 入 金		45											
	イ そ の 他	1,666	1,666	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	
	2 総 費 用 (D)	158,574	158,890	153,304	110,643	96,763	97,429	103,204	94,025	94,025	94,025	94,025	89,383	89,383
	(1) 営 業 費 用	156,111	157,811	153,087	110,643	96,763	97,429	103,204	94,025	94,025	94,025	89,383	89,383	
	ア 職 員 給 与 費													
	イ そ の 他	156,111	157,811	153,087	110,643	96,763	97,429	103,204	94,025	94,025	94,025	89,383	89,383	
	(2) 営 業 外 費 用	2,463	1,079	217										
	ア 支 払 利 息	2,463	1,079	217										
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	4,782	△ 4,868	△ 36,587	6,074	19,954	19,288	13,513	22,692	22,692	22,692	27,334	27,334		
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	80,172	45,113	18,679										
	(1) 地 方 債													
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2) 他 会 計 補 助 金	80,172	45,113	18,679										
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	80,172	45,113	22,879										
	(1) 建 設 改 良 費													
	ウ ち 職 員 給 与 費													
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	80,172	45,113	22,879										
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)			△ 4,200											
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	4,782	△ 4,868	△ 40,787	6,074	19,954	19,288	13,513	22,692	22,692	22,692	27,334	27,334		
積 立 金 (K)														
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	7,009	6,581	867											
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)														
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	11,791	1,713	△ 39,920	6,074	19,954	19,288	13,513	22,692	22,692	22,692	27,334	27,334		
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)														
実 質 収 支 黒 字 (P)	11,791	1,713		6,074	19,954	19,288	13,513	22,692	22,692	22,692	27,334	27,334		
(N)-(O) 赤 字 (Q)			△ 39,920											
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)														
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	68	75	66	105	121	120	113	124	124	124	131	131		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	161,690	152,311	115,017	115,017	115,017	115,017	115,017	115,017	115,017	115,017	115,017	115,017		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)	67,992	22,879												
○他会計繰入金 (単位:千円)														
年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	
区 分		(決算)	(決算)											
収益的収支分	うち基準内繰入金		45											
	うち基準外繰入金		45											
資本的収支分	うち基準内繰入金	80,172	45,113	18,679										
	うち基準外繰入金	80,172	45,113	18,679										
合 計		80,172	45,158	18,679										

投資・財政計画
(収支計画)

別紙6(小田急相模原駅自動車駐車場)

(単位:千円,%)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分		(決算)	(決算)										
収益的収入	1 総 収 益 (A)	50,994	51,271	42,811	32,406	32,406	32,406	32,406	32,406	32,406	32,406	32,406	32,406
	(1) 営 業 収 益 (B)	50,994	51,225	32,406	32,406	32,406	32,406	32,406	32,406	32,406	32,406	32,406	32,406
	ア 料 金 収 入	45,493	51,171										
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他	5,501	54	32,406	32,406	32,406	32,406	32,406	32,406	32,406	32,406	32,406	32,406
	(2) 営 業 外 収 益		46	10,405									
	ア 他 会 計 繰 入 金		46	10,405									
	イ そ の 他												
	2 総 費 用 (D)	65,149	79,466	84,394	56,190	36,495	28,440	26,312	23,386	23,386	23,386	24,986	24,986
	(1) 営 業 費 用	46,174	63,655	71,806	46,886	30,386	24,986	24,986	23,386	23,386	23,386	24,986	24,986
	ア 職 員 給 与 費												
	イ ち 退 職 手 当												
	イ そ の 他	46,174	63,655	71,806	46,886	30,386	24,986	24,986	23,386	23,386	23,386	24,986	24,986
	(2) 営 業 外 費 用	18,975	15,811	12,588	9,304	6,109	3,454	1,326					
ア 支 払 利 息	18,975	15,811	12,588	9,304	6,109	3,454	1,326						
イ ち 一 時 借 入 利 息													
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 14,155	△ 28,195	△ 41,583	△ 23,784	△ 4,089	3,966	6,094	9,020	9,020	9,020	7,420	7,420	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	171,084	174,249	177,472	180,756	114,056	95,894	83,563					
	(1) 地 方 債												
	イ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金	171,084	174,249	177,472	180,756	114,056	95,894	83,563					
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	171,084	174,249	177,472	180,756	143,835	118,388	92,873					
	(1) 建 設 改 良 費												
	イ ち 職 員 給 与 費												
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	171,084	174,249	177,472	180,756	143,835	118,388	92,873					
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)					△ 29,779	△ 22,494	△ 9,310						
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 14,155	△ 28,195	△ 41,583	△ 23,784	△ 33,868	△ 18,528	△ 3,216	9,020	9,020	9,020	7,420	7,420	
積 立 金 (K)													
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	7,009	6,582	866										
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	△ 7,146	△ 21,613	△ 40,717	△ 23,784	△ 33,868	△ 18,528	△ 3,216	9,020	9,020	9,020	7,420	7,420	
翌 年 度 へ の 繰 越 すべき 財 源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)							△ 18,528	△ 3,216	9,020	9,020	9,020	7,420	7,420
(N)-(O) 赤 字 (Q)	△ 7,146	△ 21,613	△ 40,717	△ 23,784	△ 33,868								
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	22	20	16	14	18	22	27	139	139	139	130	130	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	50,994	51,225	32,406	32,406	32,406	32,406	32,406	32,406	32,406	32,406	32,406	32,406	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)													
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	887,573	713,324	535,852	355,096	211,261	92,873							

○他会計繰入金 (単位:千円)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分		(決算)	(決算)										
収益的収支分	うち基準内繰入金		46	10,405									
	うち基準外繰入金		46	10,405									
資本的収支分	うち基準内繰入金	171,084	174,249	177,472	180,756	114,056	95,894	83,563					
	うち基準外繰入金	171,084	174,249	177,472	180,756	114,056	95,894	83,563					
合 計		171,084	174,295	187,877	180,756	114,056	95,894	83,563					

投資・財政計画
(収支計画)

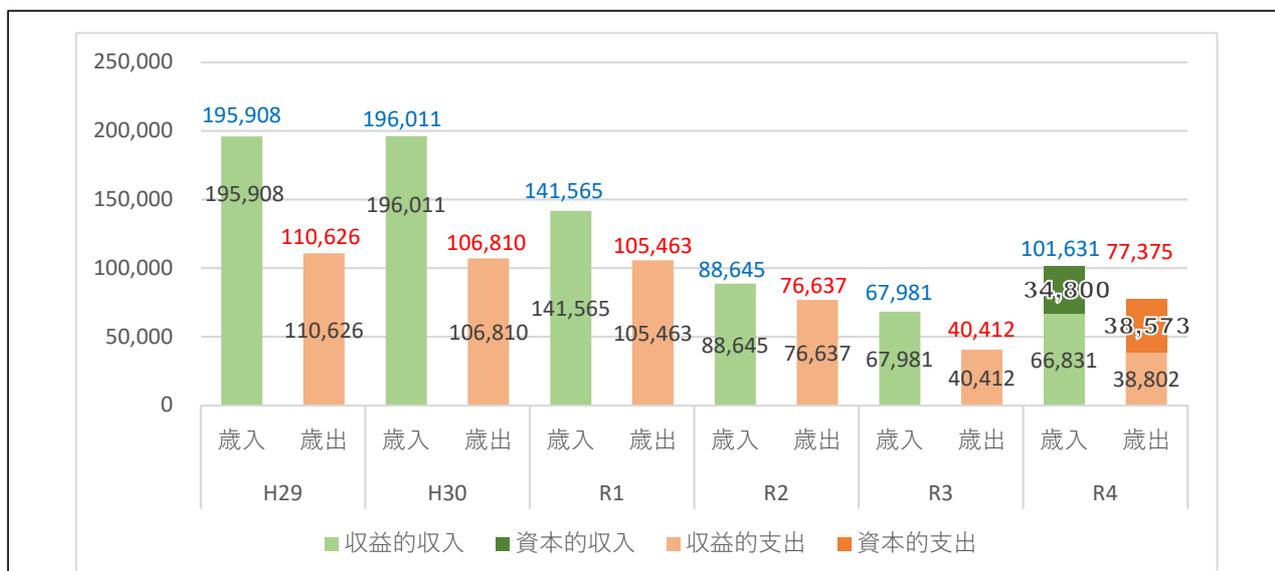
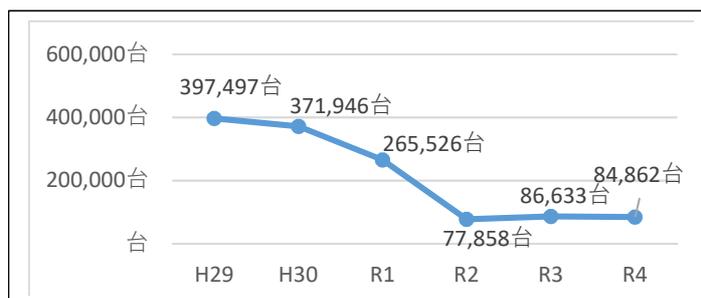
別紙7(相模大野駅西側自動車駐車場)

(単位:千円,%)

区 分		年 度												
		令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	
収益的収入	1 総 収 益 (A)	233,497	217,977	119,612	114,238	114,238	114,238	114,238	114,238	114,238	114,238	114,238	114,238	
	(1) 営 業 収 益 (B)	233,497	217,977	114,238	114,238	114,238	114,238	114,238	114,238	114,238	114,238	114,238	114,238	
	ア 料 金 収 入	227,795	217,832											
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他	5,702	145	114,238	114,238	114,238	114,238	114,238	114,238	114,238	114,238	114,238	114,238	
	(2) 営 業 外 収 益			5,374										
	ア 他 会 計 繰 入 金			5,374										
	イ そ の 他													
	2 総 費 用 (D)	189,764	201,920	70,576	69,380	62,465	59,694	55,165	48,879	44,234	39,529	36,969	34,570	
	(1) 営 業 費 用	141,910	158,317	31,277	34,440	31,940	33,640	33,640	31,940	31,940	31,940	33,640	33,640	
ア 職 員 給 与 費														
イ ち 退 職 手 当														
イ そ の 他	141,910	158,317	31,277	34,440	31,940	33,640	33,640	31,940	31,940	31,940	33,640	33,640		
(2) 営 業 外 費 用	47,854	43,603	39,299	34,940	30,525	26,054	21,525	16,939	12,294	7,589	3,329	930		
ア 支 払 利 息	47,854	43,603	39,299	34,940	30,525	26,054	21,525	16,939	12,294	7,589	3,329	930		
イ ち 一 時 借 入 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	43,733	16,057	49,036	44,858	51,773	54,544	59,073	65,359	70,004	74,709	77,269	79,668		
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	283,945	344,535	351,046	339,988	308,192	309,893	309,892	304,430	303,328	286,653	155,820	23,865	
	(1) 地 方 債													
	イ ち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2) 他 会 計 補 助 金 (H)	283,945	344,535	351,046	339,988	308,192	309,893	309,892	304,430	303,328	286,653	155,820	23,865	
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	342,491	346,741	351,046	355,405	359,820	364,292	368,820	373,407	378,052	382,756	252,525	123,769	
(1) 建 設 改 良 費														
イ ち 職 員 給 与 費														
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	342,491	346,741	351,046	355,405	359,820	364,292	368,820	373,407	378,052	382,756	252,525	123,769		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 58,546	△ 2,206		△ 15,417	△ 51,628	△ 54,399	△ 58,928	△ 68,977	△ 74,724	△ 96,103	△ 96,705	△ 99,904		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 14,813	13,851	49,036	29,441	145	145	145	△ 3,618	△ 4,720	△ 21,394	△ 19,436	△ 20,236		
積 立 金 (K)														
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	7,009	6,582	867											
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)														
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	△ 7,804	20,433	49,903	29,441	145	145	145	△ 3,618	△ 4,720	△ 21,394	△ 19,436	△ 20,236		
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)														
実 質 収 支 黒 字 (P)		20,433	49,903	29,441										
(N)-(O) 赤 字 (Q)	△ 7,804				△ 31,877	△ 24,582	△ 10,606	△ 5,863	△ 6,617	△ 22,497	△ 20,539	△ 20,539		
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)														
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	44	40	28	27	27	27	27	27	27	27	39	72		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	233,497	217,977	114,238	114,238	114,238	114,238	114,238	114,238	114,238	114,238	114,238	114,238		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)	3,656,633	3,309,892	2,958,846	2,603,441	2,243,621	1,879,329	1,510,509	1,137,102	759,050	376,294	123,769			
○他会計繰入金 (単位:千円)														
年 度		令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	
収 益 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金			5,374										
	うち 基 準 外 繰 入 金			5,374										
資 本 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金	283,945	344,535	351,046	339,988	308,192	309,893	309,892	304,430	303,328	286,653	155,820	23,865	
	うち 基 準 外 繰 入 金	283,945	344,535	351,046	339,988	308,192	309,893	309,892	304,430	303,328	286,653	155,820	23,865	
合 計		283,945	344,535	356,420	339,988	308,192	309,893	309,892	304,430	303,328	286,653	155,820	23,865	

①相模大野立体駐車場

年間利用台数→
各年度の収支↓



年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
年間利用台数 (台)	397,497	371,946	265,526	77,858	86,633	84,862
歳入合計 (千円)	195,908	196,011	141,565	88,645	67,981	101,631
収益的収入 (千円)	195,908	196,011	141,565	88,645	67,981	66,831
資本的収入 (千円)	0	0	0	0	0	34,800
歳出合計 (千円)	110,626	106,810	105,463	76,637	40,412	77,375
収益的支出 (千円)	110,626	106,810	105,463	76,637	40,412	38,802
資本的支出 (千円)	0	0	0	0	0	38,573

- ・令和元年9月末の隣接商業施設閉店に伴い、利用台数及び収益的収入が激減
- ・指定管理料及び消費税は6施設で収入按分を行っているため、収益的支出は減少
- ・令和2年度に消防点検で指摘を受けた自動火災報知設備の修繕を行った
- ・公債費の償還が終了していたが、令和4年度に消防設備改修で起債を充てた

収益的収入…駐車料、公債費利子の返還に充てる一般会計からの繰入金等

資本的収入…公債費元金の返還に充てる一般会計からの繰入金等

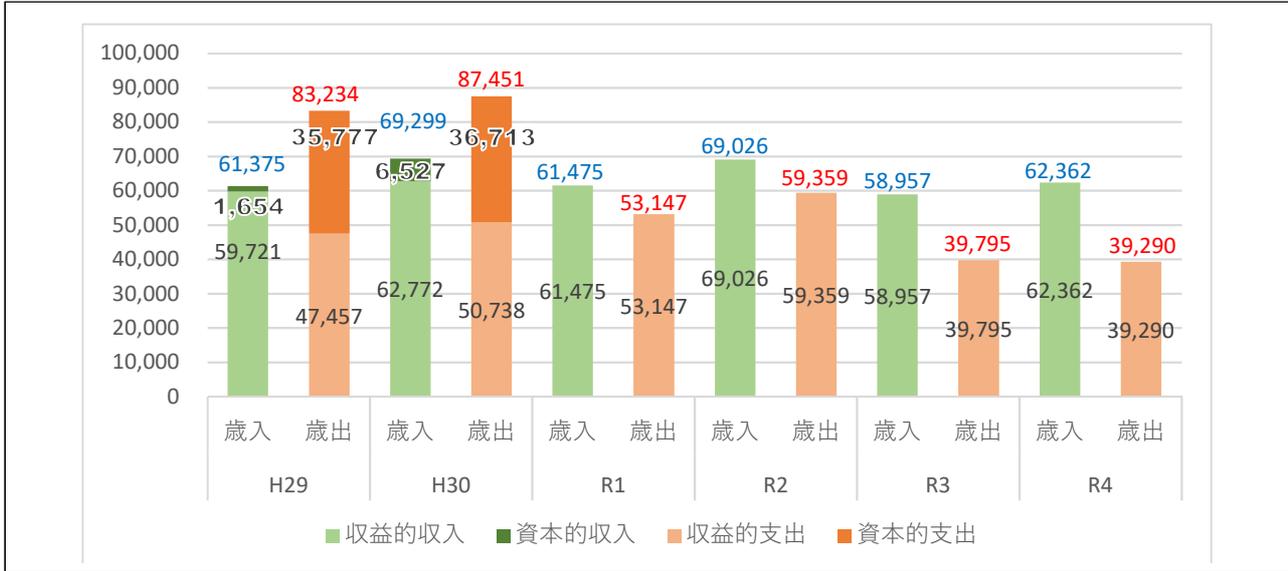
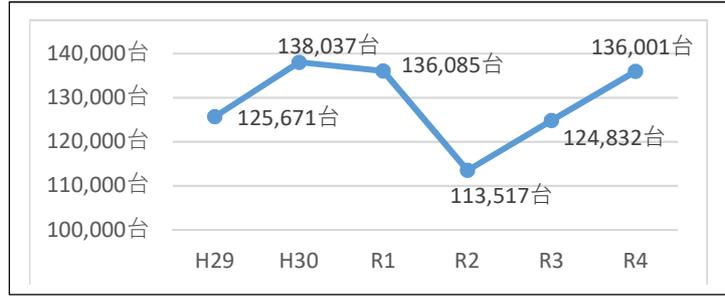
収益的支出…維持管理にかかる指定管理費、消費税、管理組合負担金、修繕費、公債費利子等

資本的支出…公債費元金、建設改良費等

※6施設全体に係る指定管理費及び消費税は、各施設の収入で按分し算出しています。

②相模原駅自動車駐車場

年間利用台数→
各年度の収支↓



年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
年間利用台数 (台)	125,671	138,037	136,085	113,517	124,832	136,001
歳入合計 (千円)	61,375	69,299	61,475	69,026	58,957	62,362
収益的収入 (千円)	59,721	62,772	61,475	69,026	58,957	62,362
資本的収入 (千円)	1,654	6,527	0	0	0	0
歳出合計 (千円)	83,234	87,451	53,147	59,359	39,795	39,290
収益的支出 (千円)	47,457	50,738	53,147	59,359	39,795	39,290
資本的支出 (千円)	35,777	36,713	0	0	0	0

- ・定期利用者の割合が多く、令和2年度のコロナ禍においても、利用台数の減少は他施設に比べて影響が少なかった
- ・平成30年度の点検で指摘を受けた北側スロープを令和元年度に設計、令和2年度に修繕した
- ・公債費の償還が平成30年度で終了したため、その後の資本的支出は生じていない

収益的収入…駐車料、公債費利子の返還に充てる一般会計からの繰入金等

資本的収入…公債費元金の返還に充てる一般会計からの繰入金等

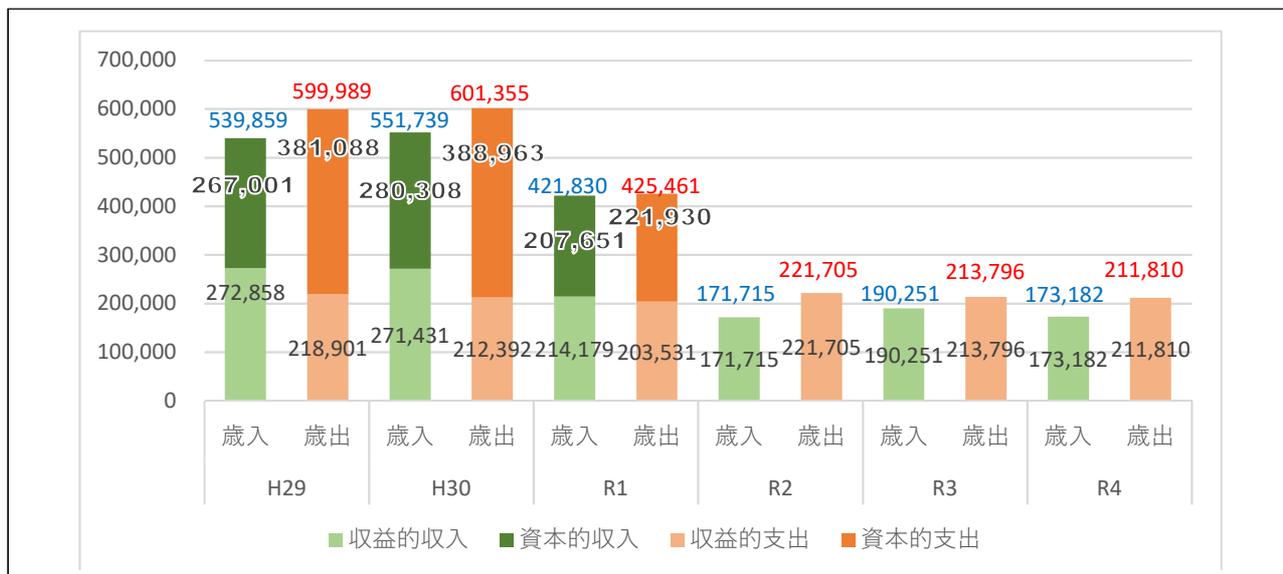
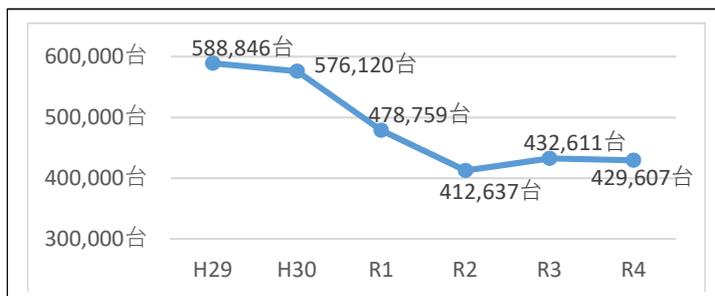
収益的支出…維持管理にかかる指定管理費、消費税、管理組合負担金、修繕費、公債費利子等

資本的支出…公債費元金、建設改良費等

※6施設全体に係る指定管理費及び消費税は、各施設の収入で按分し算出しています。

③橋本駅北口第1自動車駐車場

年間利用台数→
各年度の収支↓



年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
年間利用台数 (台)	588,846	576,120	478,759	412,637	432,611	429,607
歳入合計 (千円)	539,859	551,739	421,830	171,715	190,251	173,182
収益的収入 (千円)	272,858	271,431	214,179	171,715	190,251	173,182
資本的収入 (千円)	267,001	280,308	207,651	0	0	0
歳出合計 (千円)	599,989	601,355	425,461	221,705	213,796	211,810
収益的支出 (千円)	218,901	212,392	203,531	221,705	213,796	211,810
資本的支出 (千円)	381,088	388,963	221,930	0	0	0

- ・複合施設を区分所有している駐車場であり、収益的支出のうち、管理組合費が占める割合が高い
- ・公債費の償還が令和元年度で終了したため、その後の資本的支出は生じていない

収益的収入…駐車料、公債費利子の返還に充てる一般会計からの繰入金等

資本的収入…公債費元金の返還に充てる一般会計からの繰入金等

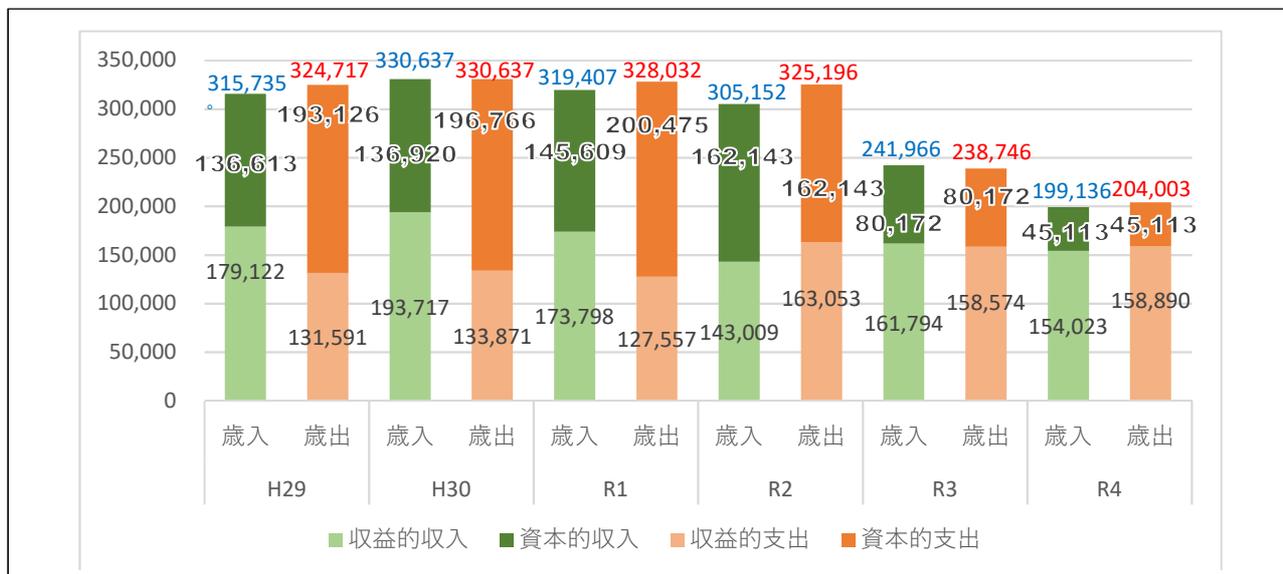
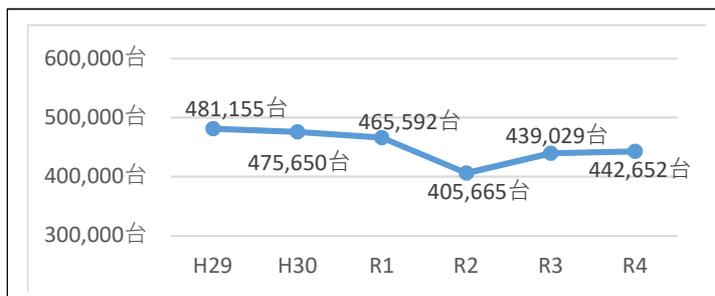
収益的支出…維持管理にかかる指定管理費、消費税、管理組合負担金、修繕費、公債費利子等

資本的支出…公債費元金、建設改良費等

※6 施設全体に係る指定管理費及び消費税は、各施設の収入で按分し算出しています。

④橋本駅北口第2自動車駐車場

年間利用台数→
各年度の収支↓



年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
年間利用台数 (台)	481,155	475,650	465,592	405,665	439,029	442,652
歳入合計 (千円)	315,735	330,637	319,407	305,152	241,966	199,136
収益的収入 (千円)	179,122	193,717	173,798	143,009	161,794	154,023
資本的収入 (千円)	136,613	136,920	145,609	162,143	80,172	45,113
歳出合計 (千円)	324,717	330,637	328,032	325,196	238,746	204,003
収益的支出 (千円)	131,591	133,871	127,557	163,053	158,574	158,890
資本的支出 (千円)	193,126	196,766	200,475	162,143	80,172	45,113

- ・複合施設を区分所有している駐車場であり、収益的支出のうち、管理組合費が占める割合が高い
- ・令和5年度まで公債費の償還があり、返還に一般会計からの繰入金を充てている

収益的収入…駐車料、公債費利子の返還に充てる一般会計からの繰入金等

資本的収入…公債費元金の返還に充てる一般会計からの繰入金等

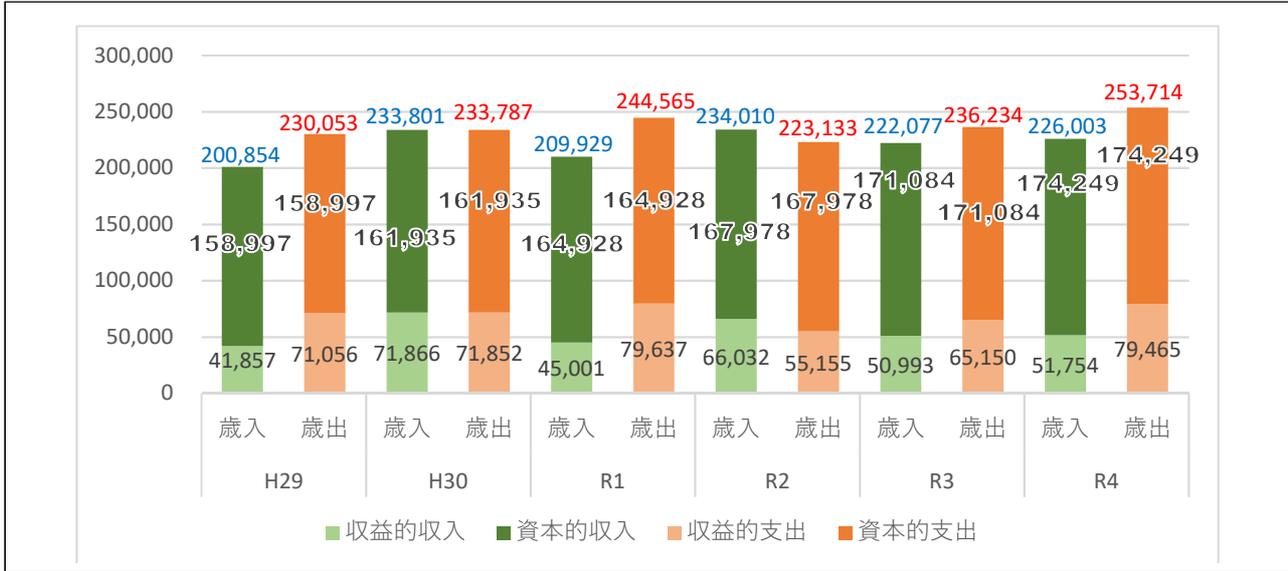
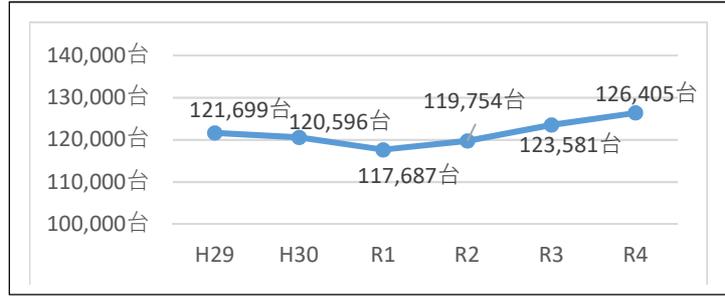
収益的支出…維持管理にかかる指定管理費、消費税、管理組合負担金、修繕費、公債費利子等

資本的支出…公債費元金、建設改良費等

※6 施設全体に係る指定管理費及び消費税は、各施設の収入で按分し算出しています。

⑤小田急相模原駅自動車駐車場

年間利用台数→
各年度の収支↓



年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
年間利用台数 (台)	121,699	120,596	117,687	119,754	123,581	126,405
歳入合計 (千円)	200,854	233,801	209,929	234,010	222,077	226,003
収益的収入 (千円)	41,857	71,866	45,001	66,032	50,993	51,754
資本的収入 (千円)	158,997	161,935	164,928	167,978	171,084	174,249
歳出合計 (千円)	230,053	233,787	244,565	223,133	236,234	253,714
収益的支出 (千円)	71,056	71,852	79,637	55,155	65,150	79,465
資本的支出 (千円)	158,997	161,935	164,928	167,978	171,084	174,249

- ・定期利用者の割合が多く、令和2年度のコロナ禍においても、利用台数の減少は他施設に比べて影響が少なかった
- ・複合施設を区分所有している駐車場であり、収益的支出のうち、管理組合費が占める割合が高い
- ・規模が小さく、収益的支出が収益的収入を上回っており、他施設の収益的収入を充てている
- ・令和9年度まで公債費の償還があり、返還に一般会計からの繰入金を充てている

収益的収入…駐車料、公債費利子の返還に充てる一般会計からの繰入金等

資本的収入…公債費元金の返還に充てる一般会計からの繰入金等

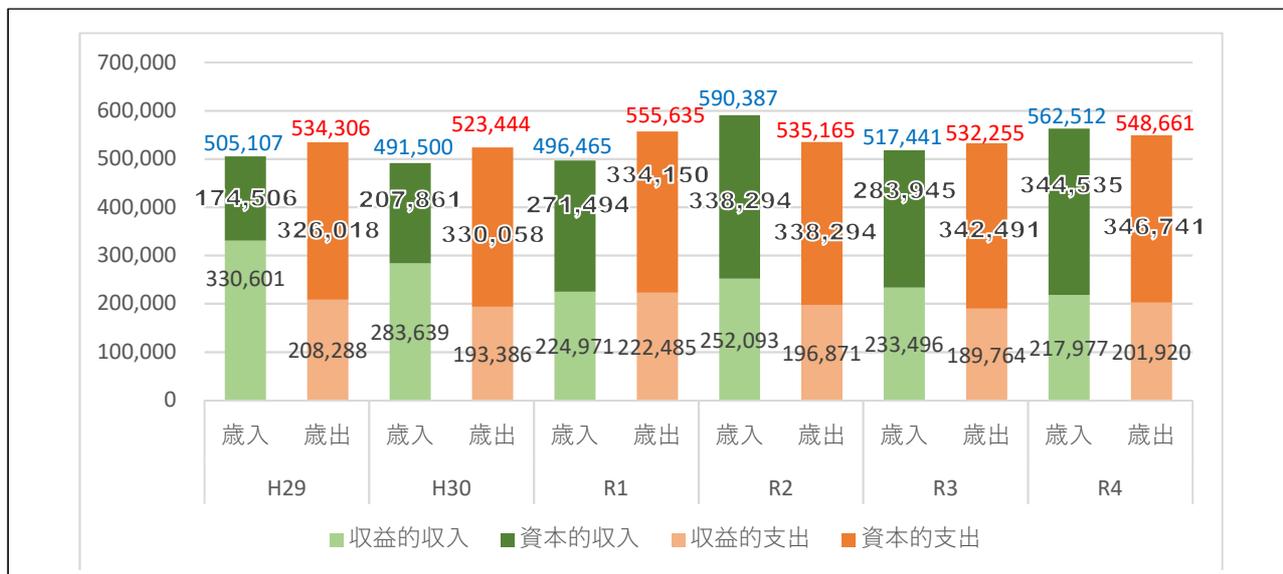
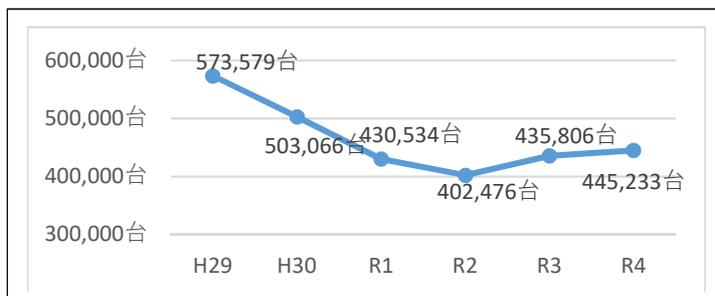
収益的支出…維持管理にかかる指定管理費、消費税、管理組合負担金、修繕費、公債費利子等

資本的支出…公債費元金、建設改良費等

※6施設全体に係る指定管理費及び消費税は、各施設の収入で按分し算出しています。

⑥相模大野駅西側自動車駐車場

年間利用台数→
各年度の収支↓



年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
利用台数 (台)	573,579	503,066	430,534	402,476	435,806	445,233
歳入合計 (千円)	505,107	491,500	496,465	590,387	517,441	562,512
収益的収入 (千円)	330,601	283,639	224,971	252,093	233,496	217,977
資本的収入 (千円)	174,506	207,861	271,494	338,294	283,945	344,535
歳出合計 (千円)	534,306	523,444	555,635	535,165	532,255	548,661
収益的支出 (千円)	208,288	193,386	222,485	196,871	189,764	201,920
資本的支出 (千円)	326,018	330,058	334,150	338,294	342,491	346,741

- ・複合施設を区分所有している駐車場であり、収益的支出に管理組合費がある
- ・他施設の収入の減少と連動して指定管理費や消費税等が占める割合が高くなった
- ・収益的収支の一部を他の駐車場の管理運営費や公債費の償還にも充てている
- ・令和14年度まで公債費の償還があり、返還に一般会計からの繰入金を充てている

収益的収入…駐車料、公債費利子の返還に充てる一般会計からの繰入金等

資本的収入…公債費元金の返還に充てる一般会計からの繰入金等

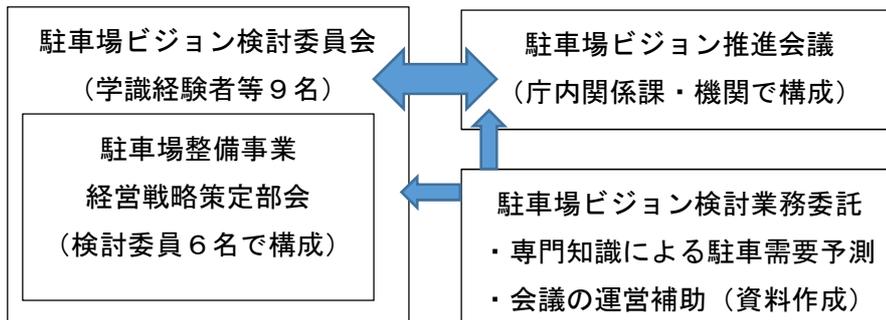
収益的支出…維持管理にかかる指定管理費、消費税、管理組合負担金、修繕費、公債費利子等

資本的支出…公債費元金、建設改良費等

※6施設全体に係る指定管理費及び消費税は、各施設の収入で按分し算出しています。

3 検討体制等

3-1 検討体制



3-2 検討組織

(1) 相模原市駐車場ビジョン検討委員会委員

No.	区分	所属機関等	氏名	備考
1	学識経験者	東京海洋大学 海洋科学技術研究科 研究科長	ひょうどう てつろう 兵藤 哲朗	委員長
2		明星大学 経営学部 経営学科 教授/ 中小企業診断士	やすおか ひろみち 安岡 寛道	副委員長
3	関係団体	相模原市自治会連合会 理事	おおき めぐみ 大木 恵	
4		相模原商工会議所 商業部会長	ふるはし ゆういち 古橋 裕一	
5	市民	公募	おおみや まこと 大宮 誠	
6	行政	国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所長	くりばら かずひこ 栗原 和彦	
7		神奈川県 警察本部 交通部 駐車対策課長	さいとう ひでき 齊藤 英樹	~R5. 3. 31
			ますだ ひろみ 増田 浩美	R5. 4. 1~
8		相模原市 都市建設局 まちづくり推進部長	かとう ひろみ 加藤 宏美	~R5. 3. 31
			おおた やすお 大田 康雄	R5. 4. 1~
9	相模原市 都市建設局 土木部長	わたなべ けんたろう 渡邊 建太郎		

(2) 駐車場整備事業 経営戦略策定部会委員

No.	区分	所属機関等	氏名	備考
1	学識経験者	東京海洋大学 海洋科学技術研究科 研究科長	ひょうどう てつろう 兵 藤 哲 朗	
2		明星大学 経営学部 経営学科 教授/ 中小企業診断士	やすおか ひろみち 安 岡 寛 道	部会長
3	関係団体	相模原市自治会連合会 理事	おおき めぐみ 大 木 恵	
4		相模原商工会議所 商業部会長	ふるはし ゆういち 古 橋 裕 一	
5	市民	公募	おおみや まこと 大 宮 誠	
6	行政	相模原市 都市建設局 土木部長	わたなべ けんたろう 渡 邊 建 太郎	

(3) 駐車場ビジョン推進会議

No.	構成課・機関
1	土木部長（座長）
2	政策課長
3	産業・雇用対策課長
4	都市建設総務室長
5	道路計画課長
6	都市計画課長
7	都市整備課長
8	リニア駅周辺まちづくり課長
9	相模原駅周辺まちづくり課長
10	路政課長（事務局）

3-3 検討経過

駐車場ビジョン検討委員会…検討委員会
 駐車場整備事業 経営戦略策定部会…部会
 駐車場ビジョン推進会議…推進会議

会議名等	開催年月日	内 容
検討委員会（第1回）	令和4年8月1日	委員長及び副委員長の選出 現地視察
推進会議（第1回）	令和4年10月4日	基本計画部分資料確認
検討委員会（第2回）	令和4年10月17日	基本計画部分検討
推進会議（第2回）	令和4年11月9日	整備計画部分資料確認
検討委員会（第3回）	令和4年11月22日	整備計画部分検討
検討委員会（第4回） 部会（第1回）	令和5年1月24日	パブリックコメント案確認（書面会議） 経営戦略概要部分検討
パブリックコメント	令和5年3月15日 ～4月14日	駐車場基本計画、駐車場整備計画部分に ついてのパブリックコメント
推進会議（第3回）	令和5年7月9日	経営戦略部分資料確認
検討委員会（第5回） 部会（第2回）	令和5年7月25日	パブリックコメント結果報告（書面会議） 経営戦略施策部分検討
検討委員会（第6回）	令和5年8月21日	駐車場ビジョン全体の確認

相模原市駐車場ビジョン

令和5年11月

(問合せ先)

相模原市都市建設局土木部路政課

相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042-754-1111(代表)